

点検・評価報告書

2025(令和 7)年 4 月

医療創生大学

目次	
序章	1
第1章 理念・目的（基本情報一覧）	3
第1章 理念・目的（本文）	5
1. 現状分析	5
第2章 内部質保証（基本情報一覧）	11
第2章 内部質保証(本文)	15
1. 現状分析	15
2. 分析を踏まえた長所と問題点	24
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	25
第3章 教育研究組織(本文)	26
1. 現状分析	26
2. 分析を踏まえた長所と問題点	29
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	31
第4章 教育・学習（基本情報一覧）	32
第4章 教育・学習(本文)	35
1. 現状分析	35
2. 分析を踏まえた長所と問題点	52
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	53
第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）	54
第5章 学生の受け入れ(本文)	55
1. 現状分析	55
2. 分析を踏まえた長所と問題点	61
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	61
第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）	63
第6章 教員・教員組織(本文)	67
1. 現状分析	67
2. 分析を踏まえた長所と問題点	75
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	75
第7章 学生支援（基本情報一覧）	77
第7章 学生支援(本文)	78
1. 現状分析	78
2. 分析を踏まえた長所と問題点	86

3. 改善・発展方策と全体のまとめ	88
第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）	89
第8章 教育研究等環境(本文)	90
1. 現状分析	90
2. 分析を踏まえた長所と問題点	96
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	96
第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）	98
第9章 社会連携・社会貢献（本文）	99
1. 現状分析	99
2. 分析を踏まえた長所と問題点	107
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	108
第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）	109
第10章 大学運営・財務（1）大学運営(本文)	110
1. 現状分析	110
2. 分析を踏まえた長所と問題点	115
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	116
第10章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）	117
第10章 大学運営・財務（2）財務(本文)	118
1. 現状分析	118
2. 分析を踏まえた長所と問題点	123
3. 改善・発展方策と全体のまとめ	123
終章	125

序章

医療創生大学（以下、「本学」）は、1987（昭和 62）年 4 月に福島県いわき市の誘致を受け学校法人明星学苑が設置し、理工学部（基礎理学科・物性学科・電子工学科・機械工学科）、及び人文学部（日本文学科・英米文学科・社会学科）の 2 学部 7 学科を擁するいわき明星大学として発足した。さらに、1992（平成 4）年に大学院修士課程（理工学研究科・人文学研究科）、1994（平成 6）年に大学院博士課程（理工学研究科・人文学研究科）を開設し、その後、学部・学科や研究科・専攻の改組転換や募集停止等を経て、地域社会からの要請に応えるべく 2007（平成 19）年 4 月に 6 年制薬学部（薬学科）、2017（平成 29）年 4 月に看護学部（看護学科）、2019（平成 31・令和元）年 4 月に健康医療科学部（作業療法学科・理学療法学科）、及び留学生別科（秋季入学 1 年半コース・春季入学 1 年コース）を開設した。

この間、2015（平成 27）年 9 月には、法人機能の即応性と即時性を高めるために学校法人明星学苑から分離し、学校法人いわき明星大学の設置する大学に移行した。その後、2019（平成 31・令和元）年 4 月には、経営基盤の強化と更なる教育環境の充実と社会貢献の実現のため、千葉県、宮城県、岡山県に医療系専門学校 4 校を擁する学校法人葵会学園と合併し、法人名称を学校法人医療創生大学、大学名称を医療創生大学に改称した。

2020（令和 2）年 4 月に心理学部（臨床心理学科）、及び生命理工学研究科生命理工学専攻（修士課程・博士後期課程）を福島県いわき市（いわきキャンパス）に開設し、2021（令和 3）年 4 月に国際看護学部（看護学科）を千葉県柏市（柏キャンパス）に開設するなど、複数の改組改編を経て、現在の 5 学部 6 学科、及び 2 研究科 3 専攻の構成となっている。

本学は、大学基準協会による第 1 期機関別認証評価を 2006（平成 18）年度、第 2 期機関別認証評価を 2012（平成 24）年度に受審し、いずれも「大学基準協会の大学基準に適合している」との認証評価を受けた。しかし、2018（平成 30）年度に受審した第 3 期機関別認証評価の結果、「学生の受け入れ」、及び「教員・教員組織」において重大な問題が認められるとして判定を保留とされ、その後、指摘された 3 項目の是正勧告と 6 項目の改善課題を真摯に受け止め、全学の自己点検・評価と教学全般の責任者である全学教育委員会委員長（学長）のもと、内部質保証の体制、組織、及びシステムについて優先的に改善・向上に取り組み、2020（令和 2）年度の再評価の結果、「大学基準協会の大学基準に適合している」との認証評価を受けた。

現在、中央教育審議会に取りまとめられた 2018（平成 30）年の「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」や 2020（令和 2）年の「教学マネジメント指針」、2023（令和 5）年の「教学マネジメント指針（追補）」を踏まえた教育課程の改善や入学定員の適正化、大学の管理運営の改善等を図っている状況にあり、特に是正勧告で指摘された定員管理の徹底を始め、学習成果の把握・公表、財政基盤の確立等の改善に取り組んでいる。また、急速に進む人口減少を見据え、いわきキャンパスの 4 学部 5 学科の収容定員削減を機関決定し、2024 年（令和 6）年 5 月に収容定員の学則変更の届出を文部科学省へ行い、定員規模の適正化を図っており、さらに同年 12 月の理事会において 2026（令和 8）年 4 月の開設に向けた新学部の設置、及び 2026（令和 8）年度からの薬学部薬学科の学生募集停止を機関決定し、今後も厳しさを増す大学を取り巻く環境を踏まえながら、地域社会に必要とされる保健医療人材の育成に取り組んでいる。

本点検・評価報告書は、再評価結果における是正勧告の改善状況と大学基準協会から示さ

点検・評価報告書 様式

れた評価基準、及び評価の視点に則り、社会貢献や教育・研究活動のさらなる発展のため、多数の教職員の協力、及び担当委員会の客観的な判断と記述の基に作成されたものである。

大学概況

- | | |
|-------------|---|
| (1) 大学設置年 | 1987（昭和 62）年 4 月 |
| (2) 所在地 | 千葉県柏市小青田 1-3-4（柏キャンパス）
福島県いわき市中央台飯野 5-5-1（いわきキャンパス） |
| (3) 理念・目的 | 医療創生大学は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 薬学部、看護学部、健康医療科学部、心理学部、国際看護学部
人文学研究科、生命理工学研究科 |
| (5) 収容定員 | 1,730 人（学士課程）
30 人（修士課程）
6 人（博士後期課程） |

点検・評価報告書 様式

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	医療創生大学規程集 http://10.248.8.16
寄附行為又は定款	学校法人医療創生大学寄附行為 (https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/kifu_2024.pdf)
学則、大学院学則	医療創生大学学則(https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg2024.pdf) 医療創生大学大学院学則(https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg_gra2024.pdf)
履修要項・シラバス	履修の手引(https://www.isu.ac.jp/student/rishuyoko.html) 医療創生大学シラバス (https://cplan.isu.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx)
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称 (条項)	URL・印刷物の名称
医療創生大学学則(第1条)	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg2024.pdf
医療創生大学大学院学則(第1条)	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg_gra2024.pdf
医療創生大学方針	https://www.isu.ac.jp/information/university_policy.html
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称 (条項)	URL・印刷物の名称
薬学部	・医療創生大学学則(別表第1) ・学校法人医療創生大学ガバナンス・コード(第1章)1-2	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg2024.pdf https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/governance202401.pdf
看護学部	・医療創生大学学則(別表第1) ・学校法人医療創生大学ガバナンス・コード(第1章)1-2	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg2024.pdf https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/governance202401.pdf
健康医療学部	・医療創生大学学則(別表第1) ・学校法人医療創生大学ガバナンス・コード(第1章)1-2	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg2024.pdf https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/governance202401.pdf
心理学部	・医療創生大学学則(別表第1) ・学校法人医療創生大学ガバナンス・コード(第1章)1-2	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg2024.pdf https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/governance202401.pdf

点検・評価報告書 様式

国際看護学部	・医療創生大学学則(別表第1) ・学校法人医療創生大学ガバナンス・コード(第1章)1-2 国際看護学部設置の趣旨	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg2024.pdf https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/governance202401.pdf https://www.isu.ac.jp/media/files/information/nursing/global%20nursing/02_secchi.pdf
生命理工学研究科	・医療創生大学大学院学則(別表第1)	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg_gra2024.pdf
人文科学研究科	・医療創生大学大学院学則(別表第1)	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/regulations/isu-reg_gra2024.pdf
備考：医療創生大学 学生生活ガイド (C-Learning)		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
中期事業計画(平成29(2017)年度～令和3(2021)年度)	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/disclosure/jigyuu-hokoku/h29r03midr2.pdf
学校法人医療創生大学 第二次中期事業計画(2022(令和4)年度～2026(令和8)年度)	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/disclosure/jigyuu-hokoku/r4r8mid-20240522.pdf
経営改善計画 経営改善計画 2024年度～2031年度(8カ年)	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/disclosure/keieikaizenkeikaku_2021.pdf 学校法人医療創生大学第3回理事会資料 https://garoon.isu.ac.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/index?sp=0&hid=2003
収容定員変更に伴う学則変更届出	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/disclosure/20250401_syuyouteiin_henkou-r2.pdf
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的(本文)

評定：S (A) B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

本学は、1987(昭和 62)年に福島県いわき市の誘致を受け、地域に必要な人材を高等教育機関で養成するといういわき市との共通目的のもとにいわき明星大学として開学した。開学当初は学校法人明星学苑が大学の管理運営を行っていたが、2015(平成 27)年に学校法人明星学苑から分離独立し、学校法人いわき明星大学が管理運営を行う大学となった。2019(平成 31・令和元)年には、学校法人葵会学園と合併し、学校法人名称を学校法人医療創生大学と改めるとともに大学名称を医療創生大学と改称した。2021(令和 3)年には千葉県内における看護職員の不足と来るべき国際化を踏まえ、千葉県柏市に設置している葵会柏看護専門学校の新設を停止し、新たに国際看護学部看護学科を設置し、いわきキャンパス及び柏キャンパスの2キャンパス体制となった。

現在は、「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」を教育の理念・目的として定め、いわきキャンパスに薬学部薬学科、看護学部看護学科、健康医療科学部作業療法学科、理学療法学科、心理学部臨床心理学の4学部5学科、大学院生命理工学研究科生命理工学専攻(修士課程、博士後期課程)、人文学研究科臨床心理学専攻(修士課程)の2研究科3専攻、柏キャンパスに国際看護学部看護学科の1学部1学科を擁する大学として教育研究活動等を行い、社会に有為な保健医療系人材、及び一般職業人を養成している。

本学は学校法人医療創生大学寄附行為第3条において、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、地域社会に貢献する人を育成することを目的とする」ことを定めている。また、医療創生大学学則第1条では「教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする」と定めている。大学院学則第1条では「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部・大学院に於ける一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につとめ、国家、社会に貢献し得る有能な人材の育成、及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする」と定めている。これらの理念・目的を実現するため、本学では下記5つの教育内容と教育方法を掲げている(根拠資料 1-1【ウェブ】)

- ・大学で学ぶ意識を高める少人数・演習形式の初年次教育
- ・さまざまな学修歴をもつ学生に対応した効果的な基礎教育
- ・時代を見据え、地域に根ざし、体験を通して学ぶ専門教育

- ・専門を越えた探究心と充実した心身を育む教養教育
- ・きめ細かな個別指導と快適な自習環境の提供による学習支援

また、「医療創生大学方針」として、教育目標及び教育方針を実現するために求める教員像及び教員組織の編成方針、求める職員像、人材育成の目標・方針、修学支援、生活支援、就職支援、障害学生支援を掲げており、さらに、生成AIの取り扱いに関する方針、情報セキュリティ対策基本方針、教育研究環境整備に関する方針、社会連携・社会貢献に関する方針、管理運営に関する方針、内部質保証に関する方針、学校法人医療創生大学 情報公開基本方針を掲げ、各種業務遂行の基本としている。これら大学の理念・目的等は大学ホームページにて公開している(基本情報一覧 医療創生大学方針)。

【学部・学科の理念・目的】

医療創生大学学則別表第1には、大学の教育理念・目的を踏まえて、各学部における各々の特色を織り込んだ人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的を設定し、更に学科として身につけるべき能力として学位授与の基準を定めている(基本情報一覧 学部・研究科等における教育研究上の目的)。

薬学部では本学の教育理念・目的を踏まえて、「一人ひとりの学生を大切にする手塩にかける教育を行い、従来の薬剤師としての職能に加えて、チーム医療の中で貢献できる、問題発見能力と問題解決能力を備えた薬剤師を育成し、地域社会に貢献できる有為な人材を送り出すこと」を理念としており、教育上の目的として「豊かな人間性を有し、率先して地域の人々の健康の増進・向上に寄与することのできる、研究マインドと確かな知識に裏打ちされた、自律・自立した薬剤師を育成すること」を掲げ、「臨床的な問題解決から基礎研究まで、多様な視点での研究活動を行い、科学と社会に貢献すること」を教育研究上の目的としている。

看護学部では本学の教育理念・目的を踏まえて、「幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護専門職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い(すなわちESD: Education for Sustainable Development を実践し)、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を育成すること」を教育研究上の目的としている。

健康医療科学部では本学の教育理念・目的を踏まえて、「地域社会に貢献できる人の育成」に基づき、「地域で生活するあらゆる世代の人々がその人らしく、健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者(Evidence-Based Practitioner)を育成すること」さらに、「高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾けきめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成すること」を教育研究上の目的としている。

心理学部では本学の教育理念・目的を踏まえて、「心理学の専門性を備えて社会の中で自らの心の健康のみならず、対人関係の調整やストレスへの対処などに関する専門的な知識を持ち、人間関係の調整に役立つスキルを備えた社会人を育成すること」を理念としており、そのため、「①現代社会の諸問題に対し、心理学や実証科学的な観点に立ち、適切な情報処

点検・評価報告書 様式

理と問題解決ができるための知識・技能を修得する。②多様な社会生活において、自分や周囲の人たちの心の健康を維持・促進するために、柔軟でバランスのとれた人間一環境理解とそれに基づいた対応ができるための知識・技能・態度を修得する。③卒業後に公認心理師の受験資格取得をめざし、保健医療や福祉、教育、その他の分野において「心の専門家」として活躍できるための基礎的な心理学の知識・技能を修得する。」ことを教育研究上の目的としている。

国際看護学部では本学の教育理念・目的を踏まえ、多文化共生社会となっていく社会構造の変化に対応するため、グローバルな視点をもった「社会に有為な保健医療人材の養成」、及び「グローバル化した社会においては、出身国が異なる人々に対し、その人の生まれ育った歴史を含めた全人的な存在そのものを受け入れながら、より質の高い看護ケアを提供することが求められる。そのためには、世界標準言語である英語を駆使して看護ケアを実施できることはもとより、異文化理解を含む、広い視野を持ち、慣習の違いを超えた人間的な関わりとコミュニケーション技術、さらには高度な情報処理能力に基づく科学的な考え方と研究する力を持った看護専門職が要求される。国際看護学部では、このような看護の新しい役割を担えるような人材を育成する。」ことを教育研究上の目的としている。

【研究科の理念・目的】

医療創生大学大学院学則別表第1には、大学の教育理念・目的を踏まえて、各研究科における各々の特色を織り込んだ教育研究上の目的を設定している(基本情報一覧 学部・研究科等における教育研究上の目的)。

生命理工学研究科生命理工学専攻(修士課程)では「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」を目的として、分子レベルでの生命科学から創薬、および化学療法と人間工学を基盤とし、健康の維持と増進に寄与し、医療現場での中核となりうる深い知識と研究能力・実践力を兼ね備えた研究者・技術者・医療人を養成することを目的としている。生命理工学研究科生命理工学専攻(博士後期課程)では大学の教育理念・目的を踏まえ、生命科学、薬学、健康医療科学分野における高度な知識と創造的な研究能力を資する教育・研究者、医療の現場で中核となりうる慈愛と科学的な論理的思考力を兼ね備えた高度医療専門職リーダーを養成することを目的としている。この研究科の人材育成、教育研究上の目的を踏まえて学生が身につけるべき能力を生命理工学専攻(修士課程)、生命理工学専攻(博士後期課程)それぞれに設定している。

人文学研究科では大学の教育理念・目的を根本に据え、学士課程での専門教育を基盤としつつ、より高度な学術の理論および応用の方法を修得させ、広く社会に貢献できる研究者および高度な専門的職業人を養成することを目的とし、具体的には臨床心理士・公認心理師の養成を目指している。

このように「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛ある医療人の創生」という大学が掲げる教育理念・目的を実現するために、各学部、研究科の教育研究上の目的が連関しており、適切に定められているといえる。

建学の精神、教育理念・目的、教育目標は、前述のとおり医療創生大学学則、及び医療創生大学大学院学則に記載し、大学ウェブサイトにて公開している。教育理念・目的は、高校

点検・評価報告書 様式

生向けの大学案内、入試ガイドにも記載し、受験対象者にも理解が得られるように公表している。また、学生に対しては、大学ウェブサイト上に掲載している学則、各学部・研究科の履修の手引（履修要項）にそれぞれの学部・研究科の理念・目的等を掲載している（基本情報一覧 履修要項・シラバス）。教育理念・目的を学生、及び教職員に周知するとともに広く社会に公表していることは適切であると判断できる。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

【中期事業計画】

本学は教育理念・目的を実現するため、2017（平成 29）年度より中期事業計画を策定している（基本情報一覧 中期事業計画（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度））。

中期事業計画（2017～2021）における教育理念・目的は、策定時点（2016（平成 28）年度）では計画に含まれていなかった学部構成の変更（教養学部の募集停止、心理学部の設置）と、2019（平成 31・令和元）年度より大学名称を「医療創生大学」と改称したことに伴い、教育理念・目的を「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」へと変更している。

変更となった中期事業計画（2017～2021）においては「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛ある医療人の創生」という教育理念・目的を達成するための計画として「新たな大学のあり方の検討」、「収支改善策の検討・実施」、「教育改革の実施」、「学生満足度の向上」、「地域連携の推進」を掲げた。「新たな大学のあり方の検討」として、2020（令和 2）年度に教養学部を改組し、心理学部臨床心理学科を設置するとともに、理工学研究科を改組し、薬学・健康医療科学の研究者・医療職リーダーを育成するため生命理工学研究科を設置した。2021（令和 3）年度には学校法人医療創生大学が運営していた葵会看護専門学校の学生募集を停止し、国際看護学部を設置した（柏キャンパス）。また、看護学専攻大学院の設置も検討したが保留としている。「収支改善策の検討・実施」として収入を増やすために、学生募集活動の見直しと広報改革を行った。その柱として高大接続改革を見据えた入試改革の検討、募集活動の検証と新たな施策の検討、広報改革の検討を行った。一方、支出の抑制策として人件費比率抑制のための制度の検討・実施、補助金増加策の検討・実施、固定費の効率化の推進を図った。経費の効率化として業務委託の見直し、消耗品の削減を行い、結果として管理経費、教育経費が減少した。また、人件費削減に伴い、職員数が減ることにより法人業務体制、業務分掌の見直しと効率化を行った。これらの事業は内容の検討・実施状況について全学教育委員会を主体として行っていたが、2018（平成 30）年の認証評価において改善課題として指摘を受けたため、第 2 次中期事業計画では全学教育委員会と自己評価委員会が事業計画の実質的な検証や改善指示を行うよう体制の見直しを行った。

第 2 次中期事業計画（2022～2026）は、建学の精神である「地域社会に貢献する人を育成す

点検・評価報告書 様式

ること」を達成するために策定されている。大学においては教育理念・目的を達成するために「Ⅰ. 教育の質保証」、「Ⅱ. 満足度の向上」、「Ⅲ. 社会的評価の向上」の観点でいわきキャンパス、柏キャンパスの現状認識、問題点の分析がなされた。これらを基に「(1) 教育の質保証(教育課程と学習成果)」、「(2) 人事計画(教員組織・教員人事計画)」、「(3) 学生満足度向上(学生支援・就職支援)」、「(4) 入学定員の確保(学生の受け入れ)」、「(5) 教育研究環境・施設等整備計画」、「(6) 社会貢献・研究活動」の6項目を掲げ、立地や環境が異なる柏キャンパス、いわきキャンパスそれぞれについて事業計画を立案し、工程表を作成している。中期事業計画の工程表には対応部局、実施責任者、実施目標、実施計画、取組内容と数値目標等を定め、何に取り組み、何を目指すのか、責任主体はどこにあるのかを明らかにしている(基本情報一覧 中・長期計画等)。

【中期事業計画の運営体制】

中期事業計画全体の運営体制として学長が委員長を担う「全学教育委員会」を責任主体とし、各学部の委員から構成される「自己評価委員会」を実施主体して諸施策の進捗状況や達成状況を確認している。具体的には、中期事業計画の工程表で示された実施主体(学部、事務局、委員会等)が定期的(年2~4回)に諸施策の進捗状況を把握、確認し、自己評価委員会へ報告する。自己評価委員会は、確認、検証を行った上で全学教育委員会へ報告する。全学教育委員会は報告された進捗状況・達成状況を確認し、改善事項等を整理・総括し、次年度に向け各部局に改善を指示している。このような年間のPDCAサイクルを構築し、諸施策の進捗状況、達成状況を検証し、改善に繋がるように運営している。この全学教育委員会を主体とした大学が行っている事業の進捗・達成状況は、事業報告書として毎年理事会にて報告、確認されている。財政面に関しては、学校法人医療創生大学経営改善計画によってその状況、課題が明らかとなったことで、現在は数値目標を中期事業計画に示し、各種取組を実行していくことで改善を図っている。また、2024(令和6)年度には、第2次中期事業計画では予測できなかった財政状況の変化を鑑み、新たな経営改善計画2024年度~2031年度(8ヶ年)を策定し、健全な経営を行うべく努力している(基本情報一覧 第2章 内部質保証)。

これらのことから、事業計画の策定、実施、検証と実質的にPDCAサイクルを回しているといえるため、適切であると判断できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

第2次中期事業計画において工程表を作成し、項目毎の実施主体、実施目標、実施計画、数値目標を定め、定期的に報告していることは、実施状況の自己評価が行えるという意味で、教育理念・目的の達成に寄与する部分が多い。一方、工程表における数値目標が高すぎる場合もあり、努力目標化している部分も否めないことから、現実的に実現可能な数値目標を年度毎に見直すことを検討しなければならない。なお、本学は財政面に関する状況が決して良好な状況とは言えなかったが、各種施策に取り組んだことで一定の成果が出ている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の教育理念・目的を実現するためには、5年単位の中期事業計画の引き継ぎでは、不十分であり、少子高齢化という環境要因を含めて大学全体の将来的な道程が見えてきにく

点検・評価報告書 様式

いことから、2024（令和6）年度より理事会で決定された「将来構想委員会」を設置し、本学が永続的に存続できるような組織・人事等に関する長期的な事業の計画立案を行っている。

本学は教育理念・目的を明確に定め、学生教職員はもとより受験生や広く社会に公開している。また、中期事業計画においては工程表を作成し、点検・評価を行い、改善に努めている。以上のことから教育理念・目的は適切であると判断できる。

点検・評価報告書 様式

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

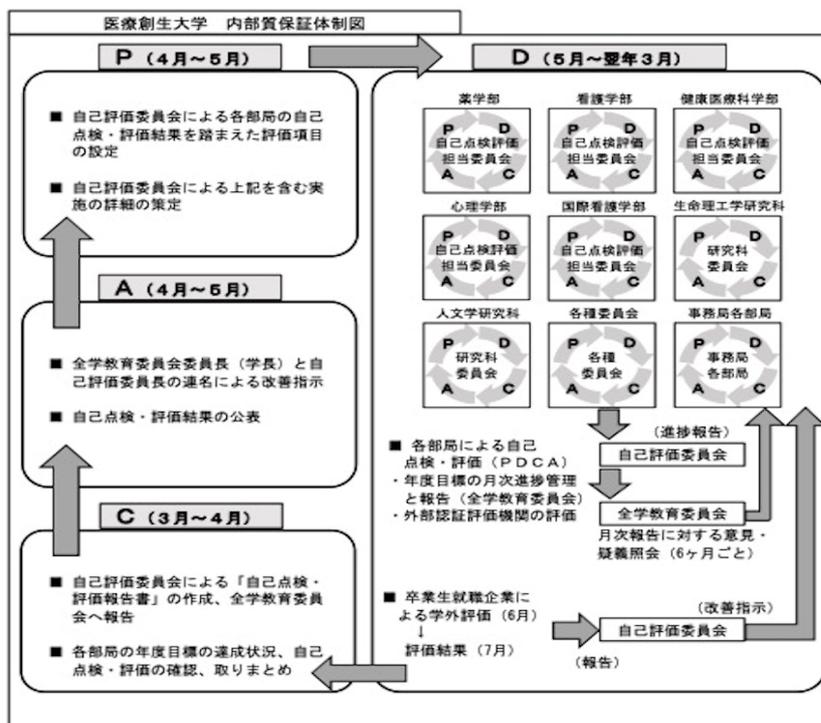
内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
内部質保証に関する方針 自己点検評価に関する規程 全学教育委員会細則 医療創生大学アセスメントプラン	https://www.isu.ac.jp/information/university_policy.html http://10.248.8.16/doc/rule/570.html http://10.248.8.16/doc/rule/390.html https://www.isu.ac.jp/information/assessment_plan.html
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
全学教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 各学部で実施されている教育の総合調整及び全学共通教育の点検 教育課程の編成に関わる全学的な方針の策定・検証・評価 自己評価委員会と共同した、教育・研究の内部質保証のための評価、点検ならびに助言
	名簿（URL・印刷物の名称）
	医療創生大学各種委員会等一覧
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》

P	自己点検・評価項目及び実施の詳細の策定 (規程第2条、3条)
D	各部局の教育活動（PDCA）の確認・把握、学外評価に基づく各部局への改善指示
C	各部局の自己点検・評価結果の確認、検証、及び自己点検・評価報告書の作成 (規程第5条、6条)
A	検証結果に基づく全学教育委員長と自己評価委員長の連名による各部局への改善指示、及び自己点検・評価結果の公表（規程第8条）



点検・評価報告書 様式

設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.isu.ac.jp/media/files/jikotenken/2020_evaluation_results.pdf
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.isu.ac.jp/media/files/jikotenken/2022_kaizen_kekka_isu.pdf
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
備考：	

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 8 条、専門職大学設置基準第 11 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/jikotenken.html
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1 https://www.isu.ac.jp/information/policy.html
教育研究上の基本組織	https://www.isu.ac.jp/media/files/information/org/org_chart20240401.pdf
学位授与方針	基準 4 https://www.isu.ac.jp/information/policy.html
教育課程の編成・実施方針	基準 4 https://www.isu.ac.jp/information/policy.html
学生の受け入れ方針	基準 5 https://www.isu.ac.jp/information/policy.html
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	・教員数 https://www.isu.ac.jp/information/org/number.html#kyoinsuu ・各教員が有する学位及び業績 https://www.isu.ac.jp/ed/staff/
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.isu.ac.jp/information/org/number.html
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.isu.ac.jp/job/data/data_gakkabetsu.html
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.isu.ac.jp/syllabus/index.html
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.isu.ac.jp/information/regulations.html
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.isu.ac.jp/information/facilities.html
授業料、入学金その他の大学が徴収する費用	https://www.isu.ac.jp/exam/nyugakukin.html
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.isu.ac.jp/student/officehour.html https://www.isu.ac.jp/job/data/results.html https://www.isu.ac.jp/job/data/career_prospect.html

点検・評価報告書 様式

	https://www.isu.ac.jp/job/data/data_gakkabetsu.html https://www.isu.ac.jp/hoken/index.html
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/zaimu.html
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	
学位の取得状況	学生教職員数 その他 https://www.isu.ac.jp/information/org/number.html#sonota
学生の成長実感・満足度	情報公開 アンケート調査 在学生アンケート(卒業時) 学生生活満足調査 https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/servey.html
進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率等)	※前掲「情報公表」参照 https://www.isu.ac.jp/job/data/results.html https://www.isu.ac.jp/job/data/career_prospects.html https://www.isu.ac.jp/job/data/data_gakkabetsu.html
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表 6 参照 https://www.isu.ac.jp/information/org/number.html#sonota
学修時間	情報公開 アンケート調査 学修行動調査 https://www.isu.ac.jp/media/files/information/disclosure/graduate/2023_gakusyukodo.pdf
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	
教員一人あたりの学生数	学生教職員数 教員数 https://www.isu.ac.jp/information/org/number.html#sonota
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	
FD・SDの実施状況	FD・SD 活動(https://www.isu.ac.jp/ed/fd.html)
備考：	

点検・評価報告書 様式

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	
卒業者の教員への就職の状況に関すること	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

第2章 内部質保証(本文)

評価：S・A(B)・C

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的の実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

【内部質保障体制】

内部質保証における本学の基本的考え方として、医療創生大学学則第64条において「本学の研究教育水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について、自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。この考えに基づき、より具体的な方針を示すものとして以下の「内部質保証に関する方針」を定めている(基本情報一覧)。また、教育の成果を可視化し、教育改善を恒常的に実施するために3ポリシーに即した独自の評価指標(アセスメントプラン)を開発し、学生の学修成果を測定・評価している(基本情報一覧 内部質保証)。

内部質保証に関する方針

本学は、教育目標の実現に向けて組織的かつ定期的な自己点検・評価を行い、恒常的に大学改革、教育改善を推進する。機能的な自己点検・評価の実践のため、次のとおり内部質保証に関する方針を定める。

1. アセスメントプランに基づいて客観的で合理的なデータを収集し、学内の教育研究情報の適切な把握と分析を行い、成果を可視化することで恒常的な点検・評価活動を行う。
2. 自己点検・評価結果を積極的に公表して透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たす。
3. 第三者評価機関による認証評価を受けることにより、自己点検・評価の妥当性と客観性を担保する。
4. 内部質保証の実践が教職員の自律的継続的な活動となるような施策を積極的に展開する。

点検・評価報告書 様式

医療創生大学学則第 64 条、医療創生大学大学院学則第 10 条、及び「内部質保証に関する方針」に関連して、内部質保証、特に自己点検・評価の内容、組織、結果の公表を定めたのが「自己点検・評価に関する規程」である。「自己点検・評価に関する規程」では、第 5 条で「全学の自己点検・評価の責任主体は、全学教育委員会とし、実施の主体は自己評価委員会とする。また、各部局の自己点検・評価は、学部においては担当委員会、大学院においては研究科委員会、学長諮問委員会においては当該委員会が行うこととする。」とし、実施主体、各組織の役割を定めている。全学教育委員会は、全学教育委員会細則第 1 条において、教育・研究全般に関する施策を審議し、あわせてその質保証と質向上を図るための組織であると明記されている。委員長は学長であり、委員として学長代行、副学長、各学部長・各研究科長、入試委員長、広報委員長、教務委員長、学生生活委員長、FD・SD 委員長、自己評価委員長、事務局長、学長が指名する職員若干名で構成されている。これらの規程により組織の位置付け、役割や責任を明らかにしている。

同細則第 2 条においては(1)各学部で実施されている教育の総合調整及び全学共通教育の点検、(2)教育課程の編成に関わる全学的な方針の策定・検証・評価、(3)自己評価委員会と共同した、教育・研究の内部質保証のための評価、点検並びに助言、(4)その他、第 1 条の設置趣旨にかなう事項を行う、と定められている。全学教育委員会は 2022(令和 4)年度までは四半期に 1 度、2023(令和 5)年度からは半期に 1 度開催している。各学部・研究科は自己評価委員会から提示された自己点検チェックリストをもとに各施策の進捗状況を確認し、自己点検・評価を行っている(根拠資料 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-37、2-38)。

教育に関連する組織として学長の諮問委員会である「教務委員会」がある。規程上は教務関連の諸問題に関する事項を審議することとなっており、学部・学科共通の全学的な教務関連の議題を審議している。自己点検・評価及び改善活動に関してはアセスメントプランの指標である「学修行動調査」の実施・分析を行い、全学教育委員会に報告している。また、各学部学科の専門科目以外の教養科目の諸問題の審議については、「いわき共通教育委員会」が運営されていたが、2024(令和 6)年度以降は教務委員会がその任を担っている。学部内の教務に関する諸問題に関しては、各学部で学部の教務に関する委員会が組織され、学部内の教務関連の諸問題を審議している。学部内の教務委員会の代表委員が全学の教務委員会の委員を兼ねており、全学教務委員会との情報共有や学部の意見を全学教育委員会に伝える役割を担っている。また、学部によっては、教育の更なる改善・向上を目指して「カリキュラム委員会」が組織され、現行の学部カリキュラムの見直し・検討を行っている。各研究科においては、研究科委員会が中心となってワーキンググループ等を組織し、自己点検・評価を行っている。

自己評価委員会が提示した自己点検チェックリストに基づいて、各学部、研究科が教育の企画・設計と実施、自己点検・評価及び改善活動を行っていることから適切に調整・支援を行っているといえる。

以下は評価項目①「具体的な例」に関する説明である。

○3つの方針の策定の調整・支援

点検・評価報告書 様式

本学は、「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」という教育理念・目的に基づいて教育研究活動を行い、社会に有為な保健医療人材の育成を目指している。その教育理念の実現のためにディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの3ポリシーを策定しているが、これらは以下の方針「3つのポリシー策定の基本方針」(根拠資料 2-22【ウェブ】)に基づいている。

3つのポリシー策定の基本方針

1. ディプロマポリシーでは、学位を授与する要件として学生が身につけているべき資質・能力の目標を示します。カリキュラムポリシーでは学生が資質・能力を身につけるために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、どのように評価するのかを示します。アドミッションポリシーでは、求める学生像、入学に際し求められる学修成果などを示します。
2. 3つのポリシー間の一体性、整合性に留意して、具体的で分かりやすい表現で本学の教育の特色と内容を伝えます。
3. 3つのポリシーを教育の質保証、教育改善の点検・評価の PDCA サイクルの起点とします。
4. 定期的な点検・評価と見直しを行い、より良いものへと充実させていきます。

これに基づいて大学の3つのポリシーが策定されており、各学部・研究科の3ポリシーは大学の3ポリシーを踏まえて策定されている。

各学部・研究科の3ポリシーについては「3つのポリシー点検評価表」を用いて、毎年、全学教育委員会から各学部・研究科に対し、自己点検・評価を依頼し、全学教育委員会にて結果報告を受けている(根拠資料 2-3、2-4、2-5、2-6、2-9、2-10、2-7、2-8、2-37、2-38)。点検・評価の結果、見直しの必要性があれば各学部教授会・研究科委員会で審議の後、全学教育委員会での審議、大学評議会での審議を経て、変更を行う仕組みとなっている。

また、各研究科の3ポリシーは策定されているものの、大学院としての3ポリシーが未策定だったことから令和6(2024)年度に当該3ポリシーについて検討を依頼している(根拠資料 2-7、2-8)。なお、3ポリシーの点検・評価には、アセスメントプランで示されている指標が用いられる。例えば、アドミッションポリシーの評価の際には、機関(大学)レベルでは入学前教育アンケート、教育課程(学部)レベルでは各種入学試験、入学前教育課題、科目(個々の授業)レベルではプレイスメントテストを使用している。

○体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援

体系的・組織的な教育課程の編成については、前述のとおり、3ポリシーの自己点検・評価と同時にカリキュラムツリー・カリキュラムマップの見直し検討を全学教育委員会から各学部、研究科に依頼している。

本学では、大学の3ポリシーに基づき、学部のポリシーを設定し、教育課程が体系的・組織的になるように編成している。また、学生の教育課程の理解促進のために、カリキュラムツリー・カリキュラムマップを作成し周知している。3ポリシーの適切性については、先述の通り自己評価委員会、全学教育委員会から各学部、研究科へ見直し・検討について依頼が

点検・評価報告書 様式

なされ、各学部、研究科ではアセスメントプランで示された指標を踏まえ、必要に応じてポリシー等を見直している(根拠資料 2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-37、2-38)。各学部、研究科はそれら資料をもとに毎年3ポリシーの点検・評価を行い、必要に応じてポリシーの変更それに伴うカリキュラムツリー・カリキュラムマップの変更を行っている。

○効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援

効果的な教育方法の開発に関わるものとして全学のFD・SD委員会があり、教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上、能力開発に関する委員会として組織している。各学部から委員が選出され、全学教職員の資質向上に向けた取組(研修会の立案・実施、授業評価の実施等)を行っている。また、各学部においてはFD・SD委員会に選出された委員が中心となって学部のFD活動を行っている。活動を立案する上で基礎となるデータは、アセスメントプランの在学時の教育課程に掲げられている項目(GPA、成績分布状況、取得単位数、国家試験模試、外部模擬試験、学修行動調査、留年率)や、科目レベルに掲げられている項目(成績評価、アセスメントテスト、学外実習評価、成績分布状況、授業評価(改善)アンケート)である。

授業評価(改善)アンケートは、学修支援システム(C-Learning)を利用し、学期毎(前期・後期)に実施している。授業評価(改善)アンケートでは学生が授業担当教員の授業を評価し、その結果について、教員が自己点検・評価を行い、教員自身のコメントが付された結果をC-Learningを介して履修担当学生に公開し、フィードバックを行っている。教員は更に担当授業科目全体のアンケート結果をまとめた自己点検・評価の個別報告書を全学FD・SD委員会に提出する。また、各教員の個別報告書をもとに学部FDを行っている。これはアンケートで評価が低かった項目等について教員間で分析・検討を行い、改善の方向性について情報共有を行うものである。この学部FDの結果を取りまとめた「授業改善アンケートに基づく授業改善報告書」を全学FD・SD委員会に提出する。全学FD・SD委員会は授業評価(改善)アンケート集計結果と合わせて、学部FDを行った「授業改善アンケートに基づく授業改善報告書」を全学教育委員会に報告する、という仕組みによって大学全体で情報共有を行い、授業改善を行っている。さらに、全学FD・SD委員会は主に人材育成の目標・方針「1.教育の質の向上に関する研修」に沿った研修会を実施しており、その取組の自己点検・評価は自己評価委員会に提出され、全学教育委員会に報告している(根拠資料 2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8)。

本学は医療系大学であるため、学生が各種国家試験に合格することを学習成果、質保証の重要なファクターの一つとして位置付けており、アセスメントプランのディプロマポリシー評価における、教育課程レベルの指標となっている。そのため各学部ではカリキュラムとは別に国家試験合格のための工夫を行っている。

薬学部においては、国家試験合格率は全国でも上位に位置しているが、目標の合格率に達していないことから、薬学部内に国家試験対策委員会が設置されており、薬剤師国家試験合格に向けた対策等を実施している。具体的には1年次より6年次まで定期的に外部の模擬試験(薬剤師国家試験予備校の実施するもので詳細なデータ収集、分析、他大学との比較が可能)が実施され、学生は学内の成績だけでなく現在の学習状況、知識の定着の状況を確認

点検・評価報告書 様式

できる。模擬試験成績の返却はチューター教員が行い、その際に学生と共に現状を確認することで、学生の理解度や学習達成度を把握している。さらには、模擬試験の成績など状況に応じて、国家試験対策委員会が学生との面談を実施し、成績低迷者のフォローを行っている。

看護学部においては、国家試験合格率が目標に達しなかったため、国家試験対策委員会を設置し、1年次から国家試験に対する意識を高めるために国家試験対策の機会を設けている。特に4年生については各種模擬試験を実施し、受験直後の自己採点結果を可視化し、早期にフィードバックし、国家試験対策のアドバイスを行っている。

健康医療科学部では、全学教育委員会から国家試験合格率が目標に達しなかったとの指摘があったことから、1年次から国家試験対策の機会を設けている。国家試験に対する意識を高めるために全学年を対象に健康医療科学部統一模擬試験を実施している。4年次の国家試験対策としては基礎医学領域(解剖学、生理学等)や模擬試験の低得点領域を抽出し、特別講義を実施している。その他にもオンラインドリルを利用し、学生個人のスマートフォンやPCでいつでも国家試験に関する問題を解き、教員がその状況を把握し、定期的な指導を行うことができる体制を整えている。さらに結果を可視化し、教員から学生へのフィードバックを行っている。また、基礎医学領域の理解を早期から深めることを目的に1年次の専門基礎科目(人体の構造Ⅰ～Ⅳ、人体の機能Ⅰ・Ⅱ、運動学)では、15回の授業を8週間で実施して成績評価の試験を行い、合格点に満たない学生については更に5週間の学習支援プログラムを受けた後に再試験を受験するという「モジュラーシステム」を導入している。

国際看護学部においては、完成年度を迎えていないことから国家試験合格率の結果は示されていないが、来るべき国家試験に向けて1年生から模擬試験を受験させ、正答率の低い問題については学部教員による解説と講義を行っている。学習が一人でできない学生についてはオンライン講習を勧めるなど学力向上策を講じている。

○学修成果の可視化に向けた調整・支援

学習成果の可視化については、2021(令和3)年度から自己評価委員会が各学部に依頼し、各学部のディプロマポリシーに定める資質・能力の修得を直接的に評価できる授業科目を3科目程度選出してもらい、学生の成績データを各学部に提供し、各学部での分析結果を全学教育委員会において報告している(根拠資料 2-1、2-2、2-11、2-12、2-9、2-10)。

また、2024(令和6)年度においてはアセスメントプランの指標である卒業時アンケートの経年的(2020～2023年度)変化をグラフ化し、可視化した資料を全学教育委員会で報告している(根拠資料 2-7、2-8)。このアンケートは学部毎の教育に対する満足度や学生が身につけたと思う力、大学に対する評価等のデータがあり、間接的にはあるが、学修に影響を与えたと思われる要因について知ることができる。

○自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

自己点検・評価の手続は自己評価委員会が自己点検・評価項目を設定し、年度当初に各部局、各委員会へ通知している。この自己点検・評価項目は3種類あり、大学の教育理念の実現のために計画された学校法人の中期事業計画に基づく点検・評価項目である①「自己点検チェックリスト(中期事業計画に基づく)」、「内部質保障に関する方針」で提示したアセスメントポリシーに基づく評価指標に関する②「自己点検チェックリスト(アセスメントプラン

点検・評価報告書 様式

に基づく)、大学基準協会の「大学基準(教育課程・学修成果)」と「大学基準(学生の受け入れ)」をもとにした③「大学基準に基づく自己点検・評価リスト」である(根拠資料 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-37)。各部局(学部・研究科)は、上記3種類全てに関して自己点検・評価を行い、事務局は①「自己点検チェックリスト(中期事業計画に基づく)」及び、②「自己点検チェックリスト(アセスメントプランに基づく)」に関して自己点検・評価を行う。各委員会は、①自己点検チェックリスト(中期事業計画に基づく)」に関して自己点検・評価を行っている。各部局、各委員会、事務局は半期または四半期毎にチェックリストに記載の自己点検・評価項目に基づいて報告書を作成し、自己評価委員会に提出する。自己評価委員会は、年度末に各部局、各委員会、事務局の報告書を取りまとめ、特に各部局については改善課題を付して全学教育委員会に報告している。全学教育委員会は、「全学教育委員会細則」第2条に基づいて自己評価委員会からの報告を評価、点検し、各部局に改善課題や改善指示を発出している。なお、従来のアセスメントポリシーについては学部構成の改編に伴い 2021(令和 3)年度にアセスメントプランと名称を変更し、指標も見直しを図っている(根拠資料 2-13、2-14)。

各部局、各委員会、事務局の点検・評価項目については、自己評価委員会で検討し、修正意見があれば全学教育委員会の委員長である学長から理事会に発議し、中期事業計画の見直し、アセスメントプランの見直しを行っている。

○自己点検・評価の定期的な実施と結果の活用改善・向上について

2018(平成 30)年度の大学基準協会の大学評価における指摘を受け、大学全体の自己点検・評価の体制は「全学教育委員会」と「自己評価委員会」を中心としたシステムに改善された。

「自己評価委員会」が自己点検・評価項目を設定し、定期的に各部局、各委員会、事務局での取り組みや自己点検・評価の確認・検証を行う。「全学教育委員会」は報告された内容を踏まえて、各部局、各委員会、事務局に対して次年度に向けた改善を指示するというサイクルを行っている。

学部においては、全学教育委員会から指示を受けた学部長が自己点検・評価項目及び改善課題を学部内で検討する。その中心となるのが学部内委員会であり、自己点検・評価項目に合わせて学部内の教務委員会、入試広報委員会、学生生活委員会、FD・SD 委員会等が半期あるいは四半期に進捗・達成状況を自己点検・評価し学部長に報告する。学部長がそれを取りまとめて、自己評価委員会に報告するというサイクルである。研究科においては研究科委員会が自己点検・評価項目と改善課題について進捗・達成状況を自己点検・評価し、研究科長がそれを取りまとめて自己評価委員会に報告している。

事務局においては部署長が、自己評価委員会が設定した評価項目を自己点検・評価し、自己評価委員会に報告している。

学長の諮問委員会も同様に、自己評価委員会が設定した自己点検・評価項目について自己点検を行い、自己評価委員会に報告している。自己評価委員会自体も「内部質保証システムを適切に機能させ、教育の充実と学習成果の向上を図る」という実施目標を掲げ、自己点検・評価を行い、全学教育委員会に報告している(根拠資料 2-37)。

自己評価委員会から提示される自己点検・評価項目には数値目標が示されており、未達成の場合は、達成できない原因等を各部局、各委員会、事務局で検討し、次回までに改善が求

点検・評価報告書 様式

められるというサイクルを実施していることから適切に自己点検・評価、改善・向上に取り組んでいるといえる。

○自己点検・評価の客観性、妥当性に関する外部の意見

2022(令和4)年までのいわき明星大学時代には、いわきキャンパスの地元であるいわき市の企業や病院施設などで組織された地域連携協議会が本学の学外評価を行っていた(根拠資料 2-15、2-16)が、医療系大学への移行に伴い、地域連携協議会は解消された。その代わりとして、2023(令和5)年度からは卒業生が就職した企業による学外評価を取り入れている(根拠資料 2-5、2-6、2-37、2-38)。

学部における学外評価の取り組みとして、看護学部と国際看護学部においては大学内において臨地実習協議会を開催している(根拠資料 2-23、2-24)。これは地域における学生の実習先施設の方々と大学に招き、本学の教育カリキュラムと学生の現状等を説明したうえで、看護師養成機関として求められることなどについて意見交換を行っており、寄せられた意見をもとに実習カリキュラム等の改善を進めている。健康医療科学部においては、実習施設と専任教員の双方から選出された委員で、理学療法学科実習指導連携委員会、作業療法学科実習指導連携委員会を開催している。委員会では大学の教育研究上の目的、人材養成の目的、教育課程編成の考え方、臨床実習における一般目標等についての共通理解を図っている。また、臨床実習がこれらの内容を達成できるプログラムになっているかを検証しつつ、臨床実習の内容、方法、課題、学生評価の方法等について協議しながら調整等を行っている(根拠資料 2-25、2-26、2-27)。

しかし、学生の意見聴取に関しては、アセスメントプランに基づいた、在学時の機関(大学)レベルでの指標として学生満足度調査、科目(個々の授業)レベルでの指標として授業評価(改善)アンケート、学修行動調査、学外実習評価等のデータ収集にとどまっている。自己点検・評価の客観性、妥当性をより一層高めるためには学生へのヒアリングなどを通して、忌憚のない意見を聴取する必要がある。そのため、学長諮問委員会である学生生活委員会は学生組織である学友会の代表学生と意見交換を行う計画を立てている(根拠資料 2-17)。

○行政機関、認証評価機構等からの指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか

本学はいわき明星大学時の 2018(平成 30)年度に大学基準協会の大学評価を受審し、「学生の受け入れ」、「教員・教員組織」に重大な問題が認められたとして判定「保留」となった。2020(令和 2)年の「医療創生大学に対する再評価結果」では、問題点として指摘され是正勧告を受けた「学生の受け入れ」に関しては入学者比率が著しく低かった教養学部を 2019(平成 31・令和元)年に募集停止し、新たに健康医療科学部を 2019(平成 31・令和元)年度に開設し、心理学部を 2020(令和 2)年度に開設したことにより、在籍学生数比率の改善が認められた。同じく是正勧告を受けた「教員・教員組織」については、医療系大学に移行したことに伴い、教員不足が指摘された人文学研究科日本文学専攻修士課程と博士課程、英米文学専攻修士課程を募集停止としたことから教員補充が不要になり、問題は解消され、2020(令和 2)年度の大学基準協会による再評価「医療創生大学に対する再評価結果」で「適合」とされた。

「学生の受け入れ」に関しては 2021(令和 3)年度には国際看護学部を開設し、単年度での

点検・評価報告書 様式

学士課程全体の入学定員充足率は改善した(2020年:0.81→2021年:0.89)。しかし、依然厳しい状況が続いていたことから、薬学部については2022(令和4)年度より入学定員を90人から60人に削減し、入試広報活動にも尽力した。しかし、2024(令和6)年度の学士課程入学定員充足率は0.60という結果であった(大学基礎データ表2)。今後の18歳人口の減少と本学の過去の入試実績を踏まえ、定員規模の適正化を図るという観点から、対策として2024(令和6)年4月に文部科学省に収容定員に係る学則変更届を提出した。具体的には薬学部の定員を20人、看護学部の定員を25人、健康医療科学部の定員を25人、心理学部の定員を20人、全体で90人の入学定員の削減である。この削減により入学定員が現行の380人から290人、収容定員が現行の1640人から1240人になる(根拠資料2-18)。2024(令和6)年5月1日時点の学生数が1261人であることから、この入学定員の削減により学士課程の入学定員充足率は改善されるものと見込んでいた。しかしながら、今後の人口減少や志願者の動向等を踏まえ、薬学部については学生募集を停止することとした。

2018(平成30)年度の指摘事項に関する改善については、前述の「学生の受け入れ」の他に是正勧告1件、改善課題6件があった。大学基準協会の「医療創生大学に対する改善報告書検討結果(2022年度)」によると、是正勧告1件に関しては改善が認められた。改善課題6件のうち、基準1、基準2、基準6、基準10に関しても改善が認められた。基準5の学生の受け入れに関しては、大学院に加え学部に関しても改善が望まれるとされたが、上述の定員削減により、学部の定員充足率においては改善が期待できる。一方、研究科の定員管理については両研究科の修士課程において、定員充足率0.5以下であり、改善に向けた更なる検討が必要である。

基準4の教育課程・学習成果は両研究科の学習成果の把握・評価について改善が認められないとされていた。これに関して生命理工学研究科においては、指摘以降、研究科固有のFD研修会を実施し、課題に挙げられた「学位授与方針に示した学習成果の把握及び評価」を改善するために、「学修成果の可視化」のためのルーブリック表を作成、導入した(根拠資料2-19 2022年度第5~8回)。博士の審査にあたっては、外部から審査委員を招聘し、客観性の担保に努めている。2021(令和3)年度より博士課程2年終了時に「中間発表会」(口頭)を実施し、学習成果を評価して学生にフィードバックするシステムを構築した(根拠資料2-19 2020年度第8回)。具体的には、研究領域が近い査読者と非専門の教員を少なくとも1名含む4名の教員で評価委員を構成し、領域外の研究者にもわかりやすく伝えているかという観点により、プレゼンテーションの技能を客観的に評価している。さらに2022(令和4)年度より、学生に月次のプロGRESSレポートの提出を求め、指導教員の評価とともにフィードバックするように改善した。人文学研究科においては、2022(令和4)年度人文学研究科FD研修会で、学位授与方針に示した学修成果の把握及び評価のためのルーブリック表を検討した。ルーブリック表は、2023(令和5)年度の人文学研究科FD研修会から導入し、学位授与方針に示した学修成果の把握及び評価を行った(根拠資料2-20、2-21)。学位授与方針は、入学時のガイダンスにて学生に周知している。

これらのことから、行政機関・大学認証評価機関等からの指摘事項に対しては、適切に対応しているといえる。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

本学ホームページでは、情報公開として学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する教育情報(第 1 号関係から第 9 号関係)を掲載している(根拠資料 2-28【ウェブ】)。その中で、「教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識及び能力に関する情報」として各学部のカリキュラムとカリキュラムツリーを掲載している。また、その他の大学公開情報として、「教育条件」、「教育内容」、「学習成果」、「学生の状況」、「国際交流・社会貢献等の概要」を掲載している(根拠資料 2-28【ウェブ】)。その他にも「事業計画・報告(平成 27～令和 6 年度)」(根拠資料 2-29【ウェブ】)、「財務情報(平成 27～令和 5 年度)」(根拠資料 2-30【ウェブ】)、「公的研究費の不正防止に関する取り組み」(根拠資料 2-31【ウェブ】)、「動物実験等の実施に関する扱い」(根拠資料 2-32【ウェブ】)、「自己点検・評価報告書(2005～2023 年度)」(根拠資料 2-33【ウェブ】)、「授業評価(改善)アンケート(2017～2024 年度)」(根拠資料 2-34【ウェブ】)を公開している。なお、「アンケート調査」(根拠資料 2-35【ウェブ】)として、学生生活満足調査(2015～2022 年度)、学修行動調査(2015～2022 年度)、就職先アンケート(2020～2022 年度)、卒業生アンケート(2020～2022 年度)、在学生アンケート(卒業時)(2020～2023 年度)も公開している。大学の情報公開の内容全体としてはいわきキャンパスの情報が主であるが、国際看護学部については柏キャンパスのホームページで公開している(根拠資料 2-36【ウェブ】)。これらの情報公開により社会に対する説明責任は果たしているといえる。

教育研究活動の情報としては上記「情報公開」のうち「学習成果」として「GPA の分布」を学科別に公開しているが、グラフが示されているだけであり、説明が不十分で社会にわかりやすく公表しているとはいえない。これに対応すべく学習教育成果アセスメントシステムとして株式会社「SIGEL」の学習教育成果アセスメントシステム「START」(本学での名称は「あおい」)を導入し、2025(令和 7)年度運用開始に向けて、現在システムを構築しているところである。このツールの活用によって、学生の学習実態、学習成果の情報を公開できるよう準備を進めている。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

内部質保証システムの有効性及び適切性について、整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、教育の質を保証するための仕組みとして、自己評価委員会が組織されている。自己評

点検・評価報告書 様式

価委員会は中期事業計画及びアセスメントプランの指標に基づき、各学部、研究科に自己点検チェックリストの提出を求めている。自己点検チェックリストは以下のような内部質保証に関係する実施目標と実施計画を設けている。

【実施目標(中期事業計画に基づく)】

- ・大学の理念・目的を実現するため、学修成果の可視化を通じてポリシーの評価検証を行う
- ・質保証サイクルを実質化する

【実施計画(中期事業計画に基づく)】

- ・学部、学年、年間の各単位において「成績基準・試験、(模試)成績、授業評価の妥当性、学生の学修到達度」であるディプロマポリシーの達成度を検証し、学修成果を学生が可視化できる取り組みを目指していく
- ・達成度評価に基づき、FD・SD研修を実施し改善に努める

これらの目標・計画について数値目標を設定しており、【就職率】、【国家試験合格率】、【留年率】、【離籍率】のそれぞれについて、各学部・研究科では四半期または半期毎に取り組みの状況と取り組みに対する自己点検・評価を行っている。これらの報告をもとに自己評価委員会は、次年度に向けた改善課題、改善指示を提起し、全学教育委員会がそれを承認し、各学部、研究科に指示している(根拠資料 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-37、2-38)。

各科目においては、半期毎に学修支援システム(C-Learning)を使って受講者に授業改善(評価)アンケートを行っている。その結果に基づいて、授業担当者がコメントを付したものを、後日、履修学生に公開している。さらに授業担当者には授業改善(評価)アンケートの自己評価、原因分析、改善策についての個別報告書を課し、これをもとに各学部FDが実施されている。これら学部FDの結果をとりまとめた「授業改善アンケートに基づく授業改善報告書」を全学FD・SD委員会に提出し、全学FD・SD委員会は授業改善(評価)アンケート集計結果と合わせて、学部FDを行った「授業改善アンケートに基づく授業改善報告書」を全学教育委員会に報告を行っている。

これらの内部質保証に関する自己点検・評価の仕組みは適切であると判断できるが、内部質保証システム自体の有効性、適切性に関しては、自己点検チェックリストの数値目標をクリアしたかどうかで判断するほかなく、数値目標のクリアが目的化していることは否めない。内部質保証システムは固定化されたものではなく、教育理念を達成するために改善・向上させていくものであるため、早急な検討を行わなければならない。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の内部質保証の長所は、法人の中期事業計画とリンクした自己点検チェックリストの報告と数値目標の達成を各学部、研究科に求めることにより、大学の理念・目的を全学的に共有していることがあげられる。また、医療系大学ということもあり、国家試験合格率の向上が質保証の重要なファクターの一つとなっている。そのため各学部において、カリキュラムに示された教科の他に、国家試験合格率を向上させるための様々な取り組みを行うことで、保健医療に関する知識・技能を身につけさせていることも長所としてあげられる。他

点検・評価報告書 様式

にも授業レベルでは授業改善(評価)アンケートとその報告書の提出を求めることで、各教員が担当科目の改善を考え、どのような授業が学生の学習効果を上げることができるのかを検討する機会を設け、報告書をもとに各学部でFDを行うことにより、教員間の教授法に関する情報共有を行うことができ、教科レベルでの質の改善・向上を行っていることも長所である。

全学教育委員会を中心とした自己点検・評価のプロセスにより学習成果の内部質保証の仕組みは構築されているが、問題点としてあげられるのは、自己点検・評価の仕組みそのものに対する点検・評価のシステムが構築されていないことである。そのためには客観的な視点からの評価が必要であるが、現状では卒業生就職企業の学外評価や学部毎の実習指導に関する外部評価は行われているものの部分的なものであり、全体を点検・評価するものとはいえない。学内中心の自己点検・評価に外部からの点検・評価をどのように取り入れていくのか、早急な検討が必要である。自己点検チェックリストについても、現在は法人の中期事業計画に基づいたものであるが、ディプロマポリシーに掲げる能力の指標との整合性が必ずしも取れているとはいえない。今後、学習者本位の内部質保証を進めるのであれば、自己点検チェックリストの項目がアセスメントプランの項目と、どのような関連性を持っているのかを検討し、改善していく必要がある。また、学生がどのような能力を身につけたのか可視化する仕組みが整っていないことも問題点としてあげられる。各科目の成績評価や外部模擬試験の結果、国家試験合格率という単なる数値のアウトプットだけではなく、学生各自が、どのようにして能力を身につけていったのか、医療創生大学に入学するとどのような能力が身につくのか分かるような学修成果の可視化を進めなければならない。既に導入した、株式会社SIGELのシステム「START」(本学での名称は「あおい」)の今後の運用方法等について十分検討し、学生自身が成長を実感できるようなシステムを構築していく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の内部質保証は大学の理念・目的の実現のため、ディプロマポリシーに掲げた能力を学生が身につけたかどうかについて、アセスメントプランの指標で確認しながら、全学教育委員会と自己評価委員会が自己点検チェックリストをもとに確認し、課題があれば各局に改善・向上させていくプロセスである。

今後、このプロセスを改善・発展させていくためには、以下のような問題点の検討を進め、改善していく必要がある。

- ①自己点検・評価のプロセスそのものに対する点検・評価の仕組みづくり
- ②ディプロマポリシーに準じた自己点検チェックリストの見直し
- ③学生ひとり一人に対する学修成果可視化のシステムづくり

高等教育機関が進む方向として、学習成果を基軸とした内部質保証が求められているが、本学も学生のための内部質保証をより有効なものにするためには、内部質保証システムの中に当事者である学生を取り込むことが必要であり、学生アンケートの結果だけでなく、直接その声を聞く機会を設け、学生とともに成長する大学を目指していかななければならない。

第3章 教育研究組織(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

医療創生大学は「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」を教育理念・目的に掲げている。この教育目標を達成するために、いわきキャンパスに薬学部、看護学部、健康医療科学部、心理学部及び柏キャンパスに国際看護学部の計5学部と、いわきキャンパスに生命理工学研究科及び人文学研究科の2研究科を設置している。

図3-1に本学の各教育研究組織を示す。学部学科は薬学部薬学科、看護学部看護学科、健康医療科学部には作業療法学科及び理学療法学科の2学科、心理学部臨床心理学科、国際看護学部看護学科で構成され、大学院は生命理工学研究科生命理工学専攻（修士課程・博士後期課程）、人文学研究科は臨床心理学専攻（修士課程）の3専攻で構成されている。本学の附属教育研究機関には、図書館、心理相談センター及び看護キャリア教育研究センターがある。

本学では大学の教育理念・目的を達成するため、次に示すような組織編成を行ってきた。福島県における薬剤師不足の解消という地元の要請に応えるため、2007（平成19）年度に薬学部薬学科を設置した。我が国並びに福島県における看護職の量的整備と質的向上の必要性、並びに東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地に根付く大学において災害看護を学ぶことを重視して、2017（平成29）年度には看護学部看護学科を設置した。また、同様に医療技術職の量的整備と質的向上の必要性から、2019（平成31・令和元）年度に健康医療科学部作業療法学科・理学療法学科を設置し、身体的のみならず心理的・社会的健康の維持・増進の必要性から、2020（令和2）年度に心理学部臨床心理学科を設置した。さらに、外国人労働者や旅行者の増加に伴う医療機関の外国人受入体制の必要性から、国際看護学部看護学科を設置した。

図書館は、本学における研究及び教育に資するため、図書その他の資料を収集し、その有効な利用と運営を図ることを任務として設置している（根拠資料3-1）。図書館では、蔵書・資料の収集・点検、教育・研究のための利用サービス向上を図るとともに、蔵書検索や学術雑誌の外部データベースなどの閲覧などオンラインにおける各種ツールも充実させている（根拠資料3-2【ウェブ】、3-3【ウェブ】）。また、いわきキャンパスにおいては、図書館を多目的に拡張した併設施設の学習センターと相互にすべてのフロアがつながり、学生の自学自習環境が整備され、機能強化が図られている（根拠資料3-4【ウェブ】）。柏キャンパスにおいても、パソコンエリアや学習・閲覧室が設けられている（根拠資料3-5【ウェブ】）。図書館の運営に関しては、図書館運営委員会を設置し、図書館に関する重要事項を審議し、その円滑な運営を図っている（根拠資料3-6、3-7）。

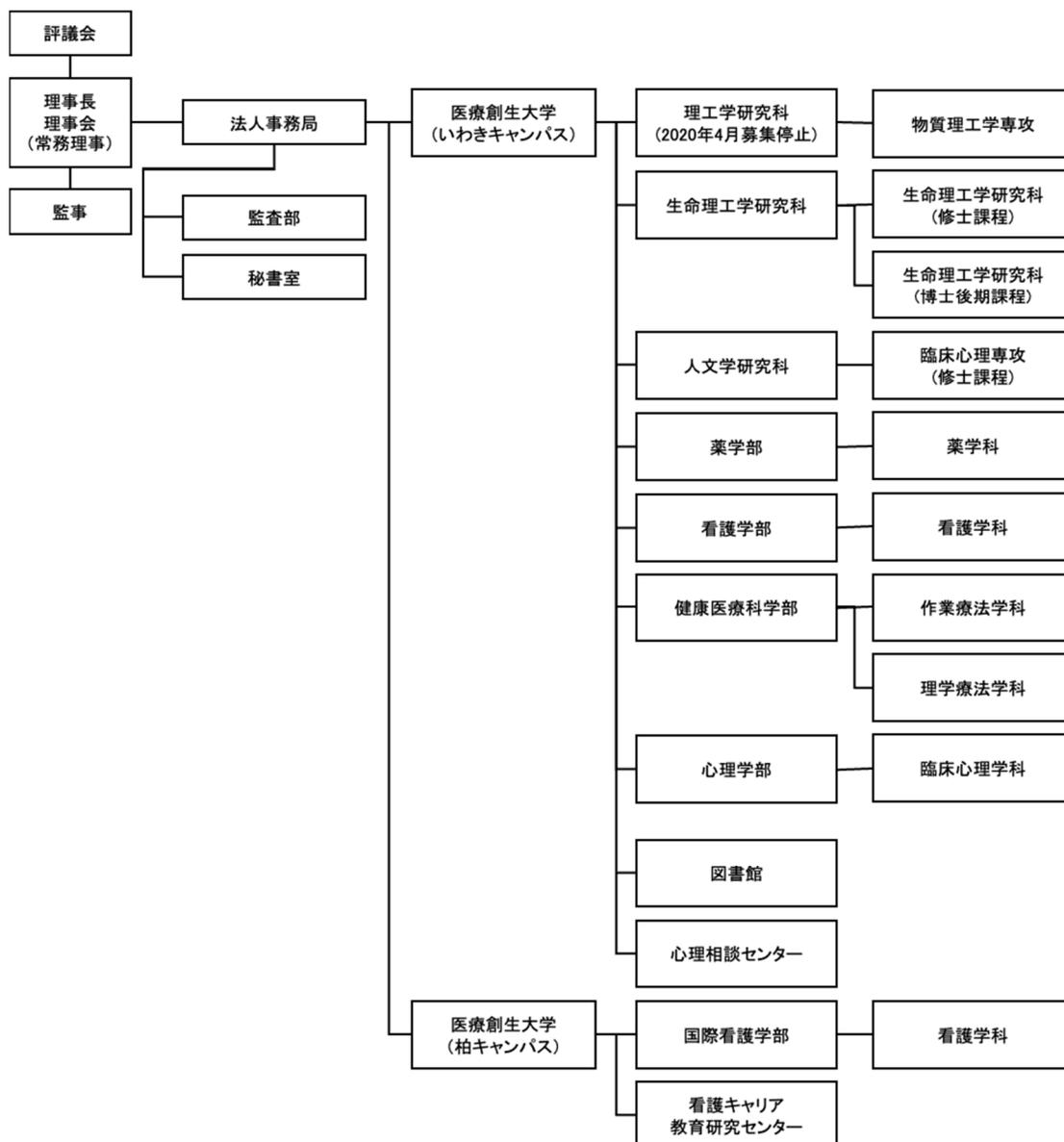


図 3-1 医療創生大学の教育研究組織及び附属教育研究機関

心理相談センターは、臨床心理面接及びそれに関する研究と教育を実践し、心理臨床に関する調査・研究、心理相談、大学院生の臨床心理実習、地域社会を対象とした研修・公開講座を行っている（根拠資料 3-8）。地域に広く開かれた相談施設として、保健所や医療機関、行政と連携しつつ、健康相談事業への協力をはじめとした講演会の開催などの地域援助事業を展開している。心理相談センターには、運営委員会を設置し、地域援助事業計画や大学院生の内部実習施設としての機能強化を中心に話し合い、心理相談センターの円滑な運営を図っている（根拠資料 3-9）。

看護キャリア教育研究センターは、高度化する医療現場や多元化する地域医療の現場に

点検・評価報告書 様式

において従事する看護専門職の技能や知識などの臨床実践能力の向上を目指して、継続教育や対象別教育、研修などの機会を提供することによって高度な看護技術者を育成することを目的として2021（令和3）年に柏キャンパスに設置された。また、看護研究のサポートや地域社会における看護教育の実践など、多様な看護に関する学習機会を医療現場のみならず、地域社会へ提供することを設置の目的としている（根拠資料3-10）。看護キャリア教育研究センターにおいて、看護キャリア教育研究センター運営委員会がその管理及び運営を担っている（根拠資料3-11、3-12）。これまでに、卒後フォローアップ研修や初産婦への子育て支援事業などの活動を行っている（根拠資料3-13）。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学の研究組織は「学校法人医療創生大学組織管理規程」で制定されている。教育組織の設置、改廃は理事会が行うことと規定されている（根拠資料3-14）。理事会では社会的要請、大学を取り巻く環境などに配慮し、学部学科並びに研究科専攻の改組改編を行っている。開学時から現在の組織に至る学部学科改組改編の変遷を図3-2に示す。2007（平成19）年度に薬学部を設置し、2015（平成27）年4月には、人文学部を教養学部へ改組し、地域教養学部を設置することで、必要な知識や技術を幅広く学ぶことができるようにした。一方で、科学技術学部科学技術学科は募集停止とした。2017（平成29）年4月には、看護学部看護学科を設置し、2019（平成31・令和元）年4月には健康医療科学部作業療法学科・理学療法学科を設置し、2020（令和2）年に心理学部臨床心理学科を、2021（令和3）年4月に国際看護学部看護学科を設置した。

学部学科編成と同様に、開学時から現在に至る大学院の変遷を図3-3に示す。1992（平成4）年に理工学研究科修士課程を、翌々年の1994（平成6）年に同研究科博士課程を設置した。さらに学部学科の改編に伴い、2020（令和2）年に理工学研究科は生命理工学研究科へ改組した。理工学研究科と同じく1992（平成4）年に設置された人文学研究科は、学部学科改編に伴って適時専攻を追加された。一方、教養学部の募集停止に伴い、2020（令和2）年に人文学研究科日本文学専攻・英米文学専攻・社会学専攻も募集停止とした。また、大学院については、平成7年度以降に生命理工学研究科 生命理工学専攻（修士課程）において看護学系、作業療法学系、理学療法学系の教員の増員を計画している（根拠資料3-15【ウェブ】）。

改組改編は社会環境の変化や地域の需要などを踏まえて理事会において検討されている（根拠資料3-16、3-17、3-18、3-19）。その他、中期事業計画に教育研究環境・施設等整備

点検・評価報告書 様式

計画を盛り込み、10年・20年先の教育・研究の充実、社会連携を見据えた計画を策定している（根拠資料 3-20、3-21、3-22、3-23、3-24、3-25、3-26、3-27、3-28、3-29、3-30、3-31、3-32、3-33）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、医療系大学への移行に伴い学部編成を見直し改組改編を行い、現在5学部・2研究科体制をとっている。各学部・研究科を設置する際は、社会情勢並びに要請を分析し、社会のニーズに合致した学部編成をとっている事は評価できる。

看護学部が2020（令和2）年度に完成年度を迎えたものの、設置計画の履行状況が1年間延長されることとなった。なお、現在は教育研究水準の維持向上等に配慮した安定的な教員組織が編成され、適切な専任教員の募集・採用・昇格などを行っている。

点検・評価報告書 様式

1987.4- 2001.3	2001.4- 2005.3	2005.4- 2007.3	2007.4- 2010.3	2010.4- 2015.3	2015.4- 2017.3	2017.4- 2019.3	2019.4- 2020.3	2020.4- 2021.3	2021.4- 現在
いわき明星大学						医療創生大学			
理工学部	理工学部	科学技術学部	科学技術学部	科学技術学部	科学技術学部	科学技術学部	科学技術学部	科学技術学部	科学技術学部
基礎理学科	環境理学科	基礎理学科	基礎理学科	科学技術学科	科学技術学科 募集停止	科学技術学科 募集停止	科学技術学科 2020年 廃止	科学技術学科 廃止	科学技術学科 廃止
物性学科		物性学科	物性学科						
電子工学科	電子情報学科	電子情報学科							
機械工学科	システムデザイン工学科	システムデザイン工学科							
人文学部	人文学部	人文学部	人文学部	人文学部	教養学部	教養学部	教養学部	教養学部	教養学部
日本文学科	言語文化学科	表現文化学科	表現文化学科	表現文化学科	地域教養学科	地域教養学科	地域教養学科 募集停止	地域教養学科 募集停止	地域教養学科 2023年 廃止
英米文学科		現代社会学科	現代社会学科	現代社会学科					
社会学科	心理学科	心理学科	心理学科	心理学科					
			薬学部	薬学部	薬学部	薬学部	薬学部	薬学部	薬学部
			薬学科	薬学科	薬学科	薬学科	薬学科	薬学科	薬学科
						看護学部	看護学部	看護学部	看護学部
						看護学科	看護学科	看護学科	看護学科
							健康医療科学部	健康医療科学部	健康医療科学部
							作業療法学科	作業療法学科	作業療法学科
							理学療法学科	理学療法学科	理学療法学科
								心理学部	心理学部
								臨床心理学科	臨床心理学科
									国際看護学部
									看護学科

図 3-2 学部学科構成の変遷

点検・評価報告書 様式

1992.4-1994.3	1994.4-1995.3	1995.4-2005.3	2005.4-2020.3	2020-現在
いわき明星大学大学院修				医療創生大学
理工学研究科 修士課程	理工学研究科 修士課程	理工学研究科 修士課程	理工学研究科 修士課程	生命理工学研究科 修士課程
物質理学専攻	物質理学専攻	物質理学専攻	物質理学専攻	生命理工学専攻
物理工学専攻	物理工学専攻	物理工学専攻	物理工学専攻	
	理工学研究科 博士課程	理工学研究科 博士課程	理工学研究科 博士課程	生命理工学研究科 博士後期課程
	物質理工学専攻	物質理工学専攻	物質理工学専攻	生命理工学専攻
人文学研究科 修士課程	人文学研究科 修士課程	人文学研究科 修士課程	人文学研究科 修士課程	人文学研究科 修士課程
日本文学専攻	日本文学専攻	日本文学専攻	日本文学専攻	日本文学専攻 廃止
社会学専攻	社会学専攻	英米文学専攻	英米文学専攻	英米文学専攻 廃止
		社会学専攻	社会学専攻	社会学専攻 廃止
			臨床心理学専攻	臨床心理学専攻
人文学研究科 博士課程	人文学研究科 博士課程	人文学研究科 博士課程	人文学研究科 博士課程	人文学研究科 博士課程
日本文学専攻	日本文学専攻	日本文学専攻	日本文学専攻	日本文学専攻 廃止

図 3-3 大学院構成の変遷

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

開学時の理工学部・人文学部の 2 学部体制から、改組改編及び法人の変遷を経て現在 5 学部体制になっている。これら学部などの設置・改組を通して社会の変化と地域のニーズに適応した大学教育への展開を図っているため、「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」という教育理念・目的に合致した学部学科が開設されているといえる。以上のことから、大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切であると判断できる。

点検・評価報告書 様式

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
薬学部	https://www.isu.ac.jp/pharm/policy.html
看護学部	https://www.isu.ac.jp/nursing/policy.html
健康医療科学部	https://www.isu.ac.jp/hs/ot/policy.html
心理学部	https://www.isu.ac.jp/psychology/policy.html
国際看護学部	https://kn.isu.ac.jp/info/policy/
生命理工学研究科	https://www.isu.ac.jp/graduate_school/seimei/policy.html
人文学研究科	https://www.isu.ac.jp/graduate_school/jinbungaku/policy.html
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
例) 法学部	例) ○○大学との連携開設科目の履修を40単位まで認める。	例) 20XX年X月X日～20YY年Y月Y日	例) 学則第○条 (http://*****)
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎 科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称
例) 4学期 制	例) 8週	例) 90分	http://*****

備考：

単位設定

授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
例) 講義(工学部)	例) XX時間(YY時間)	学則第○条第○項	http://*****

備考：前回評価から変更がないため法学部及びグローバル学部は省略

点検・評価報告書 様式

※関係法令：大学設置基準第 21 条、第 23 条、専門職大学設置基準第 14 条、第 16 条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
備考：例）前回評価から変更がないため法学部及びグローバル学部は省略					

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研 究科は学位課程別）	卒業・修了要件単 位数	既修得等（注）の 認定上限単位数	URL・印刷物の名称
薬学部	186（2023 年度入学まで） 205（2024 年度入学）	60	2023 年度入学者用履修の手引（薬学部） 2024 年度入学者用履修の手引（薬学部） 医療創生大学学則
看護学部	124	60	2024 年度入学者用履修の手引（看護学部） 医療創生大学学則
健康医療科学部	124（理学療法学科） 124（作業療法学科）	60	2024 年度入学者用履修の手引（健康医療科学部） 医療創生大学学則
心理学部	124	60	2024 年度入学者用履修の手引（心理学部） 医療創生大学学則
国際看護学部	124	60	2024 年度入学者用履修の手引（国際看護学部） 医療創生大学学則
生命理工学研究科	30（修士課程） 16（博士後期課程）	20	2024 年度入学者用履修の手引（大学院） 医療創生大学大学院学則
人文学研究科	30	20	2024 年度入学者用履修の手引（大学院） 医療創生大学大学院学則
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

点検・評価報告書 様式

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称

備考：例）前回評価から変更がないためグローバル研究科、法学研究科は省略

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL

備考：

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
薬学部	専門科目単位取得状況、卒業研究、ディプロマサプリメント、国家試験合格率	シラバス、ディプロマサプリメント、アセスメントプラン
看護学部	専門科目単位取得状況、卒業研究、国家試験合格率	シラバス、アセスメントプラン
健康医療科学部	専門科目単位取得状況、卒業研究、国家試験合格率	シラバス、アセスメントプラン
心理学部	専門科目単位取得状況、卒業研究、	シラバス、アセスメントプラン
国際看護学部	専門科目単位取得状況、卒業研究、国家試験合格率	シラバス、アセスメントプラン
生命理工学研究科		
人文学研究科		

備考：

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等

備考：

第4章 教育・学習(本文)

評定：S (A) B・C

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

学則に定められた全学的な教育理念・目的である「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」に基づき（根拠資料 4-1【ウェブ】）、全学的な基本方針として「ディプロマポリシー(学位授与の方針)」を以下のように定め、大学ウェブサイト及び大学案内で公表するとともに、ガイダンスにおいて学生に周知している（根拠資料 4-2【ウェブ】、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7）。

医療創生大学（以下本学）は、教育理念・目的に基づいて、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与している。

1. 幅広い教養と専門分野についての十分な知識・技能を身につけ、それらを活用して保健医療に関する基本的な問題を解決することができる。
2. 広い視野と思考力・判断力を身につけ、困難な課題や予測不能な事態にも適切に対処することができる。
3. 社会に貢献できる人材としてふさわしい関心・意欲・態度を示すことができる。
4. 多様な考えやニーズを理解し、他者と円滑なコミュニケーションをとることができる。

さらに、本学においては上記の教育理念・目的を達成するため教育課程の編成・実施の方針として「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を以下のように定めている（根拠資料 4-2【ウェブ】）。

1. 幅広く多様な基礎的知識・技能を獲得するための全学共通カリキュラムとして、領域別に初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、健康・スポーツ教育科目、一般教養科目の5つの科目群を設置する。
2. 各学部学科に専門教育科目として、専門的な知識・技能や方法論に関する科目を段階的・体系的に配置する。
3. 社会との連携のもと、課題解決型の授業を展開して、知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力等、社会生活で必要となる能力を総合的に身につける教育課程を編成する。
4. 生涯にわたって学び続け、自ら探究する意欲と主体性を持ち、多様な人々と協働しながら社会に貢献する態度・関心・コミュニケーション力を育むための教育課程を編成する。

さらに全学的な教育理念・目的、基本方針を受け、各学部・研究科では、授与する学位ご

とに教育研究上の目的を設定し、「ディプロマポリシー(学位授与の方針)」、「カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)」を定め、大学ウェブサイトで公表している。各方針は、医療人として修得することが求められる知識、技能、態度の観点から、当該学位にふさわしい学習成果を明示している。

また、学生が学習の方法や進捗を確認することができるよう各授業のシラバスに学習方法を示しており、「授業の概要」、「到達目標」、「学習のアドバイス」、「標準的、理想的な到達レベル」、「評価方法」、「課題、評価のフィードバック」、「授業計画」、「授業の進め方」、「授業外学習の指示」など掲載している。(根拠資料 4-8【ウェブ】)。

本学は、前述の通り「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」を教育理念・目的として掲げ、医療人の育成を行っている。また、実際に多くの卒業生が医療現場において活躍している。大学の教育目的は単に国家試験の合格を目指すものではなく、学生の学問的成長と専門的能力の涵養でなければならないが、学生が希望する医療人となるには国家試験合格が前提となる。この点を踏まえると、国家試験の合格率は学生が効果的に学習し、実践的な知識と技能の習得を示す重要な指標の一つとなる。加えて、本学において教育の成果を可視化し教育改善を恒常的に実施する目的で定めた、3つのポリシーに則した独自の評価指標である「アセスメントプラン」においてもディプロマポリシー評価の観点として国家試験合格を挙げている。国家試験の合格率が高いことは、大学の教育課程の編成が質の高いものであり、学生たちが十分な学習環境で学び、高い知識や技能を習得していることの証明となると考える。本学では 2023 (令和 5) 年度薬剤師国家試験において 83.82%、看護師国家試験において 79.1%、保健師国家試験において 95.0%、理学療法士国家試験において 96.4%、作業療法士国家試験において 89.3%の合格率を収め、人材育成により地域医療に貢献している。このことから、本学における学習成果は専門分野における学位授与にふさわしいものといえる。

生命理工学研究科では、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果をディプロマポリシー(学位授与方針)で明らかにしている。ウェブサイト上(根拠資料 4-9【ウェブ】)で公表するとともに、ガイダンスにおいても履修の手引きを用いて学生に説明している(根拠資料 4-10)。具体的には、学力の3要素に対応した ①(知識・技能)生命科学、薬学もしくは健康医療、人間工学に関する深い学識、高度な研究能力・技術力を修得している ②(思考力・判断力・表現力)研究者・技術者・医療人として、科学的な論理的思考に基づいた高い問題解決能力を修得している ③(主体性・態度)研究者・技術者・医療人にふさわしいヒューマニズムと高い倫理観を身につけ、研究活動に必要な高いコミュニケーション能力、及び外国語能力を修得している、さらに独自の要素として④(創造力)生命科学、薬学もしくは健康医療、人間工学の専門領域における理論と技術を展開できる能力を修得していることを学位授与方針としている。

人文学研究科では、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果をディプロマポリシー(学位授与方針)で明らかにし、ウェブサイト上(根拠資料 4-11【ウェブ】)で公表している。また、入学時のガイダンスにおいても履修の手引きを使用し学生に説明している(根拠資料 4-10)。

学習成果にふさわしい学位を授与するために、修士課程、博士後期課程それぞれに対応したディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを策定している。

以上のことから、達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示しているとは判断できる。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

各学部・研究科の教育課程は、全学的な基本方針である「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」を踏まえ、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づいて編成されている。

近年、医療は高度化・複雑化しており、医療従事者には高度な専門知識だけでなく倫理観やコミュニケーション能力、国際的な視野が求められている。本学では、このような社会のニーズに応え、質の高い医療を提供できる人材育成のため、全学カリキュラムポリシー1に準じて、すべての学部において初年次に生徒から学生への変容を目的とした授業を必修科目として設けている。授業科目の名称は、薬学部では、「イグナイト教育 1A・1B」、看護学部、健康医療科学部、心理学部、国際看護学部では、「フレッシューズセミナー」とし、さらに「全学共通教育科目」として、「リテラシー教育科目」、「外国語教育科目」、「一般教養科目」、「健康・スポーツ教育科目」の科目群を開設している（根拠資料 4-3、4-4、4-5、4-6、4-7）。各学部において、それぞれ卒業に必要な単位数を以下のように定めている（表 4-1）。

表 4-1 卒業に必要な全学共通教育科目の単位数(学部別)

	薬学部		看護学部		健康医療科学部		心理学部		国際看護学部	
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
初年次教育科目	4	-	2	-	2	-	4	-	2	
リテラシー教育科目	2	-	2	-	1	-	2	-	2	
外国語教育科目	6	8	4	6	2	6	6	10	6	2
一般教養科目	-		-		-		-		-	1
健康・スポーツ教育科目	4	-	4	-	3	-	4	-	4	

全学的な教育理念・目的である「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」の実現のため、各学部では、専門知識と倫理観を備えた医療の専門家を育成するための授業科目が開講されている。薬学部、看護学部、国際看護学部では文部科学省が、健康医療科学部では日本理学療法士協会や日本作業療法士協会が、卒業までに身につけるべき共通の基礎的な知識・技能・態度を教育モデル・コア・カリキュラムに定めており、このモデル

点検・評価報告書 様式

コア・カリキュラムに基づき、専門分野の学問を体系的に学ぶための授業が配置されている。薬学部では、これまで文部科学省が定める「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に準じた教育課程の編成を行い実施してきた。2023（令和 5）年度には、教育内容とモデル・コア・カリキュラムとの整合性を再度検証した。各授業のシラバスや授業内容を精査し、モデル・コア・カリキュラムとの対応関係を明確化し、一部不足が認められた項目については、カリキュラムを改善した。さらに 2024（令和 6）年度からは、改訂モデル・コア・カリキュラムに基づいた教育へと移行するため、薬学部カリキュラム委員会を中心に新しいカリキュラムを策定し教育を実施している（根拠資料 4-12）。

看護学部では、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」や保健師助産師看護師学校養成所指定規則を踏まえ、2022（令和 4）年度より「地域養生看護学（地域ケアシステム論）」を開講し、必修単位分の「英語 C」を選択科目へ変更した。さらに、養護教諭二種取得のために開講されていた「ICT 基礎実習」は、教養科目の改編に伴い、2023（令和 5）年度より看護学部での開講に変更した。

健康医療科学部の教育課程は「理学療法学教育モデル・コア・カリキュラム」、「作業療法学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠したものとなっており、さらに健康医療科学部の教育課程の編成・実施方針、学科別の教育課程の編成・実施方針に基づいて全学共通教育科目、専門教育科目（専門基礎科目、専門科目）の科目区分を設け、単位制度の趣旨に沿った単位の設定及び教育課程の整合性に配慮している。健康医療科学部の教育課程の編成・実施方針、学科別の教育課程の編成・実施方針は、文部科学省の認可を得て、2022（令和 4）年度に完成年度を迎えたことから適切性が評価されている。カリキュラム編成に関しては、作業療学科自己評価委員会兼作業療学科カリキュラム委員会・理学療学科自己評価委員会兼理学療学科カリキュラム委員会において検証・検討され、2023（令和 5）年度のカリキュラム変更に際しては、カリキュラムの変更承認申請を文部科学省に行い承認を得たことに加え、両学科ともに一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認定を得ている。

心理学部では開講される授業を学問体系に適った 7 分野に分け基礎から応用へと科目を配当している。1 年次前期は、共通教育科目を中心として教養を涵養、後期に基礎となる 5 分野 6 科目の専門科目を必修科目として配当、2 年次から選択専門科目を配当し、3 年次には各分野をより深く学ぶための科目を配当している。

国際看護学部においても教育課程は「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づいて編成、実施しており、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム対応チェックシート」に準じてモデル・コア・カリキュラムとの整合性を確認している。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省、厚生省令第 1 号）の 2022（令和 4）年度における改正（総単位数の増加、教育内容区分の整理、専門分野の単位数の増加・名称の整理）に対応するため、2021（令和 3）年度よりカリキュラム改正会議を重ね、地域・在宅に関連した教育内容を充実させた課程に変更した（根拠資料 4-13）。

上記のように各学部において授業の順序性、体系性を検討した上で教育課程が編成されている。各学部のカリキュラム全体の体系や科目の繋がり、学習の順次性はカリキュラムツリーとして、各科目の到達目標とディプロマポリシーとの関係性はカリキュラムマップとして可視化し、大学ウェブサイトならびに履修の手引で公表している（根拠資料 4-3、4-4、

点検・評価報告書 様式

4-5、4-6、4-7)。また、すべての授業科目について、学習の段階や順序性を示すナンバリングを施し、履修の手引、時間割、及びシラバスにて公表している（根拠資料 4-8、4-14【ウェブ】）。加えて、各授業のディプロマポリシーへの対応や到達目標についてはシラバスに明記し、学生に周知している。

生命理工学研究科では、ウェブサイト（根拠資料 4-9【ウェブ】）でも公表している修士課程、博士後期課程それぞれのカリキュラムポリシーにおいて、ディプロマポリシーの各項目に対応する授業科目を明確にしている。学習効果を最適化するために、年次・学期ごとに履修科目を適切に配置しており、各授業科目がどの年次に配当されているのかもカリキュラムポリシーで明示している。学習の順次性や学びの過程については、カリキュラム・マップで可視化しており、ウェブサイト（根拠資料 4-15【ウェブ】）や履修の手引き（根拠資料 4-10）に掲載している。授業科目の開設にあたっては一般性と専門性の両方を重視し、適切な配置を行っている。ディプロマポリシーに掲げる知識、技能、態度等の修得については、将来研究の指導者として求められる技量を到達目標に設定している。学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法は、上述のウェブサイトで公表しているカリキュラムポリシーで明確にしている。上述のディプロマポリシーに対応して、①研究者・技術者・医療人として確かな知識・研究能力と高い技術力を身につけるために「特別研究Ⅰ、Ⅱ」及び多様な「関連選択科目」を、②高度な論理的解釈能力、及び諸問題に柔軟かつ適切に対応できる問題解決能力を養うために「特別研究Ⅰ、Ⅱ」及び多様な「関連選択科目」を、③高いコミュニケーション能力及び外国語力を身につけるために「研究講読／特別講読Ⅰ、Ⅱ」を配置し、④研究者・技術者・医療人としての理論と技術を創造的に展開できる能力を養うために、「特別研究Ⅰ、Ⅱ」及び学位論文作成指導を行うこととしている。

大学院人文学研究科のカリキュラムは、国家資格である公認心理師と公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格取得に関連する構成となっている。資格取得のために複数の現場実習が設定され、実習における学習を考慮し、その他の授業及び演習科目を年次・学期ごとに適正に配置している。また、それをカリキュラムマップにて提示し（根拠資料 4-16【ウェブ】）、履修の手引に掲載している（根拠資料 4-10）。

本学では、学生の学習時間と授業期間及び単位設定を考慮し、年間履修登録単位数の上限を設定するキャップ制を導入している。キャップ制は各学部の学習時間、予習・復習時間の確保、学生の精神的負担の軽減、計画的な履修の促進を目的に導入され、本学では年間履修登録単位数の上限を 45 単位と設定している。また、各科目の到達目標を達成するために設定された授業外の学習時間はシラバスに明記し、学生の主体的な学習、学習計画の策定を促している。授業外の学習時間については学生に対する学習行動調査において、全ての科目での合計時間を確認しているが、科目ごとの時間外学習時間を確認する客観的な方法が確立されていない点が、現時点における課題として挙げられる（根拠資料 4-17）。

以上のことから、一部課題は残るものの、本学は学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

課程修了時に求められる学習成果達成のための適切な授業形態、方法や学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導・支援に関しては以下のような措置を講じている。

各学部のカリキュラムは、全学的な教育理念・目的及びディプロマポリシーを基盤とし、各学部ディプロマポリシーとの整合性を図りながら構築されている。各学部のカリキュラムポリシーは、各学部のディプロマポリシーに基づき作成され、項目ごとにディプロマポリシーとの関連性を明確化しており、この関連性に基づいて授業科目が編成されている（根拠資料 4-2、4-18、4-19、4-20、4-21、4-22、4-23【ウェブ】）。また、授業形態は講義科目、演習科目、実習科目が目的に応じてバランスよく設定されており、さらに授業科目については、科目の内容、必要性に応じてスモールグループディスカッション（SGD）、プレゼンテーション、ドリル等のアクティブラーニングを導入している。各科目におけるアクティブラーニングの有無については授業回ごとにシラバスに記載し、学生に周知している。これらのことより、各科目の学習成果が教育課程全体の目標達成に関連し、体系的な教育課程が実現されていると言える。

単位の実質化を図るための措置として、評価項目②でも述べた通り、年間履修登録単位数の上限を設定している（全学部 45 単位）。また、学士課程における各学部での進級判定の基準を設定し、「履修の手引」で公表している（根拠資料 4-3、4-4、4-5、4-6、4-7）。

本学のシラバスは、全学共通の以下に示す項目から構成されている。その項目は「授業の概要」、「到達目標」、「学習のアドバイス」、「ディプロマポリシー」、「標準的、理想的な到達レベル」、「評価方法」、「課題、評価のフィードバック」、「授業計画」、「授業の進め方」、「授業外学習の指示」、「教科書」、「参考書」となっている。すべてのシラバスは大学ウェブサイトで公表している（根拠資料 4-8【ウェブ】）。本シラバスにおける「授業の概要」では授業内容が具体的に掲載されており、「学習のアドバイス」と併せて学生が学習すべき内容を的確に把握できるよう工夫されている。さらに「標準的、理想的な到達レベル」を記載することにより、学生は自身の学習状況を客観的に評価し、目標に向かって学習を進めることができる。「授業計画」の項目にある「予習・復習」の欄では、目標とする予習・復習時間を

明記し、「時間外学習の指示」において、予習・復習に実施すべき学習内容を記載することで学生の授業外学習を促している。「ディプロマポリシー」では当該授業と学位授与方針との関係が示されており、卒業に必要な能力の育成に各科目が直接関連していることを理解することができ、学生の学習意欲を向上させるとともに、選択科目においては自身の目標に合わせた履修計画を立てることが可能となる。例えば薬学部のシラバスにおいては、「授業計画」の項目にある「SB0s」の欄に、薬学教育モデル・コアカリキュラムとの対応が盛り込まれ、学生がより学習しやすいように工夫がなされている(根拠資料 4-24)。シラバスについては、各学部において、各科目の科目責任者と学科主任が内容をチェックする体制が構築されている(根拠資料 4-25)。また、シラバスは各科目の第1回授業において担当教員が学生に対して提示し、内容の説明を実施することで学生へ周知し学習へのシラバス利用を促している(根拠資料 4-26)。

近年、ICTの発展に伴い、教育現場においても新たな学びの形式として遠隔授業が取り入れられている。本学においては、2020(令和2)年度に新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い遠隔授業を実施した。2020(令和2)年度後期からは学習効果や学生のモチベーションを考慮して対面の授業を実施している。一部の授業においては、学生の学習意欲を高め、深い学びを促進するため、専門性の高い研究者を非常勤講師として招き、遠隔授業を実施している。しかしながら、時間や場所にとらわれない学習や学習機会の拡大などICTを用いた授業のメリットを考慮し、2025(令和7)年度より対面とオンラインを組み合わせたハイフレックス型授業の導入を予定している。ハイフレックス型授業は2024(令和6)年度に対応可能な授業の調査が行われ(根拠資料 4-27)、2025(令和7)年度前期より導入予定である。今後は年度ごとに授業数を増やし、2027(令和9)年度を目標に文部科学省が定めるオンライン授業の卒業要件に算入できる単位数の上限である60単位分のハイフレックス型授業化を目指す。

本学では、学生の多様な学習状況に対応するため、一部の授業において、高等学校時の履修科目による習熟度の差を考慮したクラス分けや授業を実施している。例として、国際看護学部では入学時、進級時に英語に関するプレイスメントテストを実施し、習熟度に応じた英語の授業を実施している。薬学部1年次においては、物理、化学、生物及び数学の基礎学力定着を図るため、高等学校の履修範囲を含めた授業を設けることで、学生が高等学校在籍時に未履修の科目に関して、理解した上で専門科目を履修できる環境を整えている。さらに、初年次教育科目である「フレッシュャーズセミナー」や「イグナイト教育1A」においては、学習習慣や時間管理に関する指導を行い、学生が自律的な学習習慣を身につけるためのサポートを実施している。

本学では、障害があるなど配慮の必要な学生が充実した学生生活を送るための支援を実施している。2016(平成28)年度から「ユニバーサルデザインセンター」を設置し、障害のある学生のニーズに合わせた個別的な対応を講ずるなど修学、自立支援体制の整備を行っている(根拠資料 4-28【ウェブ】)。学生からの申し出により支援内容は異なるが、支援には授業形態の変更、実習に関する配慮や授業中の板書等の撮影、講義内容の録音など情報保障のための配慮も含まれている。また、発達障害のある学生への対応(2021年)や性別違和を抱える学生への対応(2024年)などを題材にFD・SD研修会を実施し、合理的配慮の理解について積極的に取り組んでいる(根拠資料 4-29、30)。

点検・評価報告書 様式

適切な履修指導を行うため、各学期の授業開始前に学科・学年別のガイダンスを実施している(根拠資料 4-31)。さらに、チューター制度(学生 1 名に対し教員 1 名が対応)を採用し、個別指導を行っている。チューターは学期ごともしくは必要に応じて学生との面談を実施する。面談内容は履修指導だけでなく、生活指導、相談も行う。面談内容は Web 学生カルテに入力し、必要な際には全教員が所属学部の学生情報にアクセスし、指導を行うことができる。

全学的な学修支援ツールとして「C-Learning」を導入し、資料の配布、授業中または授業後のレポート課題の提出、小テストやドリル、教員・他の学生との情報交換、学習記録の保管などに活用している。「C-Learning」にて学生から提出される課題は、単に提出物を確認するだけでなく、学習の進捗状況や理解度を把握するための材料となっている。一部授業では、提出された課題に対して、教員は個別にフィードバックを行い、学習のサポートを行っている。また、「C-Learning」上で実施される小テストやドリルは、学生の理解度を定量的に評価する上で有効な手段である。これらの結果を分析することで、より効果的な指導に繋がっている。さらに「C-Learning」を用いて、教員と学生の間で双方向の対話が可能である。学生は、疑問点や不明な点を気軽に質問することができ、教員はそれに回答することで、学生の学習意欲向上に努めている(根拠資料 4-32)。

各学部における授業形態の検討、教育方法の導入、教育の実施については、各学部を設置された FD 委員会及びカリキュラム委員会が中心となって、その適切性を担保している。授業形態、授業方法を含む教育の質の保証としては、全学の FD・SD 委員会が授業改善アンケートを毎年実施している。授業改善アンケートには、授業内容だけでなく授業方法やシラバスの説明の有無に関する設問があり、上記の学生の指導や支援の効果に関して分析が可能である。授業改善アンケートは「C-Learning」上で実施され、結果の妥当性を担保するために「回答率 90%以上」を目標に実施されている。教員はアンケート結果を即座に確認することができ、アンケートページにおいて学生へのフィードバックが義務付けられている。また、学期ごとに授業改善アンケート結果を基に授業改善に関する検討を行う FD が各学部で実施され、教育改善に繋がっている(根拠資料 4-33)。

さらに教育課程の授業形態や授業方法が効果的であり、期待された効果が得られているかの検証は国家試験合格率や就職先アンケートなどでも検討可能である。前述の通り、国家試験合格率は各学部において高い水準で推移している。就職先アンケートに関しても概ね良好な結果であり、薬学部の 2023 (令和 5) 年度の結果においては、「社会人として必要な能力を本学卒業生が身につけているか」「本学卒業生の雇用満足度」「本学卒業生を今後も採用したいか」の項目は全て 100%であり、本学のカリキュラムが本学ディプロマポリシー、特にディプロマポリシー 3 (社会に貢献できる人材としてふさわしい関心・意欲・態度を示すことができる。) の達成に適していると考えられる(根拠資料 4-34)。

大学院生命理工学研究科では、入学した学生が学位取得までの流れや年間スケジュールを把握できるよう、履修の手引に「指導計画」を掲載し、入学時のガイダンスで学生に示している(根拠資料 4-10)。シラバスは本学のオンライン履修登録システムから各自が確認できるようになっている。授業開始時にはシラバス及び評価方法について説明している。

授業形態は集中講義による対面授業を主としているが、新型コロナウイルス感染症の影響や多忙な業務により参加が困難な社会人大学院生に対しては、適宜オンライン授業等で

点検・評価報告書 様式

柔軟に対応している。評価に際してもオンラインでの口頭試問等を実施し、ループリックに沿った適切な評価を行っている（根拠資料 4-35）。

研究の推進にあたっては、指導教員とのディスカッションの下に年次の研究計画を作成し、それに沿って研究を実施している。1 年次から「研究指導計画書」を作成させることによって自身の研究のロードマップを強く意識できるようにしている。（根拠資料 4-36）

研究の進捗状況を「可視化」するために、年次ごとの「研究報告書」の提出を求め、学位授与方針に明示した基準に到達しているかどうかをループリック評価し、これを学生にフィードバックすることで、学生自身が進捗状況を把握できるシステムを導入している。これにより、学生及び指導教員双方が研究の進捗を踏まえて PDCA サイクルを回すことができる（根拠資料 4-37）。

博士後期課程においては 2 年次終了時に口頭での「中間発表会」を実施し、複数の評価委員からの評価を学生にフィードバックすることによって、学生の自己評価を促している。評価委員は、研究領域に近い教員を首席評価者として非専門の教員を少なくとも 1 名含む 4 名の教員で構成されている。これによって、領域外の研究者にもわかりやすく伝わっているか、プレゼンテーションの技能についても客観的に評価できる。

大学院生と指導教員との関係に綻びが生じると大学院生の学習に多大な負が生じ、このことが原因で留年あるいは休学、さらには退学することが懸念される。これを未然に防ぐため、指導教員に加えてサポート役として副指導教員を配置し、人間関係に起因する留年や休学を出さないよう、新たに複数名による指導教員制度を設けた（根拠資料 4-60）。複数指導教員体制については、2023（令和 5）年度より試験的に導入し、その成果として 2018（平成 30）年度の修士課程社会人入学で 2 年間の休学を挟んだ大学院生が課程修了・学位認定の運びとなった。

大学院人文学研究科では、臨床心理学専攻で目指すことのできる 2 種（公認心理師、臨床心理士）の資格に必要な科目履修について、入学時のガイダンスにて示している（根拠資料 4-10、4-38）。また学位取得までの流れと年間スケジュールの把握を目的に、「履修の手引」に「人文学研究科 指導計画(学位取得までの流れ)」を掲載し、入学時のガイダンスで学生に示している（根拠資料 4-10）。さらに、学生生活全般、及び 6 月末までに提出する「研究課題について」の作成のサポートを目的に、学生個々にメンター教員を設定し、4 月から個別面談を設けている。

「人文学研究科 指導計画(学位取得までの流れ)」に基づき、1 年次 6 月の「研究課題について」提出時に修士論文指導の教員が決定し、研究のサポートが開始される。同様に、研究科全教員の参加の上、2 年次 5 月に「構想発表会(修士論文研究計画発表)」、10 月に「中間(中間報告)発表会」が設定され、研究の遂行の支援と指導が行われる。

また、1 年次後期の「心理実践実習 I」で実際のクライアントを担当することになるため、通年科目「臨床心理基礎実習」の前期で、学生個々の実習準備性を確認している。具体的には、研究科で作成した 19 項目からなる「実習のための行動チェックリスト」を 4 月に学生に提示、『敬語の使用』『感情コントロール』『体調管理』などのチェックリスト項目を意識して、生活及び学習することを求める（根拠資料 4-39）。6 月に学生の自己評価を元に個別面談を実施して個々の課題を共有し、7 月には教員からの評価のフィードバックを行い、クライアントを担当するための準備性を確認している。実習が開始されると、毎回のケースに

点検・評価報告書 様式

スーパーバイズを行うため、複数の教員の個別指導の時間が密に設けられる。

また、学生の学習状況把握のために、毎月、「心理実習活動報告書」の提出を求め、学会や研修会の参加状況や、実習時間を確認している（根拠資料 4-40）。「心理実習活動報告書」は、オンライン上のフォルダに格納して全教員が見られる状態とし、その上で毎月の研究科委員会で、「心理実習活動報告書」の内容の他、学生の生活上、学習上の状況の情報共有を行っている。

以上のことから、一部課題は残るものの、本学においては課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっており、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を行っている判断できる。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

成績評価、単位認定及び学位授与に関し、本学では以下のような手続きを講じている。

各科目の成績評価は、定期試験（中間、期末試験）、授業内小テスト、レポート、授業外でのレポート、課題、授業態度、授業への参加度を考慮し判断している。シラバスにはこれら項目を「評価の方法」として明記し第 1 回の授業で担当教員が学生に説明し周知している。上記の観点のうち、複数の評価方法を用いる場合には、全体に占める割合(%)も記載している。また、演習・実習科目における成績評価は、各科目で設定したルーブリックに基づいて行っている。ルーブリックについてもシラバス同様、学生に周知している（根拠資料 4-41）。授業科目については、前期においては 7 月末～8 月第 2 週、後期においては 1 月末に試験期間を設け、定期試験を実施、それに引き続き一定期間後に臨時試験（追試験、再試験）を実施している（根拠資料 4-42）。演習科目や実習科目については、授業時間内において評価を行っている。なお、「追試験」とは「病気その他やむを得ない事情により、定期試験を受けられなかった学生を対象に行う試験」、「再試験」とは、「定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている科目について、定期試験終了後に行う試験」と定義され、それぞれの評価基準については、入学時に配付される「履修の手引」に記載されている（根拠資料 4-3、4-4、4-5、4-6、4-7）。

授業担当教員は学生の成績を 100 点満点（追試験の一部、再試験では異なる）として評価し、その点数を教務学生課に報告する。点数と評価は以下のように定め、C 以上を合格としている。また、学生には S～F にそれぞれ 4～0 の成績(GP)を与え、GPA を算出の上、成績表で示している(表 4-2 参照)。

点検・評価報告書 様式

表 4-2 評価の基準と GPA

点数	評価	GPA	合否
90～100	S	4	合格
80～89	A	3	
70～79	B	2	
60～69	C	1	
0～59	F	0	不合格

また、各学部において公正かつ公平な成績評価を実施するための取り組みも行われている。例えば、薬学部では学部 FD 研修において成績評価の内容確認、問題点の抽出、改善策の検討などを実施している（根拠資料 4-43）。国際看護学部では半期ごとに学習成果検討会議を実施し、成績の客観性、妥当性の確認を行い、それらの担保に努めている（根拠資料 4-44）。

各科目担当教員は成績評価の結果を合格者の発表をもって公表する。学生からの成績に関する質問や異議申し立てについては、個別に対応し、成績の根拠となる資料の開示の上、成績評価の妥当性について説明している。また、薬学部及び健康医療科学部では全科目の試験問題・答案及びレポートなど成績評価資料を所定の場所に保管し、学生からの成績評価に関する質問に活用している。教員は学生の試験答案やレポートなどの成績評価資料について開示し、学生が閲覧可能であることをシラバスに記載し周知している。このことにより、成績評価に関して、学生から質問があった場合にも、各学部とも適切に対応している。

学位授与及び卒業の要件については、学則に定められ、その内容について「履修の手引」に記載し学生に周知している。「履修の手引」には、卒業に必要な要件や学位授与に関する情報が記載され、卒業に必要な単位数、履修すべき科目、卒業判定基準などが明確に示されている。また、最終的な卒業の判定に関しては、毎年 2 月に開催される「卒業判定会議」において、教務学生課が作成した履修、修得単位に関する資料を基に、学則に基づき教授会で審議を行った後、学長が決定している（根拠資料 4-3、4-4、4-5、4-6、4-7）。

前述した通り、本学は、ディプロマポリシー（学位授与方針）を策定し、その方針に基づいた教育活動を実施している。また、ディプロマポリシーを実現するために、カリキュラムポリシーを策定し、各学科のカリキュラムに反映している。そのように策定されたカリキュラムには、ディプロマポリシーで定められた知識の習得、能力の醸成を目的に必要な科目、単位数、学習内容などが規定されており、学生はこれらのカリキュラムを履修することで、ディプロマポリシーに示された能力を習得していると考えられる。加えて、薬学部では 2024（令和 6）年度より学生のディプロマポリシーに対する現時点での達成度を可視化、確認、検討する独自のツールとしてディプロマサプリメントを導入し、学生の学習成果の可視化に努めている。国際看護学部では卒業年次である 4 年次に「看護学総合講義」、「応用看護演習 OSCE/IBT」を開講し、学生の習熟度を客観的に評価している。

大学院生命理工学研究科においては各授業科目の単位は、履修登録が確実に行われていること、当該科目の授業に 3 分の 2 を超えて出席していること、当該科目の評価が合格点に達していること、の 3 つの条件を満たしたときに認定することが、履修の手引に明記され

ている（根拠資料 4-10）。

課程修了要件は「医療創生大学大学院学則」に、学位の授与については「学位規程」に明記し、「履修の手引」に掲載している。学位論文の合格判定基準は、「履修の手引」で学生に周知し（根拠資料 4-10）、ウェブサイト上でも公表されている（根拠資料 4-45【ウェブ】）。研究科内に複数の審査委員からなる審査委員会を設置し、厳格な審査を行っている。さらに、博士後期課程では外部審査委員を導入し、審査の客観性を担保している。論文審査は、複数審査員によるルーブリック評価を実施し、合議によって授与の可否を定めている。最終的には、研究科の専攻会議及び研究科委員会の承認後、学長の決定をもって学位授与を行っている。

大学院人文学研究科においては学位論文の合格判定基準を、履修の手引で学生に周知するとともに（根拠資料 4-10）、大学の HP でも公表し（根拠資料 4-46【ウェブ】）、学生には、入学時ガイダンスで説明している。学位論文の審査に関しては、1月下旬から2月上旬に研究科の全教員が出席する「修士論文口頭試問（審査・最終試験）」にて、発表及び質疑応答が行われる。口頭試問終了後、主査1名、副査2名の審議にて学位論文の合否が判定され、研究科委員会の承認後、学長の承認をもって学位授与を行っている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われていると判断できる。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学習成果については、本学のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに則ったカリキュラムを履修することで学位授与方針に示された能力を習得していると考えている。加えて、ディプロマポリシーに示した学生の学習成果に関し、本学では以下のような方法で、その把握及び評価を行っている。

シラバスには、科目ごとに「ディプロマポリシーとの関連」、「評価方法」を明示し、学習成果を期末試験、再試験、レポートなどにより厳格に測定し、単位認定を行っている（根拠資料 4-8【ウェブ】、4-24）。特に全学部の演習及び実習科目においては2018（平成30）年度より、ルーブリックを活用した、より客観性の高い評価を採用、実施している。それらにより評価された各学期の学習成果については、2012（平成24）年度から本格導入した GPA 制度により、取得単位の実質化を図るとともに、学生の自主的学習の促進につなげている。

本学では専門教育を学ぶ上で前提となる知識の有無を判断し、それらの習得度を判断するため、進級判定が行われている。その基準は、それぞれの専門領域内での系統性の高さに応じて、学部ごとに異なり、薬学部、看護学部、健康医療科学部、国際看護学部では各学年で進級判定が実施され、心理学部では2年次及び3年次に進級判定が実施されている。進級判定の基準については、学則で定めるとともに、「履修の手引」で学生に対し周知されている（根拠資料 4-3、4-4、4-5、4-6、4-7）。

点検・評価報告書 様式

最終学年では、全ての学部において卒業研究を必修科目とし卒業要件とすることで、専門領域ごとの総合的な学習成果の測定を行っている。薬学部では、卒業研究発表会の内容も評価の判断材料としており、複数の教員が関わることで評価の適切性、妥当性が担保されている。看護学部、健康医療科学部、国際看護学部は卒業研究発表会の評価基準として、また薬学部、心理学部では提出された卒業論文の評価基準としてルーブリックを設定し客観的な評価に努めている。大学院生命理工学研究科及び人文学研究科においても、学位授与方針に明示した基準に到達しているかどうかを、ルーブリックを用いて評価している。

本学のアセスメントプランは教育の成果を可視化し教育改善を恒常的に実施する目的で、3つのポリシーに則した独自の評価指標に基づいて学生の学習成果を測定・評価している。測定・評価は、学生の入学時から卒業後までを視野に入れ、機関（大学）レベル・教育課程（学部・学科）レベル・科目（個々の授業）レベルの3つのレベルにおいて、多面的に行っている（根拠資料 4-47【ウェブ】）。そのうち、卒業（学位授与）時の教育成果を可視化する一つの指標として国家試験の合格率を挙げている。評価項目①でも述べた通り、大学の教育目的は単に国家試験の合格を目指すものではないが、国家試験の合格は学生が効果的に学習し、実践的な知識と技能の習得を示す重要な指標となると言える。本学においては各学部とも対象となる国家試験の合格率は高い水準で推移しており適切な教育が行われていると考えられる。

学生の学習成果の把握、評価、可視化については、薬学部においては学生の学習成果を可視化し、教育の質向上に繋げることを目的として、2024（令和6）年度より学生のディプロマポリシーに対する達成度の確認ツールであるディプロマサプリメントが導入されている。ディプロマサプリメントはディプロマポリシーの現時点での達成度を学生ごとにレーダーチャートとして可視化したものである。本学シラバスには授業内容とディプロマポリシーとの関連性とその割合が明記されている。科目ごとに設定されたディプロマポリシーとそのウェイト（関連性の割合）を考慮し、当該科目の成績にこの割合を掛け、ディプロマポリシーの項目ごとに表示することでレーダーチャート化したものをディプロマサプリメントとして、学生の学習成果を把握している（根拠資料 4-48）。この薬学部の試みについては2024（令和6）年度第2回FD研修会（根拠資料 4-49）で全学に周知されている。このように薬学部において先行的に学習成果の可視化ツールが運用されてきたが、全学的に統一されたシステムでの学習成果の把握と学習へのフィードバックを行うため2024（令和6）年度後期より学修教育成果アセスメントシステム、株式会社「SIGEL」の「START」（本学での名称は「あおい」）を導入し、2025（令和7）年度より運用予定である。しかしながら、ツールの導入はあくまで第一歩であり、いかにしてこれらのデータを活用し、教育の改善に繋げていくかが今後の課題である。今後、学修教育成果アセスメントシステムで得られたデータと学生の学習行動や成績との関連性、授業改善アンケート結果との関連性を分析・検討し、学生への支援体制の強化、カリキュラム改善、教員への研修などの取り組みを実施する。

2018（平成30）年度の大学基準協会による大学評価及び2020（令和2）年度の再評価において提言された、大学院生命理工学研究科並びに人文学研究科における学位授与方針に示した学習成果の把握、評価については以下に示すような方法を導入し実施している。生命理工学研究科では学位授与方針に明示した基準への到達度をルーブリックを用いて評価し、さらに研究進捗状況の「可視化」ため、年次ごとの「研究報告書」の提出を求め、これらを

点検・評価報告書 様式

元にした評価を学生にフィードバックすることで、学生自身が学習の進捗状況を把握できるシステムを導入した（根拠資料 4-35、4-37）。人文学研究科では、月ごとに「心理実習活動報告書」の提出を求め、学生の学習状況を把握している（根拠資料 4-40）。「心理実習活動報告書」は、オンライン上のフォルダに格納され全教員が閲覧可能である。教員は「心理実習活動報告書」より学生の学習状況を確認すると共に、毎月の研究科委員会で、「心理実習活動報告書」の内容の他、学生の生活、学習状況の情報共有を行っている。

以上のことから、学習成果可視化ツールを活用し、その分析結果を教育改善に活用する方法の検討など課題は残されているものの、学位授与方針に示した学生の学習成果について、概ね適切に把握及び評価していると判断できる。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

本学では教育・研究全般に関する施策を審議し、その質保証と質向上を図るため全学教育委員会が設置されている。全学教育委員会は、全体の教育方針を策定し、各学部、各研究科の教育活動に関する進捗状況を定期的に確認している。

各学部、各研究科、事務局、対象の委員会は、自己評価委員会から提示される自己点検チェックリスト並びに大学基準に基づく自己点検・評価シートに基づき、教育活動の点検・評価を実施している。各学部の教育に関連する委員会は、このチェックリスト並びにシートを用いて自己点検を行い、その結果を自己評価委員会に報告している。自己評価委員会は、各学部、研究科、事務局、対象の委員会からの報告内容を全学教育委員会に報告する。全学教育委員会は、半期に一度開催され、自己評価委員会からの報告に基づき、各学部における施策の進捗状況を確認している（根拠資料 4-50）。

教育方法の適切性に関しては、学期ごとに「授業改善アンケート」を実施し、定期的に点検・評価を行っている（根拠資料 4-51）。「授業改善アンケート」は、学習支援システムである C-Learning で実施され、その結果を開示している。また、学生の回答結果に関して、担当教員が自己評価・点検を実施し、評価・点検結果をコメントとして学生に開示している。さらに各教員の自己評価・点検による改善計画については「授業改善アンケート個別報告書」として FD・SD 委員会に提出される（根拠資料 4-52、4-53）。各学部の FD 委員会は各教員の作成、提出した報告書を基に学部 FD を実施し、授業改善アンケートにおいて評価の低かった項目や学生からの改善に対する意見に対する分析、改善案の検討を行っている。これら学部 FD の結果は「授業改善アンケートに基づく授業改善報告書」として FD・SD 委員会に提出され、FD・SD 委員会は全学教育委員会に報告している（根拠資料 4-54）。

点検・評価報告書 様式

本学は医療系大学として、各種国家試験合格者を卒業時における（ディプロマポリシー）教育課程レベルの評価として設定している。前述の通り、本学の学習目標は単に国家試験合格のみを目指すものではないが、国家試験合格率は課程修了時に求められる学習成果、教育の質保証の重要な指標となると考える。そのため、国家試験の合格率並びにその対策の結果も教育課程の改善に繋げている。

薬学部においては、国家試験合格率の学内目標である 100%を達成するため、国家試験対策委員会を設置し、薬剤師国家試験に向けた対策等を実施している。1 年次より定期的に外部の模擬試験が実施され、学生は学内での学習に基づいた知識の定着状況、学習達成度を確認している。また、模擬試験成績の返却はチューターが行い、学生と現在の学習状況等を確認し、以後の学習計画の検討を行っている。さらに学生全体の成績を評価し、学生全体の成績が低迷しているなど本学において改善が必要な科目等を検討している。

看護学部においては、国家試験合格率が目標に達しなかったことを受け、国家試験対策委員会を設置し、1 年次から国家試験に対する意識を高めるために国家試験対策の機会を設けている。1 年次では解剖生理学、2 年次では看護における基礎学力強化に力点を置いた模擬試験の実施と模試の振り返りを含めた補講により知識の定着と実力の確認を行っている。3 年次には 2 月の時点で 1 年後の国家試験対策模擬試験を行っている。同時にグループワークを取り入れた模試の振り返りと補講を実施することで、現状を認識させ自発的な学習計画を喚起させている。特に 4 年生については模擬試験受験直後の自己採点結果を毎回可視化し、未達成な領域を早期にフィードバックすることで学生の学習推進に繋げている。成績低迷者には学内に学習の場を提供し、国家試験対策委員会を中心に学習状況を確認・支援することを目的に声掛けや保護者同席の面談を細やかに実施している。

健康医療科学部では、2022（令和 4）年度国家試験合格率が目標に達しなかったことを受け、1 年次から国家試験対策の機会を設けている。また、全学年を対象に健康医療科学部統一模擬試験を実施し、学習や国家試験に対する意識の向上に努めている。また、4 年次には学習の土台となる基礎医学領域（解剖学、生理学等）や学生の知識の定着が不十分と考えられる模擬試験の低得点領域を抽出し、特別授業を実施している。さらに外部模擬試験の受験機会を設け、その結果を可視化し、教員から学生へのフィードバックを行っている。

心理学部においては、2023（令和 5）年度に初めての卒業生を輩出した。2020（令和 2）年度の学部設置以来、大学院進学率については、内部進学希望者中 80%を目標に設定し、教育を行ってきた。結果、最終的な進学希望者 4 名中 3 名（75%）が合格した。また、就職率は目標としていた 100%を達成した。有効に機能した取り組みは、4 年生を対象とした、学部就職委員会とゼミ教員との学生の活動状況共有化、及びそれによるゼミ担当教員からの進路決定活動の促進であった。また、3 年生対象の取り組みとして、具体的な進路決定活動の理解促進及び準備活動の支援を継続的に行ってきた。具体的には、株式会社リクルートの協力のもと、キャリアデザイン 2 の授業において、進路決定までに必要な要素（就職希望ならばエントリーシート、志望動機、面接対策、進学ならば大学院入試対策、研究計画の作り方など）について実践的に学ぶとともに、それらの作成、教員からのフィードバックを得てブラッシュアップする活動を支援した。また、1 月末に 1 週間かけて模擬面接を実施した。加えて、学生自身の学びの把握及び大学院進学希望者の学習支援の一環として、心理学検定の受験を促し、団体申し込みを可能としてきた。本学大学院への内部推薦の基準の一つとして、

点検・評価報告書 様式

1 級取得と定めている。心理学検定における受験科目 70%の合格という数値目標を設定しているが、2023（令和 5）年 8 月期の合格率は概ね 80%以上の合格率であった。数値目標達成に向け勉強会を実施しており、勉強会の参加者で受験した学生の多くがすべての科目を合格する特 1 級、ないしは 1 級に合格をした。しかしながら、勉強会への参加学生数の減少が課題である。ただしその中で、学生たちが十分な合格率を達成していることは、本学における通常の講義内容の充実を示している。また、心理学検定の問題集を自習室に配置し、学生たちの自学自習を促したことも、学生の主体的な心理学検定に対する意欲を高めるのに有効に機能したと考えられ、自学自習用の参考書を使用した学生も 1 級には合格している。ただし、すべての学生への対応が困難であることから、学生同士の協同学習の場を重視して、心理学検定受験者の勉強サークルのような形で勉強を促す方法も検討している。

国際看護学部では、2024 年（令和 6）年度に初めての卒業生を輩出する。国家試験合格率 100%の達成にむけて 2021（令和 3）年度の学部設置時より国家試験対策委員会を設け、「国家試験対策 4 ヶ年計画」に沿った学習支援を行っている。具体的には、1 年次から 3 年次学生に対しては空き時間を利用した勉強会、ランク形式による成績表示、チュータによる勉強会、模擬試験を行っている。3 年次の学生に対しては、これらに加えて模擬試験直後の業者解説と国家試験対策ゼミを行っている。4 年次の学生に対しては、これらの 5 種類の企画に加えて、夏期補講、外部講師による講習を行っている。さらに成績下位者に対する個別面談を実施し学習の啓発を行っている。いずれも取り組みや成績を定期的に評価し、教員が一丸となって国家試験対策を行っている。1 年次より模擬試験を受験させ、学生の現在の学習状況について確認している。その結果、正答率の低い領域については知識の定着を図るため、学部教員による解説と授業を行っている。

学生の学習状況の把握やそれに対する教育の検討改善等も実施している。薬学部では 1 年次に 1 週間ごと各科目の学習時間の集計を行い、学生自身に学習状況の把握をさせるとともに学習指導に活用している。また、全科目の定期試験結果は共有のサーバーに保存され、学生の単位取得状況を確認することが可能であり、学生の指導に活かすとともに教員間での教育改善の指標ともなっている。健康医療科学部においては成績不良による 1 年生の留年率が高かったことから、基礎医学領域の理解を深めることを目的に 1 年次の専門基礎科目(人体の構造 I~IV、人体の機能 I・II、運動学)では、全 15 回の授業を 8 週間で実施後、試験を行い、合格点に満たない学生については 5 週間の学習支援プログラムを受講した後に再試験を受験するという「モジュラーシステム」を導入した。国際看護学部においては、学習習慣が定着しておらず単独での学習に不安を抱える学生に対しオンライン講習を推奨し、学力向上を図っている。ディプロマポリシーに「周囲の人たちと協働しながら、生涯に渡り主体的に学び続ける意欲・態度の取得」を掲げる心理学部では、1 年次の「フレッシューズセミナー1」、「フレッシューズセミナー2」から主体的な問題解決に取り組んでいる。年間を通して 2 つのプロジェクトにグループで取り組む際には、逐次「C-Learning」の協働板にて報告を行うことを学生に求めている。授業時間外も含めてのグループへの貢献を「可視化」することにより、適切な学習過程の評価が可能になる。さらに、各グループに配置された SA（経験者である 2 年生）が書き込みを促すことにより、教員から強制されたのとは異なる学生の主体的な学修を促している。

課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や学生の学習状況の把握には、今年度

点検・評価報告書 様式

導入される学修教育成果アセスメントシステムが使用される。このシステムにより得られる情報を今後どのように活用し教育改善に繋げていくか検討することが今後の課題である。

教育課程の自己点検・評価に関する外部評価については、主に外部における実習に導入されている。看護学部や国際看護学部においては学生の実習先施設の方々に本学の教育課程と現状を説明した上で、看護師養成機関として求められることなどについて意見交換を行い実習カリキュラムの改善を検討する臨地実習協議会を開催している。また、健康医療科学部においては、実習施設と本学専任教員の双方から委員を選出し、臨床実習の内容、方法、課題、評価方法などについて検討、調整を行う実習指導連携委員会が開催されている。しかしながら、教育課程全体について自己点検・評価を行う機関に現在外部委員は所属しておらず自己点検・評価に関する外部の視点の導入については改善が必要であると考えられる。

自己点検チェックリスト並びに大学基準に基づく自己点検・評価シートや授業アンケートを含む自己点検・評価の結果を活用し、カリキュラムの改訂や教育方法の改善が実施されている。

薬学部においてはカリキュラム委員会を中心に 2023（令和 5）年度において、本学部の教育内容とモデル・コアカリキュラムとの整合性を再度検証し、一部不足が認められた項目について、カリキュラムの改善を実施した。さらに、2024（令和 6）年度からは、改訂モデルコアカリキュラムに基づいた新しいカリキュラムを編成し教育を実施している。さらに、新カリキュラムに対応する新たなポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を策定した。

看護学部においてはカリキュラム委員会を中心に 2024（令和 6）年度において、本学部の教育内容とモデル・コアカリキュラムとの整合性を再度検証した。

健康医療科学部においてはカリキュラム委員会を中心に 2024（令和 6）年度において、本学部の教育内容とモデル・コアカリキュラムとの整合性を再度検証した。

心理学部では基礎的な教養を身につける点で不十分であると判断し、2024（令和 6）年度からは、「幅広く多様な基礎的知識・技能を獲得するため」に履修可能な教育科目を増やす変更を行った。専門科目に関しては現在、カリキュラム委員会の下、カリキュラム検討ワーキンググループが組織され検討を実施している。

国際看護学部においては 2021（令和 3）年度に教務委員会を中心に教育課程及びその内容、教育方法について点検を実施した。さらに同年には、2022（令和 4）年度から適用される保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省，厚生省令第 1 号）のカリキュラム改正にともない各領域長によるカリキュラム改正会議を重ね、教育課程を再検討した。

教育課程や教育方法等に関しては自己点検・評価の結果を参考に FD・SD 委員会が主に教育改善に関連した研修会を実施し、改善に努めている（根拠資料 4-55【ウェブ】）。さらに FD・SD 委員会の指示により、各学部において FD 委員会が企画・立案した各学部の自己点検・評価に基づいた教育改善に関連する学部 FD 研修会が実施されている（根拠資料 4-56）。前述の授業改善アンケート結果に基づいた授業改善に関する FD を含めた上記 FD 活動の自己点検・評価は自己評価委員会に提出され、全学教育委員会に報告されている。また、大学院人文学研究科並びに生命理工学研究科においても定期的に各研究科における個別の FD 研修会を実施し教育課程や教育方法の改善に努めている（根拠資料 4-57）。また、大学院人文学

点検・評価報告書 様式

研究科においては、修了時に学生個々に在学時を振り返るアンケートを実施し、教育課程や方法について改善すべき点の把握に努めている。(根拠資料 4-58、4-59)

以上のことから、自己点検・評価に関する外部からの評価が不十分であるなど一部改善点は残されているものの、教育課程及びその内容、教育方法についての定期的な点検・評価、それに基づく教育の改善・向上に向けた取り組みについては良好であると判断できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・大学が掲げる教育理念・目的を明確にし、それを実現するために、学位授与方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を明確にしている。
- ・カリキュラムツリー、カリキュラムマップを学生に周知しており、学生が自身の学びの進捗を確認できるよう取り組んでいる。
- ・全学的なディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに基づいて各学部におけるディプロマポリシー、カリキュラムポリシーが設定され、各学位課程にふさわしい授業科目が開設され、教育課程を体系的に編成している。また、編成された授業に関しても、その形態、方法は学生の学習に対して効果が得られている。
- ・全学共通科目と専門教育科目を組み合わせることにより、ディプロマポリシーにあるように幅広い教養と専門知識を習得できるようなカリキュラムが構築されている。
- ・成績評価については、評価方法を明らかにし、学生に周知した上で公正、公平に実施されている。また、評価についてのフィードバックを実施し、学生の疑問解消に努めている。
- ・シラバスには、学習方法をはじめ到達目標など授業に関する内容が多く記載されており、学生が目標を立て学習を行う上で必要な情報が提供されているため、学生の効果的学習の一助となっている。
- ・学生の学習成果の分析、可視化に関して学修成果可視化ツールなどの導入を行い、評価に努めている。

【問題点】

- ・授業外の学習について、学習時間の指示は行われているが、それらが適切に確保されていることを客観的に確認する方法が確立されていない。
- ・アクティブラーニングなど効果的な学習方法について、導入されていない授業もあり検討が必要である。
- ・「C-Learning」を用いた学習状況の確認やフィードバックの導入については、一部の授業で実施されているため、可能な限り多くの授業で実施されることが望まれる。
- ・学修成果可視化ツールは導入して初年度のため、その結果を学生に提示するだけでなく、どのように分析し学生の支援に繋げていくか検討が必要である。
- ・自己点検・評価に関連する委員会に外部委員が所属しておらず、教育課程の改善に外部の視点の導入が不十分である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は学則に定められた教育理念・目的である「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」を実現するため、それにふさわしいディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを定め、それらに基づいた教育を実施している。また、それら方針は学生、教職員のみならず、大学ウェブサイトにおいて社会に対しても示してきた。また、その方針に則して、体系的な教育内容を編成し、効果的に教育を実施するため、授業方法の改善、ルーブリックを含む評価方法の改善、シラバスによる授業関連事項の学生への周知など、さまざまな措置を講じている。さらにチューター制による学生一人一人への対応、学習支援ツールを利用した学習状況の把握、学生への指導、フィードバックやユニバーサルデザインセンターの設置による配慮が必要な学生への対応を実施し、学生一人一人が安心して修学及び学生生活を送ることができるよう努めている。薬学部、看護学部、(国際看護学部：合格率は今年度)、健康医療科学部(理学療法学科、作業療法学科)の国家試験の高い合格率や就職先に対するアンケート結果の良好な結果は、本学の教育の成果といえる。

以上のことから、本学は教育・学習に関して良好な状態であると言える。しかしながら、前述したように問題点も挙げられる。特に学修成果可視化ツールにおいては、導入のみでは教育の質向上や個別指導の最適化、カリキュラム改善などの達成には至らない。得られた結果をどのように解析し、教育に活用していくかが重要であり今後の検討課題と言える。

点検・評価報告書 様式

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
薬学部	https://www.isu.ac.jp/exam/form.html
看護学部	https://www.isu.ac.jp/exam/form.html
健康医療科学部	https://www.isu.ac.jp/exam/form.html
心理学部	https://www.isu.ac.jp/exam/form.html
国際看護学部	https://kn.isu.ac.jp/exam/apply/
生命理工学研究科	https://www.isu.ac.jp/exam/form.html
人文学研究科	https://www.isu.ac.jp/exam/form.html
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
入学者選考規程	入学者選考規程
大学院入学者選考規程	大学院入学者選考規程
編入学試験規程	編入学試験規程
備考：	

第5章 学生の受け入れ(本文)

評定：S・A・ B ・C

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

学生の受け入れ方針については、本学の教育理念・目的である「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」の実現に向けて、学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）とともに、次のとおり定め、ホームページ及び入学試験要項で公表している。（根拠資料 5-1【ウェブ】、基本情報）

医療創生大学アドミッションポリシー

1. 大学で教育を受けるために必要とされる基礎的な知識・技能を身につけている。
2. 大学で教育をうけるために必要とされる基本的な思考力・判断力・表現力等の能力を身につけている。
3. 大学で教育を受けるために必要な関心・意欲・態度を身につけている。

また、全学的なアドミッションポリシーを踏まえ、次のとおり学部・学科、研究科・専攻ごとにアドミッションポリシーを定め、ホームページ及び入学試験要項で公表している。

薬学部薬学科（根拠資料 5-2【ウェブ】、基本情報）

薬学部薬学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 薬剤師になって地域医療の発展に貢献したい人
2. 思いやりと協調性を持って他人と接することができる人
3. 自分の考えや疑問をはっきりと他人に伝えることができる人（大学 AP2 に対応）
4. 薬学を学ぶ上で、必要な基礎学力を身につけている人（大学 AP1 に対応）
5. 自主的な学習を積極的に続けられる人（大学 AP3 に対応）
6. 研究や学問に対して関心を持っている人（大学 AP3 に対応）

看護学部看護学科（根拠資料 5-3【ウェブ】、基本情報）

看護学部看護学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 将来、看護職として社会に貢献したいと考えている人

点検・評価報告書 様式

2. 思いやりと協調性をもって他者と接することができる人
3. ものごとに対して積極的かつ誠実に取り組む姿勢が身につけている人
4. 看護学を学ぶにあたって必要な基礎的学力を身につけている人

健康医療科学部（根拠資料 5-4【ウェブ】、基本情報）

健康医療科学部は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 高等学校の教育課程を幅広く修得しており、心身ともに健全である人
2. 健康や医療に興味関心があり、他の人たちへの思いやりと熱意をもって社会貢献をしようとする意欲のある人
3. ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組む姿勢が身につけている人
4. 社会の様々な問題に対して、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、考えた結果を説明することができる人
5. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」と「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基本的内容を身につけている人
6. 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他の人たちと協力して課題をやり遂げることができる人

健康医療科学部作業療法学科（根拠資料 5-4【ウェブ】、基本情報）

健康医療科学部作業療法学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 高等学校の教育課程を幅広く修得しており、心身ともに健全である人
2. 作業療法士の社会的使命や役割に興味関心があり、他の人たちへの思いやりと熱意をもって社会貢献しようとする意欲のある人
3. ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組む姿勢が身につけている人
4. 社会の様々な問題に対して、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、考えた結果を説明することができる人
5. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」と「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基本的内容を身につけている人
6. 高等学校までの履修内容のうち、作業療法学の基礎として「数学」と「理科」の基本的内容を身につけている人
7. 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他の人たちと協力して課題をやり遂げることができる人

健康医療科学部理学療法学科（根拠資料 5-4【ウェブ】、基本情報）

健康医療科学部理学療法学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

点検・評価報告書 様式

1. 高等学校の教育課程を幅広く修得しており、心身ともに健全である人
2. 理学療法士の社会的使命や役割に興味関心があり、他の人たちへの思いやりと熱意をもって社会貢献しようとする意欲のある人
3. ものごとに対して主体性を持って、積極的かつ誠実に取り組む姿勢が身についている人
4. 社会の様々な問題に対して、知識や情報をもとにして、筋道を立てて考え、考えた結果を説明することができる人
5. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」と「英語」を通して、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基本的内容を身につけている人
6. 高等学校までの履修内容のうち、理学療法学の基礎として「数学」と「理科」の基本的内容を身につけている人
7. 学校や地域において、グループ学習、課外活動、ボランティア活動などの経験があり、他の人たちと協力して課題をやり遂げることができる人

心理学部臨床心理学科（根拠資料 5-5【ウェブ】、基本情報）

心理学部臨床心理学科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 人の心や行動について学んだことを活かして社会で活躍し、社会の発展に貢献したい人
2. 心理学を学ぶ上で必要とされる基礎学力を身につけている人
3. 基本的なコミュニケーション力を身につけている人
4. 人間や社会に対する強い関心をもっている人
5. 思考・意欲の両面で積極的な人

国際看護学部看護学科（根拠資料 5-6【ウェブ】、基本情報）

国際看護学部は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づき、アドミッションポリシーを次のとおりとします。

1. 国際的な視野を持って活躍できる看護師となることを希望している人
2. 心身ともに健全で思いやりと協調性をもって他者と接することができる人
3. ものごとに積極的に誠実に取り組む姿勢が身についている人
4. 看護学を学ぶにあたって必要な基礎的能力を身につけている人

生命理工学研究科（根拠資料 5-7【ウェブ】、基本情報）

生命理工学研究科は、本学の教育理念・目的と学位授与方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 修士課程では、学士課程における専門課程と同等の基礎的な知識や能力を身につけている人、及び博士後期課程では、大学院修士課程における専門課程と同等の深い学識、高度な研究能力、技術力を身につけている人
2. 生命科学・薬学もしくは健康医療・人間工学の分野において、研究者として自ら課題を発見し解決する意欲のある人

点検・評価報告書 様式

3. 高度職業人に必要な高い能力の習得を目指す人
4. 確かなコミュニケーション能力と高い倫理観を持ち、責任ある行動を取ることができる人

生命理工学研究科生命理工学専攻（修士課程）（根拠資料 5-7【ウェブ】、基本情報）
生命理工学研究科（修士課程）は、本学の教育理念・目的と学位授与方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 学士課程における生命科学や薬学、健康医療・人間工学の学修内容について、基礎的な知識や能力を身につけている人
2. 生命科学・薬学もしくは健康医療・人間工学の分野において、研究者として自ら課題を発見し解決する意欲のある人
3. 高度職業人に必要な高い能力の習得を目指す人
4. 専門的知識や高い研究能力を身につけ、国際的に活躍したい人
5. 確かなコミュニケーション能力と高い倫理観を持ち、責任ある行動を取ることができる人

生命理工学研究科生命理工学専攻（博士後期課程）（根拠資料 5-7【ウェブ】、基本情報）
生命理工学研究科（博士後期課程）は、本学の教育理念・目的と学位授与方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 大学院修士課程における専門課程と同等の深い学識、高度な研究能力、技術力を身につけている人
2. 研究者・高度職業人として高い能力を習得し、国際的に活躍できる研究者・技術者・医療人リーダーになりたいという意志と目標を持っている人
3. 優れたコミュニケーション能力と高い倫理観を持ち、責任ある行動を取ることができる人
4. 生命科学・薬学もしくは健康医療・人間工学の分野において、自ら課題を発見し創造的研究を行う意欲のある人

人文学研究科（根拠資料 5-8【ウェブ】、基本情報）

人文学研究科は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学を希望します。

1. 人文学の専門分野に関する基礎的知識を持ち、さらに学び研究する意欲を持つ人
2. 社会に貢献できる高度な専門知識を備えた研究者及び職業人を目指す人
3. 「公認心理師」や（公財）日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」の受験資格の取得を希望する人

人文学研究科臨床心理学専攻（修士課程）（根拠資料 5-8【ウェブ】、基本情報）

臨床心理学専攻は、本学の教育理念・目的と教育方針に基づいて、以下のような人の入学

点検・評価報告書 様式

を希望します。

1. 臨床心理学の学部教育を基礎として、高度な専門知識や技術を身につけ、社会に貢献したい人
2. 人の行動や心に関する明確な問題意識を持ち、対人支援に積極的に取り組み、かつ学び続ける意欲のある人
3. 「公認心理師」ならびに／または（公財）日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」の受験資格の取得を希望する人

以上のように、入学希望者に求める学生像、学力水準、能力等を明示しているとともに、それらを評価・判定する入学者選抜の方法についても、入試種別の特徴に応じて、大学独自の試験、調査書、面接等により総合的に判定することを入学試験要項で公表し、理解の促進に努めている。

入学者選抜の実施にあたっては、学長諮問委員会である入試委員会を主体として、入学試験ごとの募集定員や入試日程、選抜方法等の入学試験全般について毎年検討、見直しを行っている（根拠資料 5-9）。

入学試験の実施・運営については、いわきキャンパスでは企画課、柏キャンパスでは教務学生課が業務を所管し、出願処理、試験監督者の配置、入試業務の分担、試験問題の管理、合否判定の入試成績処理等を行い、試験種別ごとに入学試験実施要領を定め、事前説明会を経て全学的な教職員の協力体制のもと、厳正かつ円滑に実施できるよう配慮している（根拠資料 5-10）。

入学試験は、アドミッションポリシーに適する入学希望者を選抜するため、学部においては総合型選抜入学試験（1期～4期）、学校推薦型選抜入学試験（公募推薦方式・指定校推薦方式・特待指定校推薦方式）、一般入学試験（1期～2期）、大学入学共通テスト利用入学試験（1期～2期）、社会人特別入学試験（1期～2期）、編入学試験（10月期・12月期・2月期）を設定し、大学院においては、一般入学試験（1期～2期）、学内推薦入学試験、社会人入学試験（1期～2期）、外国人留学生入学試験を設定して、幅広く受験機会を提供し、多様な方法で総合的に評価・判定を行い入学者選抜を実施している。特別な配慮を必要とする入学希望者に対しても、受験を始め入学後の学習等も含め、事前の面談により配慮に関する共通理解を図るよう入学試験要項で周知している（根拠資料 基本情報）。

また、学費に関する情報をホームページ、及び入学試験要項で公表し、併せて経済的支援を目的とする学費減免型の特待生制度の情報をホームページ、チラシで公表し周知を図っている（根拠資料 5-11【ウェブ】、5-12【ウェブ】、5-13）。

入学試験後の合否判定については、規程に基づき、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、入試委員長、事務局長、企画課長で構成される判定会議により、厳正に評価、判定を行い、公平・公正に実施している（根拠資料 基本情報）。

上記のとおり、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していると評価する。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

2024(令和6)年度における過去5年間の入学定員充足率の平均は、薬学部薬学科で0.60、看護学部看護学科で0.73、健康医療科学部作業療法学科で0.65、健康医療科学部理学療法学科で1.05、心理学部臨床心理学科で0.64、国際看護学部看護学科で0.99、学士課程全体で0.78、と一部の学部を除き低い状況で、収容定員充足率も学士課程全体で0.73と低い状況である。大学院においても、過去5年間の入学定員充足率の平均は、生命理工学研究科生命理工学専攻(修士課程)で0.36、生命理工学研究科生命理工学専攻(博士後期課程)で0.90、人文学研究科臨床心理学専攻で0.32と低い(根拠資料 大学基礎データ表2)。

学士課程においては、2017(平成29)年度の看護学部開設、2019(平成31・令和元)年度の健康医療科学部開設、2020(令和2)年度の心理学部開設、2021(令和3)年度の国際看護学部開設、2022(令和4)年度の薬学部の定員削減を行い、社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえた改組等を行ってきたが、定員を満たす状況には至っていない。大学院においては、2024(令和6)年度に生命理工学研究科で長期履修制度の導入(根拠資料 5-14)、外国人留学生入学試験(根拠資料 5-15)を導入し入学定員の充足を図っているが、充足には至っていない。

2018(平成30)年度の大学基準協会による大学評価及び2020(令和2)年度の再評価において提言された、定員管理の徹底に対して、本学では2022(令和4)年度からの第2次中期事業計画に、「入学定員の確保」を最も重要な成果指標として位置付け、広報委員会、企画課を中心に各種の広報施策を展開している(根拠資料 5-16)。特にオープンキャンパス参加者の入学比率が高いことから、来場者増加のための広報、内容の充実に向けた見直し等を毎年行い、進学ガイダンス、高校訪問による周知も含めた直接的な広報活動を強化している(根拠資料 5-17)。一方でホームページ、動画を中心とした広域的に認知を向上させる取り組みも強化し、全教職員体制で広報活動を行っている。

上記のとおり、定員未充足の要因の分析、募集広報活動の見直しを行い、改善を図っているが定員充足のためにはさらなる改善の努力の必要性を認識している。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生の受け入れに関わる点検・評価は、いわきキャンパスにおいては、企画課で毎年「入試報告」を作成し、広報委員会で報告し改善に役立てている（根拠資料 5-18、5-19）。柏キャンパスでは、定期的で開催している入試広報委員会において、教務学生課が作成した「入学試験報告（根拠資料 5-20）」を用いて、入学試験の計画・実施、教員配置、学生募集の入試にかかわる事項、入試方法の検討、広報の戦略について点検・評価を行い、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を定期的に把握している。年度末には、学生受け入れに関するこれらの事項を総括し、次年度以降の効果的な取り組みへとつなげている（根拠資料 5-21、5-22）。また、本学の内部質保証体制において、第 2 次中期事業計画及びアセスメントプランに基づき、各学部、研究科、事務局（企画課）の点検・評価項目に入学定員充足率を始めとする学生の受け入れに関する目標を定め、毎年現状の把握と点検・評価、改善の取り組みを行っている。各部局の自己点検・評価は最終的に全学教育委員会で評価、検討のうえ改善指示がなされ、目標達成に向けた PDCA サイクルを機能させている（根拠資料 5-23【ウェブ】、5-24）。

上記のとおり、学生の受け入れに関わる点検・評価・改善の取り組みについては、内部質保証体制が機能しており、改善の取り組みとしては評価できる。一方、成果に結びついていない状況も同時に認識しており、課題として捉えている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の教育理念・目的を起点とした 3 つのポリシーを定め、毎年点検、見直しを行っており、アドミッションポリシーを踏まえた入学者選抜の体制の構築、運営を行っていること、また、入学希望者に対する丁寧な情報提供、並びに経済的支援、特別な配慮を要する場合の対応を公表、実施している点は長所として捉えており、継続して不断の見直しを図っていく。

一方、入学定員及び収容定員の充足については、募集広報活動の強化を図ってはいるものの改善には至っておらず、学校法人全体として、経営的な観点からも抜本的な改革の必要性を認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学生の受け入れに関しては、アドミッションポリシーの策定、公表、入学者選抜を公平・公正に実施するための体制構築及び運営、入学希望者に対する支援、配慮を行い、毎年見直しを加え、適切に行っていると評価できるが、入学定員の充足という結果に結びついていない状況である。全国の 18 歳人口の中長期的な動向では、2024（令和 6）年の 1,063,451 人から 2035（令和 17）年には 970,429 人と 93,022 人の減少が予測されており（根拠資料 5-

点検・評価報告書 様式

25)、社会的な動向からも抜本的な改革の必要性を認識し、いわきキャンパスの設置学部の収容定員削減を機関決定し、2024（令和 6）年 5 月に収容定員の学則変更の届出を文部科学省へ行った（根拠資料 5-26【ウェブ】）。これにより、薬学部薬学科は 60 人から 40 人（20 人削減）、看護学部看護学科は 80 人から 55 人（25 人削減）、健康医療科学部作業療法学科は 40 人から 20 人（20 人削減）、健康医療科学部理学療法学科は 60 人から 55 人（5 人削減）、心理学部臨床心理学科は 60 人から 40 人（20 人削減）、合計で 300 人から 210 人（90 人削減）とし、募集広報施策の改善、見直しに加え、定員規模の適正化を図り、入学定員の確保に向けた努力を継続している。

点検・評価報告書 様式

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
医療創生大学方針 求める教員像及び教員組織の編成に関する方針	https://www.isu.ac.jp/information/university_policy.html
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部・学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
教員名簿（主要授業科目、単位数等一覧）	教員名簿（主要授業科目、単位数等一覧）
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		118	55	大学基礎データ表1		
学部・学科等	看護学部・看護学科	24	8			
	健康医療科学部・作業療法学科	10	5			
	健康医療科学部・理学療法学科	13	5			
	心理学部・臨床心理学	12	7			
	国際看護学部・看護学科	29	13			
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
	薬学部・薬学科	33	18	○	×	大学基礎データ表1
備考： 9						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

点検・評価報告書 様式

〔専門職大学及び専門職学科〕※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注2)	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体(注1)							大学基礎データ(表1)
学部・学科等							
備考:							

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条、第42条の6、専門職大学設置基準第35条

注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」(ハイフン)を記入してください。

注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×(「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も()で併記)を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

〔学士課程〕(専門職大学及び専門職学科を除く)※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
○学部	専ら従事する教員		●以上					
○学科	それ以外の当該大学 教員 当該大学以外		●以下					
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
×学部	専ら従事する教員		●以上					
×学科(薬学)	それ以外の当該大学 教員 当該大学以外		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみを使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部(但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする)。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

点検・評価報告書 様式

〔専門職大学及び専門職学科〕※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科	それ以外 当該大学の教員 当該大学以外		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
備考:								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。

※その他、[学士課程]（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

〔修士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
生命理工学研究科・生命理工学専攻(修士課程)	23	17	23	0	大学基礎データ表1
人文学研究科・臨床心理学専攻	10	5	4	6	
...					
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

〔博士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
生命理工学研究科・生命理工学専攻(博士後期課程)	15	13	15	0	大学基礎データ表1
...					
...					
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

〔大学院の専門職学位課程〕

研究科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注)	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料
備考:					

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してく

点検・評価報告書 様式

ださい。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程	ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
医療創生大学教員等の選任等に関する規程	医療創生大学教員等の選任等に関する規程
備考：	

第6章 教員・教員組織(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学では、「大学として求める教員像、教員組織の編制に関する方針」を以下のとおり明示している（根拠資料 6-1【ウェブ】）。

（求める教員像）

1. 本学の教育方針を理解し、それを実現するための教育力を有する人材
2. 教育の質の向上に努め、積極的に教育に関わることができる人材
3. 学生支援に対し積極的に取り組み、学生の人間的成長を促すことができる人材
4. 研究成果を地域社会に還元し、社会の発展に寄与する能力を有する人材

（教員組織の編成方針）

1. 大学設置基準及び大学院設置基準に基づいて、必要な教員を配置する。
2. 組織的な教育研究を行うため、教員間の連携体制を確保し、役割分担を適切に行う。
3. 教員の募集、任免及び昇格は、学内規則に基づき、公正かつ適切に行う。
4. 教員の年齢及び性別の適正な構成に配慮する。

以上のように、大学として求める教員像ならびに教員組織の編成に関する方針を策定し、それに基づいて、教員組織を編成している。大学としての方針は明示しているが、学部、研究科ごとの教員組織の編成に関しては具体的な方針は定めていない。

教員の担う責任については、「学校法人医療創生大学組織管理規程」第18条（大学の教員の職務）において、教授、准教授、講師、助教、助手それぞれの職務が明記されている（根拠資料 6-2）。

点検・評価報告書 様式

教員数については、大学基礎データに示すとおり、全ての学部で基準数を満たしている。専任教員一人当たりの在籍学生数は、8.2～17.9 であり、学部間のばらつきはあるものの、最も比率の高い健康医療科学部理学療法学科以外は 10 人前後であり、学生へ十分な指導が提供できる割合である。また、大学院についても、生命理工学研究科、人文学研究科ともに、基準数を満たしている（大学基礎データ表 1）。

教育・研究等の実施のための教員構成については、薬学部は教授 18 名、准教授 7 名、講師 2 名、助教 6 名で構成されている。そのうち、実務家教員は 9 名であり、教育・研究を実施するためには十分な教員組織となっている。また、大学研究者等や企業研究者が各機関と労働契約を締結し、双方の業務に従事することを通じて、産学連携の教育・研究等を深化する関係を構築することを目的としたクロスアポイントメント制度を活用しており、他法人の研究者を薬学部の特任教授 1 名、特任講師 1 名、特任助教 1 名の計 3 名雇用し、先端技術開発や科学研究費補助金の申請業務等において、学部の垣根を超え研究テーマの探索・遂行や技術アドバイスを行っている（根拠資料 6-3）。

看護学部では研究活動・業績を基に科目適正性を十分に考慮し、共通教育（教授 1 名）、専門基礎（教授 2 名、准教授 1 名）、基礎看護学（教授 1 名、准教授 1 名、講師 1 名、特任講師 1 名）、成人看護学（教授 1 名、准教授 1 名、講師 1 名、助教 1 名）、老年看護学（特任教授 1 名、講師 1 名）、母性看護学（講師 1 名）、小児看護学（特任教授 1 名、助教 1 名）、精神看護学（准教授 1 名、助教 2 名）、地域・在宅看護学（教授 1 名、准教授 1 名、講師 1 名、助教 1 名）の各領域に配置されている。各領域会議では学習成果の達成につながる教育方針を踏まえ、担当授業科目、担当授業時間を編成している。

健康医療科学部は 2019（平成 31・令和元）年度に設置認可を受け、その段階で教員組織の適切性について評価を受けている。完成年度を迎えた後も、設置認可時と同等の規模を保持しており作業療法学科は教授 5 名、准教授 2 名、講師 2 名、助教 1 名で構成され、理学療法学科は教授 5 名、准教授 1 名、講師 3 名、助教 4 名で構成されている。

心理学部は 2020（令和 2）年度に届出申請により、教育目標を実現するための教員構成の適切性について評価を受けている。心理学部においても、届出申請時と同等の教員組織を保持しており、教授 7 名、准教授 3 名、講師 2 名で構成されている。また、心理学部では、公認心理師の受験資格を充足するカリキュラム（学士課程分）になっており、公認心理師の資格を有する教員が 6 名おり、公認心理師を目指す学生に対して、適切な指導を行える教員構成になっている。

国際看護学部においては、2021（令和 3）年度に開設し、完成年度を迎えていないため、できるだけ現状の組織編制を維持するよう努めており、教員のやむを得ない退職や異動に対しては、速やかに教員を補充している。

大学院については、生命理工学研究科、人文学研究科ともに、大学院担当教員の基準を設けており、大学院生の研究を担当する教員の基準、授業を担当する教員の基準を明記し、各研究科委員会において、教員の業績を評価し、基準に基づいて審査を行い、授業担当、研究担当教員を決めている（根拠資料 6-4）。

生命理工学研究科では、2024（令和 6）年度に、副指導教員制度を導入したことで、入学者数に対して指導に必要な教員数の不足が見込まれたため、博士後期課程担当の健康医療

点検・評価報告書 様式

科学系教員を 3 名から 5 名に増員し、充実した研究指導を可能にするための教員構成とした（根拠資料 6-16）。

人文学研究科臨床心理学専攻は、臨床心理士養成のための第 1 種指定大学院として公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会から指定を受けている。このため、臨床心理士の資格を有する専任教員は、教授 2 名を含む 5 名以上が必要である。本学では、臨床心理士の資格を有する専任教員が 5 名おり、そのうち 3 名が教授であり、この要件を十分に満たしている。

各教員の担当授業科目については、教育上主要と認められる授業科目、すなわち主要授業科目、の専任教員の担当状況は、大学基礎データ表 4 に示されている通りである（大学基礎データ表 4）。専門教育科目の主要授業科目を担当する専任教員の学部ごとの割合は、薬学部が 0.8、看護学部が 0.6、健康医療科学部作業療法学科・理学療法学科がそれぞれ 0.7、0.8、心理学部が 0.5、国際看護学部が 0.7 となっており、教育上の主要と認められる科目に対しては、専任教員が適正に配置されている。

各教員の担当授業時間について、学部ごとに担当単位数を見ると薬学部 21.5、看護学部 11.3、健康医療科学部作業療法学科・理学療法学科がそれぞれ 14.7、18.3、心理学部 37.3、国際看護学部 12.0 となっている（基本情報一覧 個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報）。心理学部で担当単位数が多くなっているのは大学院人文学研究科臨床心理学専攻の授業も含まれているためである。

教員と同様に職員についても「求める職員像」を明示しており（根拠資料 6-1）、教員と職員は、役割を分担し、学長の諮問委員会等で協働・連携して組織的な教育研究活動を実現している。「学生支援に関する方針」の中の就学支援において、学生が修学を円滑に進めていくことができるよう、教職協働による相談、指導に取り組むことが明示されているが、それぞれの責任については、明示されていない（根拠資料 6-22【ウェブ】）。また、全学 FD・SD 研修会を実施し、SD 研修会には教員も参加し、FD 研修会には職員も参加することで、教員と職員とがそれぞれの職務に関する理解を深め、相互の連携・協働を図っている。

教育指導体制の充実・補強のため、実験・実習、演習の人的教育支援体制としてティーチング・アシスタント（以下、TA という）及びスチューデント・アシスタント（以下、SA という）制度を実施している。授業における指導補助者の責任及び役割については、「医療創生大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程」において、職務内容を明記し、雇用に際しては、教育指導補助業務の内容を具体的に記載した授業科目実施計画書を作成して提出し、明確な指導計画の下で TA 及び SA の活用がなされている（根拠資料 6-6）。2023（令和 5）年度においては、薬学部、健康医療科学部、心理学部の実験・演習科目で、53 人の SA が活用されている。また、TA については、心理学部の実験科目で、2 人が活用されている（根拠資料 6-17）。しかし、TA 及び SA の選考基準については、明示していない。

評価項目②**教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

本学では、「学校法人医療創生大学組織管理規程」第4章 教職員の配置、第10条（大学の教職員）において、大学における教職員の配置が規定されている（根拠資料 6-2）。

教員の募集、採用、昇任等に関わる基準については、「医療創生大学教員等の選任等に関する規程」第3条に基づき、「医療創生大学大学教員選考の基準に関する規程」が制定され、教員の選考基準について明確に定めている（根拠資料 6-7、6-8）。

教員の募集、採用、昇任等の手続については、「医療創生大学教職員任用規程」第7条に基づき、「医療創生大学教員等の選任等に関する規程」が定められ、教員等の選任等について必要な事項を定めている（根拠資料 6-9）。

実際の選考については、「医療創生大学教員等の選任等に関する規程」第4条第1項に基づき、「教員人事選考委員会細則」が定められ、選考の方法、候補者の決定について規定され、教員人事選考委員会がこれに当たることが規定されている（根拠資料 6-10）。

教員の募集については、原則、公募制とし、大学ホームページや国立研究開発法人科学技術振興機構の研究者人材データベース（JREC-IN）などで広く周知している。応募資格などの公募条件については、当該学部内に設置される教員人事選考委員会が中心となり、担当科目などを勘案し、公募条件を設定し、学部教授会の承認を経て、決定している。教員人事選考委員会は、当該人事の候補者が所属する予定の学部長、学科長及び教授会が推挙する教授2名に加え、第三者的な立場として学長または副学長、他学部の学部長で構成され、公平性・客観性を高めた体制としている。選考の方法としては、書類審査、模擬授業、面接等を行い、それぞれにチェックリストを用いて点数評価している。最終候補者の選考に当たっては、公募条件との適合度、学部内の年齢構成、性別等のバランスを勘案して検討し、教員人事選考委員会から当該教授会に報告し、教授会で決定される。

教員の昇任の基準については、大学で定めている諸規程に加え、薬学部、看護学部、心理学部、国際看護学部においては、昇任人事の基準を設け、大学で定める手続きに則って、承認人事を行っている（根拠資料 6-11）。

以上のように、教員の募集、採用については、明確な基準を設け、公正な手続きに基づいて適正に行っている。また、昇任についても、一部の学部を除いて、基準が設けられ、公正な手続きに基づいて適正に行っている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

本学では、教員の教育研究活動等の改善・向上、活性化を図り、教員の資質向上につなげるため、FD・SD 委員会が設置され、教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発につながる以下の活動を実施している（根拠資料 6-12）。

- 1) 授業改善アンケートの実施：毎学期、学生からの授業評価を実施し、授業担当教員は、学生からの評価についてコメントを返す。
- 2) 授業参観：学部ごとに参観授業を決め、その授業を参観（対面、あるいは録画を視聴）し、その後、学部の FD 研修会において、教員相互で意見交換を行う。
- 3) 全学 FD・SD 研修会の企画・実施：SD 研修会には教員も参加し、FD 研修会には職員も参加することで、教員と職員とがそれぞれの職務に関する理解を深める機会としている。

2023（令和 5）年度の FD・SD 研修会の実施実績は以下のとおりである。

■令和 5 年度全学 SD 研修会：2 回実施

・第 1 回

実施日時：令和 5 年 6 月 21 日（水） 15:30～16:00

テーマ：大学の経営状況を理解する ～令和 4 年度決算の概要をもとに

参加人数：158 名（教員 129 名、職員 29 名） ※参加率 100.0%

・第 2 回

実施日時：令和 5 年 12 月 26 日（火） 10:00～10:30

テーマ：情報セキュリティポリシーの基本的理解

参加人数：158 名（教員 126 名、職員 32 名） ※参加率 100.0%

■令和 5 年度全学 FD 研修会：1 回実施

実施日時：令和 5 年 8 月 21 日（月） 15:00～16:30

テーマ：学修成果の把握と可視化～ルーブリック作成と活用方法

参加人数：159 名（教員 129 名、職員 30 名） ※参加率 100.0%

また、全学 FD・SD 研修会の他に各学部、研究科においても、それぞれの学部、研究科で抱える課題に基づき、学部 FD 委員会（大学院においては、専攻長と研究科長）が中心となり、FD 研修会を実施している。各学部・研究科の実施状況は、以下のとおりである。

点検・評価報告書 様式

・薬学部（根拠資料 6-21）

薬学部学 FD 委員会を設け、委員会が一般目標・プログラムを設定し研修会を年 2～4 回行っている。2023（令和 5）年度に行った研修会の一般目標は、

第 1 回 本年度より導入される教員の高校訪問に向け、高校訪問の意義や要点・注意点を理解する。

第 2 回 授業内容のチェックシート を参考に授業内容、カリキュラムの改善を目指す。

第 3 回 2023 年度前期授業参観について：講義担当者、参観者間での意見交換による今後の授業改善を目指す。

第 4 回 授業参観後の授業研究に基づいた授業改善による教育の質向上を目指す。

新基準による薬学教育第三者評価・第 2 期に関する背景・内容を理解する。

とした。それぞれの研修会において報告書を作成し、講義における教授方法などのスキルアップを図っている。

・看護学部

全学 FD・SD 委員会のもとで年 2 回授業改善アンケート、教員相互の授業参観を実施している。また、各領域内で模擬授業を行い、授業内容の向上、スキルアップに取り組んでいる。

・健康医療科学部（根拠資料 6-28）

学部の Vision & Mission を明確にした上で、2019（平成 31・令和元）年度は 25 回、2020（令和 2）年度は 15 回の FD 活動を行った。2021（令和 3）年度は 2023 年度からの新カリキュラム作成に向け、学部 FD としてガイダンスと専門領域ごとのグループワークを行った。2022（令和 4）年度は国家試験に向けた対策を検討した。2023（令和 5）年度は教育法に関する講義（Teaching & Learning in Higher Education）を実施した。さらに、専門領域グループに分かれて定期的な Team Teaching（文献抄読会）の取り組みを行った（1 年間で計 17 回開催）。2024（令和 6）年度は「学習過程」と「国際化」の 2 点について学科ごとに SWOT 分析を行い、次いで「短期留学生を受け入れ時に本学生との交流を促進するために教員は何をすべきか」というテーマでアクションプランを立て、年間計画を立案する取り組みを行った。2024（令和 6）年度は、コンピテンシー（12 月 20 日）、国試対策指導教員セミナーの伝達講習（9 月 26 日、岡野講師、嶋田講師）、留学生の迎え入れ（4 月 24 日、阿部教授）を学部の FD として実践した。

・心理学部（根拠資料 6-29）

前期・後期 1 回ずつ、以下のとおり FD 研修会を行い、教員相互で授業方法、学生への対応について意見交換を行った。

前期 2023 年 8 月 21 日（月）10:00～11:45

・授業参観に係る研修「心理学統計法 2」

・授業改善アンケートの結果に係る研修

後期 2024 年 2 月 16 日（金）9:30～11:30

・授業参観に係る研修「障害者・障害児心理学」

・心理学部学生生活満足度調査の結果に係る研修

点検・評価報告書 様式

・国際看護学部

全学 FD・SD 委員会の方針の下、毎年前期・後期の 2 回に渡り、学生による授業改善アンケートと教員相互の授業参観を組織的に実施している。また、授業改善アンケートに関しては、年度末に前期・後期分の授業に関して領域別に分かれてアンケートの振り返りを行い授業改善に繋げる FD 活動を実施している。さらに、授業参観では、参観後に必ず授業担当者と授業参観者との間で、当該授業の振り返りを実施し、授業方法などに対する意見交換を行うことで、授業内容の質的向上を図る FD 活動を行っている。

・生命理工学研究科(根拠資料 6-30)

2021 (令和 3) 年度 競争資金獲得アプローチ (講師: 加藤茂明特任教授)

外部研究費の獲得促進を目的とした講習会を、2022 (令和 4) 年 1 月 26 日に開催した。

2022 (令和 4) 年度 履修制度ごとのカリキュラムマップの作成

学修到達度の「見える化」を主眼としたルーブリック評価表、及び長期履修制度の導入を見据えた履修制度ごとのカリキュラムマップを、課程、コースごとのグループワークで作成した。2022 (令和 4) 年 11 月 30 日に成果を発表、共有した。

2023 (令和 5) 年度 長期履修制度の導入に伴う 3 ポリシーの点検

長期履修制度の導入に伴う学則変更に合わせて、3 ポリシーの点検及びシラバスとの整合性の確認を、課程、コースごとのグループワークで実施し、2023 (令和 5) 年 7 月 26 日に成果発表を行った。この成果をもとに、2023 (令和 5) 年度第 7 回生命理工学研究科委員会において、研究科の 3 ポリシーが改正された (根拠資料 6-27)。

・人文学研究科(根拠資料 6-31)

教育研究活動等の改善・向上を目的として FD 研修会を定期的に変更して実施している。2023 (令和 5) 年度までに実施した内容は、以下の通りである。

2020 (令和 2) 年度 2021 年 1 月 20 日 (水)

1) 公認心理師試験を支援するための指導方法について

2021 (令和 3) 年度 2021 年 12 月 15 日 (水)

1) 修士論文執筆に関する指導スケジュールについて

2) 大学院入試時に提出する研究計画書について

2022 (令和 4) 年度 2023 年 2 月 16 日 (木)

1) 学位授与方針に示した学修成果の把握および評価のためのルーブリックの検討

2) 在学中に実施されることになった公認心理師国家試験を鑑みた修士論文のスケジュールや指導方法について

2023 (令和 5) 年度 2024 年 2 月 16 日 (金)

1) 大学院の実習に関する状況の共有

2) 学位授与方針に示した学修成果の把握および評価のためのルーブリックの達成状況について

さらに、教員の研究活動の活性化や資質向上を図る取り組みとして、全教員を対象に、科

点検・評価報告書 様式

学研究費申請書の書き方説明会を 2024（令和 6）年 7 月 30 日に実施し、外部資金獲得による、研究活動を活性化するためのサポートが提供されている。当日、説明会に参加できなかった教員のために説明会は録画され、学内システム Teams に保存され、いつでも視聴できるようになっている。

教員の教育活動や研究活動の活性化を図り、社会貢献活動などを自己評価するため、「教員活動評価規程」が定められ、専任教員は、毎年「教員活動評価調査書」及び「自己点検表」を作成し、所属学部の長に提出している（根拠資料 6-13）。評価の領域は、1) 教育、2) 研究、3) 社会貢献、4) 管理・運営の領域であり、大項目 18 項目、中項目 41 項目から構成され、多様な教員の活動が反映されるようになっている。教員は各項目に点数を入力して自己評価を行うが、各項目の配点は本学が求める教員像に基づいて決められている。最後に、自己点検を踏まえての総評及び今後の改善計画について記載を求めている。教員活動評価については、「医療創生大学教員活動評価実施要領」に基づいて行われ、各教員が作成した「教員活動評価調査書」及び「自己点検表」は学部長に提出され、学部長は必要に応じて面接を実施し、概略評価を行う（根拠資料 6-18）。学部長による概略評価の結果、学科 1 名の優秀教員候補を推薦し、学長、学長代行による審査に基づき、優秀教員を選定し、顕彰として 10 万円が支給される。また、活動状況に改善を要すると評価された教員は、活動改善計画書を学部長に提出し、改善に努めることが求められる。以上のように、評価結果は昇格人事等の参考資料として活用されるなど、適切に活用されている。

健康医療科学部では、全学で使用している教員活動評価調査書・自己点検表に加え、2023（令和 5）年度より独自の様式を使用して 1 年間の活動報告を行っている。これは、①教員の功績を認識する、②不十分な分野を特定し、改善と専門的な開発の必要性を示唆する、③教員募集に必要な職務要件を提供する、④教員の確認と昇進のための基準及び標準を設定する、という 4 つの目的で実施している。この評価表により教育・研究・関与の 3 つの領域において学部が教員に期待するパフォーマンスを提示し、個々の目標と成果を確認するとともに、教員の募集、採用、昇進の基準としても活用している。

TS・SA 等の指導補助者が教育に関わる場合、授業運営が適切になされるように研修等に関する規定はなく、現状では、各授業担当者に任されており、この点については、大学として組織的な取り組みが今後の課題である。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教員組織については、「医療創生大学教員等の選任等に関する規程」第 4 条において、教員の任用計画については、「学校法人医療創生大学経営委員会細則」に基づき、計画的に

点検・評価報告書 様式

行うことを原則とすることが規定されている（根拠資料 6-14）。これに基づき、教員組織の適切性を維持するための取り組みとして、各学部に教員人事の在り方について検討する委員会が設置されている（根拠資料 6-15、6-19、6-20、6-25、6-26）。委員会では、学部の教育研究活動を安定的かつ十分に展開し、学習成果の達成につながる教育の実現を目指して、学部教員の専門領域、年齢構成、性別などに偏りが生じないように、定期的に、将来を見とおして、採用や昇任人事を計画している。

健康医療科学部においては、教員組織について、5年に1回の一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認定評価（作業療法学科においては世界作業療法連盟の認定評価も含む）の機会を活用し、定期的に点検・評価を行っている。

したがって、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、課題については、その改善に取り組むことが、概ね実施されている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

以上の現状分析を基に、以下の点が長所として挙げられる。

- ・ 教員の募集、採用、昇任については、規程を定め、公募制を取ることで、公平かつ適切に行っている。
- ・ 全学 FD・SD 研修会の実施、各学部における FD 活動を通して、大学全体、また学部独自の教育課程や学生対応に関する課題の共有と改善を図り、教育の向上に組織的に取り組んでいる。
- ・ 「教員活動評価調査書・自己点検表」を通して、教員の教育・研究活動の自己点検、改善に向けての取り組みを行っている。

問題点としては、以下の点が挙げられる。

- ・ 学部、研究科ごとの教員組織の編成に関して、具体的な方針が定められていない。
- ・ 教員と職員との役割分担と責任が明確には示されていない。
- ・ 教員昇任人事の基準が設けられていない学部がある。
- ・ TA・SA の選考基準が明確に示されていない。
- ・ 教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合の研修等、授業の運営等が適切になされるような対応が図られていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上から、本学では、本学の教育理念・目的を実現するため、教員・教員組織の編成に関する取り組みは、概ね基準を満たしていると判断する。

まず、求める教員像を明確に示し、教員組織の編成方針に基づき、教員組織を編成しており、教員の募集、採用、昇任においても、規程に則り、公平かつ適切に行っている。さらに、FD・SD 研修会を全学、そして各学部で実施し、大学全体、また学部ごとに、教育課程や学生対応に関する課題の共有と改善を図り、教育の質的向上に組織的に取り組んでいる。そして、「教員活動評価調査書・自己点検表」を用いて、教員の教育・研究活動の自己点検、改善に向けての取組を行っている。

一方で、学部、研究科ごとの教員組織の編成に関する具体的な方針は示されていないが、

点検・評価報告書 様式

各学部には、教員人事在り方検討委員会が設置され、学部の教育活動を実現するための教員組織の編成について、見直しが行なわれているため、教員組織の編成に関して何らかの方針は共有されていると思われる。それを明文化することにより、この点については改善が見込まれる。

今回の点検により、教員の昇格人事の基準が設けられていない学部があることが明らかになった。この点については、至急、昇格人事の基準を検討し、明確化する対応が求められる。そして、TA・SAの活用については、選考基準を明確にし、効果的な活用を図るよう研修体制を整えることで、授業の運営等がより適切に行なわれ、改善が見込まれる。

点検・評価報告書 様式

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
医療創生大学方針	https://www.isu.ac.jp/information/university_policy.html
備考：	

第7章 学生支援(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

基準 7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学の学生支援に関する方針の概要については、本学ウェブサイトの「医療創生大学方針」に明示されている。この方針は、学部長会、教授会を通して全教職員に通知した。

具体的には、「本学は、教育目標及び教育方針（3つのポリシー）を実現するため、次のとおり求める教員像及び教員組織の編成に関する方針を定める。」とし、「求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」の「求める教員像」及び「求める職員像」（根拠資料 7-1【ウェブ】、7-2【ウェブ】）に求める人材を明記している。

求める教員像及び教員組織の編成に関する方針

- ・ 求める教員像
学生支援に対し積極的に取り組み、学生の人間的成長を促すことができる人材
- ・ 求める職員像
学生支援に対し積極的に取り組み、学生の人間的成長を促すことができる人材

「学生支援に関する方針」（根拠資料 7-3【ウェブ】）は「本学は、学生が学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、自らの資質及び能力を十分に醸成するため、次のとおり学生支援に関する方針を定める。」との理念のもとに策定され「修学支援」「生活支援」「就職支援」「障がい学生支援」の 4 項目に分けて次の内容を明示している。

修学支援

1. 学生が修学を円滑に進めていくことができるよう、教職協働による相談、指導に取り組む。
2. 留年者、休学者及び退学者の状況把握と分析を行い、多様な学生が充実した学生生活を送ることができるよう、各部局が連携して適切な対応を行う。

生活支援

1. 学生が目的意識と自覚を持ち、スポーツ、文化、ボランティア等の自主的な活動を積極的に行うことができるよう支援する。
2. 学生の健全な心身を維持増進するため、学生が快適、安全、安心な生活を送ることができるよう支援する。
3. 学生が経済的に安定した学生生活を送ることができるよう支援する。

就職支援

1. 学生の多様な進路に対応し、卒業後も見通した柔軟で的確なキャリアサポートに努める。

障がい学生支援

1. 障がいのある学生に対し、各部局が連携し、主体的自律的な学修ができるよう支援する。

本学の「教育目的・理念」を実現するため、5 項目からなる「教育内容と教育方法」を定め、本学ウェブサイトにも明示している（根拠資料 7-5【ウェブ】、7-6【ウェブ】）。この中で「きめ細かな個別指導と快適な自習環境の提供による学習支援」を掲げており、このことを実現するため、入学から卒業まで一貫した学生支援体制を充実させ、各学部の教員と事務局職員が連動した「教職協働」の学生支援体制を整備している。

この教職協働による学生支援の充実を図り、学生厚生補導の諸問題に関する事項を審議するため、教職員で構成されている学生生活委員会を設け活動している（資料 7-7）。また同委員会で、学生のボランティア活動への参加機会を支援するため、教務学生事務局職員と連携し、学習支援システムの C-Learning を用いた情報提供について検討している。

点検・評価報告書 様式

一方、事務局での学生支援体制は、「修学支援」、「生活支援」、「就職支援」は教務学生課、「障がい学生支援」はユニバーサルデザインセンター（根拠資料 7-8、7-9）、「学生の保健や健康管理」は保健管理センター（根拠資料 7-10）が担っている。

■修学支援

教員が授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、オフィスアワーを設けている。教員は、決まった時間帯に研究室に在室しており、相談等にに応じる体制を整えている。また、基本的にオフィスアワー以外の時間も在室時には常に質問・相談等について受け付けている（根拠資料 7-11【ウェブ】）。このほか、C-Learning または Teams の機能を利用して、授業後に質問を受けてフィードバックしている。

各学部の取り組み例としては、薬学部においては、教員及び上級学年の学生による学内塾（クラムスクール）を運用しており、成績や勉強法等に不安を抱える学生が多く参加している。クラムスクールでは不明な点や学習法などについて上級学年の学生に対し、積極的に質問を行うことでの補充学習を実施している。これは学生の知識向上のみならず、教員と学生、及び学生同士の交流としても一役買っている（根拠資料 7-12、7-13）。

健康医療科学部では、1年次の基礎科目でモジュラーシステムを採用することにより、科目を2つのモジュール（15回の授業単位）に分け、前半では通常の方法で授業を行い、後半では理解が難しい学生に対して、授業方法を調整することで、個々の学生が授業内容を十分に理解できるようにしている。これによって、科目の単位取得が困難である学生に対し留年するリスクを軽減し、以降の専門科目の学習も円滑に進めることができる（根拠資料 7-14【ウェブ】）。

国際看護学部では、2021（令和3）年度よりテーマポートフォリオ、パーソナルポートフォリオにより構成されるポートフォリオを導入し、主に修学や生活、就職活動の支援時に活用している。また、空き時間を利用した学修習慣を確立させるクラブ、育成ゲーム方式で5月から3年生対象に修得レベルに応じた問題演習、チューターゼミを企画・実施している。さらに、取り組みや成績を定期的に評価し、教員が一丸となって国家試験対策を行っている。

留年者や休学、退学を考えている学生には、チューターや、学年主任、学科長、副学部長、学部長といった指導実績の豊富な教員が随時面談を実施することに加え、保護者とも密に連携し三者面談を実施し、対応している。入学後に興味や関心の対象が変わった学生には、必要に応じて転学科のシステムについて説明し、選択肢の幅を広げ、かつ本人に対し慎重に判断するよう求めている（根拠資料 7-15）。

定期的な取り組みとしては、チューター面談により学習面での困難さについて学生と情報共有し、状況把握に努めている。面談の際には成績（GPA）や出席状況等、関係教員からの情報等を参考にしながらチューター面談、必要に応じて学部長面談、保護者を交えた面談を段階的に実施することで、適切なアドバイスと支援を行っている。

さらに、定期試験の結果を学部内の全教員で情報共有し、成績不振の学生にはその情報を基に面談等を実施している。とりわけ心身面の不調を抱える休学中の学生に対しては、保護者とも連携し、学習継続の気持ちが途切れることのないように前向きな支援を行っている。

担当教員はC-Learningの出席管理機能を利用して、常に全受講学生の出席状況を確認し、

複数回欠席の時点で当該学生の学年主任ならびにチューターへ連絡することにより、学習の継続に支障のある学生を放置することのないよう、その予防に努めている。さらに、C-Learning には、保護者も学生の出席状況の参照や個別の連絡ができるようになっており、保護者と共に支援を行っている。出席状況だけでなく、成績（GPA）も含めて不良な場合には、学生本人との面接を経て学年主任との面接、保護者を交えた学部長との面接を段階的に実施している。

教育での ICT 活用として、入学時に学科毎に指示したノート PC またはタブレット端末の購入を必須としており、授業をはじめ、予習、復習等、各場面において積極的に活用している（根拠資料 7-16）。また、全ての学生がスマートフォンやタブレット端末を所有している状況から、2021（令和 3）年度に学習支援システムを、株式会社朝日ネットの manaba から株式会社ネットマンの C-Learning へ変更した。これにより、授業中に学生の理解度を測るクイックアンケート機能（クリッカー機能）や匿名でのアンケート収集・集計機能、チャット機能、出欠管理や父母との連絡機能等、これまで教員が求めていた機能の搭載が実現し、授業に関する連絡や情報の迅速な伝達と対応が可能となった。さらに、学生へは各種デバイスでの利用が可能なワードプロセッサ、表計算ソフトや Teams 等の統合ソフトウェアのライセンスを配付している。一部のソフトについては、今後あらゆる場面において使用頻度が高くなることを想定し、授業内でその使用法や実用について解説している。

オンライン学習時は学生の通信環境に配慮し、授業動画の再視聴を確保するため授業の録画を行っているほか、オンラインの対象となっていない授業についても新型コロナウイルス感染症等で出席停止になった学生に配慮し、授業を収録し、自宅等でオンデマンド再生できるように対応している。ノート PC 貸し出しのほか、自習環境としてデスクトップ PC を構内に設置することで、学生所有の機器の不調や故障にも対応している。

設備としては、学内では共用のプリンタ及び複合機を設置しており、プリンタやスキャナを所有していない学生も利用できる環境を提供している。学外からの通信手段は貸与してはいないが、学内の全ての講義室で無線 LAN の利用が可能である。とりわけ 2019（平成 31・令和元）年の大規模感染症以来、学内での無線 LAN 利用の機会が急激に増加したことから、継続的に無線アクセスポイント及び、ネットワーク機器、配線の増強を行っており、直近では 2022（令和 4）年度及び 2023（令和 5）年度に分けて教室のネットワーク機器を更新した（根拠資料 7-17、7-18）。

■生活支援

学生に対しての経済的支援としては、経済的に困窮している学生が安心して学修に専念できるように、教務学生課が奨学生の募集、推薦、指導、各事務手続き及び奨学金に関する相談を随時受け付けている。日本学生支援機構奨学金に加えて 2020（令和 2）年度より開始された国の高等教育の修学支援新制度や特待生制度、葵会グループ病院奨学金制度といった各種奨学金を積極的に活用し、学生が経済的に安定した学生生活を送ることができるよう支援している。教務学生課は新入生にこれらの情報を入学前の案内及び新入生オリエンテーション・ガイダンスで説明している。在学生に対してはキャンパス内での掲示に加え、学生ポータルサイト「学生掲示板」において周知している。その他、福島県、企業、病院、

点検・評価報告書 様式

薬局等の外部資金による各種奨学金についても、キャンパス内での掲示及び学生ポータルサイト「学生掲示板」を通じて速やかに学生への情報提供を行っている。

また、本学では最大 36 名が入居可能な大学会館シェアハウスを運営しており、現在のところ、いわき市外で実家からの通学が困難な新生のみ入居可能としている。申込時には学生の経済的困窮の状況などを審査し、入学後の対応のための情報収集も同時に行っている（根拠資料 7-19【ウェブ】）。

さらに、本学の独自の経済的支援策として、最終学年時に卒業判定で不合格（卒業留年）となった学生への学費負担軽減策として、卒業留年減免制度を設けている。

学部（学科）も事務局と連携しながら奨学金の申請の案内を積極的に行っており、チューター面談の際には、常に学生の経済的状態の確認を行い、必要に応じて各種奨学金を紹介するとともに、本人からの申請があれば直ちに奨学金貸与に関する推薦書希望時の対応をまとめフローチャートにすることで、チューターが学生の経済的支援を的確に遂行できるようにしている。

学生支援に関することを学生に周知するため、本学ウェブサイトに加え、キャンパス毎に、全学生が参照可能な学生ポータルサイトを設置している。いわきキャンパスでは C-Learning を利用したポータルサイト「学生掲示板」、柏キャンパスでは、Teams を利用した学生ポータルサイト「K-port」を整備している。複数学部・学科を擁するいわきキャンパスでは全学の他、学部・学科毎に C-Learning を利用した掲示板を準備している。これらの中に「学生生活ガイド」等の学生支援に関する情報を、学生が随時確認できるようにしているほか、イベント告知や災害等の緊急連絡といった必要な情報の更新時にはメール等による周知もできる仕組みとなっている。

心身面、保健衛生面等での指導相談は、チューターが学修状況の確認と並行して行っている。定期的に実施しているチューター面談において、他学生への秘密厳守の基、学習指導だけでなく心身面、保健衛生等に関する相談、聞き取りを行っている。これに加え、学生の実態に応じて、他の教職員と情報共有し、事務局と連携し支援を行っている。また、学生が病気、怪我、事故に遭遇した場合の迅速な対応と、その後の悩み、復帰、支援に関する相談も積極的に行っている。

学外実習の事前指導を実施する学部では、再度体調面や精神面に関するアンケートを実施し、県外等の実習で不利益にならないよう対応している。臨床心理学専攻の臨床実習では緊張も強く、心理不安に陥る大学院生もいる場合もあるが、事前に面談を実施し、準備状態についてのチェックを行っている。さらに、必要に応じて、学内の保健管理センターを紹介し、学生相談の利用を勧めている。

その他、学生サロンを設置し、学生からの相談や訴えに応じているが、必要があれば、学科内で共有し学科全体で支援を行い、特に全学的に配慮が必要となる場合はユニバーサルデザインセンターが配慮事項を策定し、周知を行っている（根拠資料 7-20）。

遠隔授業による学生の孤立化を防ぐため新型コロナウイルス感染症が広まった 2020（令和 2）年度当初は学生の交流のために Teams での学生主体のチーム作成を認めていた。しか

し、実習科目が多い学部構成であり、しかも対面授業の必要性が高いことから、現在では、主に対面での支援を行っている。学部・学科毎に、学生同士の交流を図るイベントを実施しており、学友会が資金援助を行っている。また、演習科目では多くの科目でグループディスカッションが実施されており、課題に共に取り組むことにより学生同士の対話が増え、交流の機会が醸成されている。研究発表会やレクリエーションなどの行事を全学年合同で行うことも多く、他学年との交流の機会となっている。その他、各種ボランティア活動などにより学年を跨いだ交流が盛んに行われている。

正課外活動を行う組織として「学友会」があり、部活動を通じた学友会会員の相互理解と人格の接触を深める機会を設けている。学友会の部活動やサークル等毎に顧問教職員を配置し、安全かつ適切な課外活動となるような支援を行っている。さらに、学部毎の学生組織も存在し、各種ボランティア活動（いわきサンシャインマラソン救護ボランティア・いわき市街頭献血キャンペーン等）に参加しており、この活動を教職員も積極的に支援している。この他、作業療法学科ではいわき市内の高齢者施設や発達障害施設に3、4年生を中心とした学生ボランティアの派遣も継続的に行っている。

ハラスメント防止については掲示等により、当学生や教職員への相談窓口が周知されており、教職員は2年に1回、ハラスメント防止に関する研修を受講し、ハラスメント防止について理解を深めている（根拠資料 7-21【ウェブ】）。また、1年ごとに学生と教職員を交互に対象とし、ハラスメントに関するアンケートを実施することで、両者を均等の立場とした観点からその実情の確認を行っている。

プライバシー権の保障については「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」に基づく基本方針、組織体制、個人情報の取り扱いが定められており、個人情報の利用目的と利用範囲が規定されている（根拠資料 7-22【ウェブ】）。

苦情や質問に関しては、修学上の成績や単位取得の修正について申し出期間を設定し、学生の苦情対応を行っている。そのほかの大学生活での苦情は、チューター、学生相談、事務局職員などが随時対応を行っている。

保健管理センターでは臨床心理士の専門相談員を配置した学生サロンを運営している。ここでは心身の不安や悩み等の相談機能に加え、学生の居場としての機能を担っている。ハラスメント被害についてはハラスメント相談員を配置しており、同時にハラスメント防止・対策委員会を設け、その対応と加害者側への措置を行っている。その他にも学生が生活上のトラブル被害に巻き込まれた際の相談や対応を担うと共に、トラブルの注意喚起や対処法を積極的に告知している。

留学生については、受け入れ学部・研究科を中心にボランティア学生の協力のもとに修学支援を行っている。短期留学生への教育プログラムとしては、授業への参加や近隣病院の見学を中心に、本学部の学生との交流の機会を設けており、学部の「国際交流委員会」を中心に、ボランティア学生の協力のもと修学支援を行っている（根拠資料 7-23）。

研究科の留学生については、地域の公益法人と連携し住居等の生活面の支援を行ってい

る。

■就職支援

薬学部、看護学部、健康医療科学部、国際看護学部では、年間計画を立て、正課外で就職情報サービス企業を活用しながら、就活ガイダンス、エントリーシート作成対策、面接・選考対策などのガイダンス企画、インターンシップ活用法講座を実施している。また、開催時期は異なるが、当該学部が主催となり、市内や県内の病院を中心に実習先の病院などを招聘した学内での合同病院説明会を開催している。さらに、チューターや就職担当教員、事務局（教務学生課）による就職に関する相談や個別の面接練習も随時受け付けている（根拠資料 7-24、7-25）。心理学部では、1年次の初年次教育科目「フレッシューズセミナー1」「フレッシューズセミナー2」で、今までの人生の振り返りに基づき、将来への意識を醸成し、目標を明確にすることを目的としたサポートを実施している。2年次では「心理学基礎演習1」「心理学基礎演習2」で、1年次で醸成されたキャリア意識をさらに高めるために自己理解と職業理解を目的としたキャリア教育のプログラムを実施している。3年次では「キャリアデザイン1」「キャリアデザイン2」で、進路意識の醸成や具体的な活動方法の理解支援を、民間企業志望、公務員受験志望、進学志望別に実施している。また、就職情報サービス企業を活用したインターンシップの支援やSPI講座、模擬面接講座を実施している。4年次では、就職担当教員やゼミ担当教員で就職・進路の進捗状況を把握し、個人にあった支援を実施している。

事務局（教務学生課）では、C-Learning を利用して、企業説明会や就職説明会、就職セミナー、インターンシップの情報など、職業選択の参考になる情報を随時発信し、積極的に就職支援を行っている。また、福島県庁と看護学部、事務局（教務学生課）が企画し、2024（令和6）年9月に保健師採用説明会を開催している。このように、本学の就職支援は充実しており、チューター、就職担当の教員及び職員が「教職協働」による就職支援に積極的に取り組んでいる。それに加えて、就職用履歴書の無料提供、父母会の支援による履歴書に貼付する学生本人の証明写真の無料撮影とその写真および電子データの無料交付を行い、学生が就職に要する経済的負担を軽減している。

2023（令和5）年度の卒業生アンケートでは、就職支援・キャリア形成支援については、「満足」及び「やや満足」の回答率は60.0%、資格取得支援については「満足」及び「やや満足」の回答率は68.0%であった。また、2023（令和5）年度の学生生活満足度調査では、就職・キャリアに関する体制については、「満足」及び「やや満足」の回答率は薬学科83.6%、看護学科77.3%、作業療法学科80.3%、理学療法学科79.4%、臨床心理学科82.2%、国際看護学科67.8%であった。各調査結果から在学時においては78.4%と概ね満足しており、各学科の数値のばらつきが比較的小さいため、全体的に安定した就職支援が提供されていることが分かる。ただし、卒業生においては60.0%であったことから、社会人としての必要な能力を大学生のうちに身につけることができるような支援など、教職協働のもとで在学学生への支援プログラムに反映させることで、全体の就職支援効果を高めることができると考える（根拠資料 7-26【ウェブ】）。

2023（令和5）年度の就職先アンケートでは、社会人として必要と思われる能力について、コミュニケーション能力が17.2%で最も多く、次いで倫理観、モラル、コンプライアンス

点検・評価報告書 様式

が13.1%という結果であった。また、2023（令和5）年度の卒業生アンケートでは、在学中に身につけたと思う能力について、コミュニケーション能力が15.3%、倫理観、モラル、コンプライアンスが4.8%であった。実社会で必要と思う能力については、コミュニケーション能力が17.6%、倫理観、モラル、コンプライアンスが2.4%であった。これらの調査結果から、就職先と卒業生（新社会人5ヶ月目）では、実社会で必要とされる能力に対する考え方が異なることが明らかになった。このことから、各学部の就職担当と実習担当教員および事務局（教務学生課）が企画し、身だしなみ講座、ビジネスマナー講座、好印象メイク講座に加えて、SNS マナー講座を実施しており、個々の学生のキャリア形成支援を継続的に行っている。これは、就職先のニーズに応えることができるだけでなく、個々の学生のキャリア形成を高めることができると考える（根拠資料7-27【ウェブ】）。

■障がい学生支援

障がいのある学生や留学生が学びやすい環境づくりをサポートし、修学支援や自立支援を行うための相談窓口として、ユニバーサルデザインセンターを2016（平成28）年4月1日に新設して、学内コーディネーターが一人一人の状態に合わせた支援方法を考える体制を整えており、本学ウェブサイトには学生支援方針、ガイドライン及びユニバーサルデザインセンターへの支援申し込みについて（支援の過程）を明示して、適切な環境作り、学内教職員に対する障がいのある学生への理解と啓発活動、支援協力学生の要請に努めている。ユニバーサルデザインセンターでは障害者差別解消法に基づく合理的配慮の義務化により、医療、心理等の専門教員からなる申請受付・相談・協議・実行機能を備えた支援を提案・協議・実施をしており、関係者への合理的配慮の周知・支援の実行を徹底している。これにより、本学における障がい者への差別撤廃、及び障がい者と健常者とのより一層の共存関係を築くことを目指している。学部も必要に応じて、ユニバーサルデザインセンターへの支援申し込みについて支援する共に、未申請者に対しても情報を共有し、学修支援を行っている。ハード面の支援として校舎や教室等のバリアフリー化の促進に加え、ソフト面の支援として、医療系大学の特性を活かし、学生と教員が一丸となって障がい学生を支援する体制を整えている。

障がい学生支援の具体的な取り組み例としては、これまでに16名の学生からの支援申請を受け、本人及び保護者との面談を行い、ユニバーサルデザインセンターと連携することで、学内の学習環境の改善を図った。また、予定されている実習施設と綿密な連携を取り、実習環境の整備にも取り組んでいる。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

点検・評価報告書 様式

学生支援は、中期事業計画として、「学生満足度調査」及び「保護者満足度調査」、「離籍率」等の調査結果を活かした環境改善、各種支援の強化を掲げており、これらの調査結果を毎年報告している。

具体的な取り組み状況については、学内の全学部及び全組織における自己点検評価活動としてチェックリストを半期毎に作成し、自己評価委員会にて報告している。学生支援に関わる現状や課題把握のために、学生生活委員会において学生生活満足度調査を毎年度に実施しているほか、卒業時にアンケートを実施し、結果を学部学科毎に課題分析し、分析結果をもとに課題への対策検討及び対策実施を行っている。

学生支援については、中期事業計画における取り組みとして「学生満足度向上(学生支援・就職支援)」を挙げている。実際には調査結果を活かした環境改善、各種支援を実施することとし、学生が本学に対して、どのように考え感じているかを把握するため「在学生」、「当年度卒業生」、「既卒生」について、それぞれアンケート結果を公開している。

各委員、各学部及び学部内の担当委員会において、アンケートの分析結果を元に、対策の検討と実施を行い半期毎に進捗を報告している。主な改善としては、「自習スペースの充実」、「ボランティア活動の活発化」、「Wifi 環境の拡充」、「学友会活動の活発化」などが挙げられる。また、保護者へのアンケートも実施しており、学生に対して保護者視点での支援も行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

学生支援については、方針を策定するとともに、教職員に周知し徹底を図り策定した内容を学生及び外部に公開している。公開された内容に対し、意見や要望があった場合は、迅速に議論し、必要に応じて改善を図ることを目的に対処している。

各学部ともチューター制が機能しており、チューターの教員は担当の学生と定期的に面談することにより、学生の修学や生活についての支援を行っている。コロナ渦以降の面談は基本的に、対面で行っているが、長期休み、遠方の学生、実習中の学生に対しては、電話やオンラインによる面談を実施している。学生に対しては、チューター制を活用してもらうために、ガイダンスや授業での資料配布や告知、オンラインによる配信により、教員が積極的に応じることをアピールしている。

なお、成績や家庭の事情等、緊急性の高い事案についての相談は直ちに面談を設定し対応していくが、必要であれば学年主任、学部長、教務学生課へ情報共有を行い、チューターの教員だけでなく、複数人の教職員で対応する体制を設けている。面談以外にも C-Learning や Teams といったツールを積極的に活用し、随時、相談に対応できる体制を設けている。相談を受けた際、他教職員もその情報を共有し、その後、同じようなケースが生じた場合に備えている。

また、学習支援に関しては、学内の学生生活委員会を中心に日頃から、その取り組みや成果について議論や点検を行っている。それらは学科単位だけではなく、個別の対応が必要な学生へは、チューターの教員や学年主任、場合によっては授業担当教員とも連携し取り組んでいる。しかしながら、施策を掲げながらも、効果が認められない、及び検討の余地が必要な項目が複数挙げられ、あらゆる状況をシミュレーションしたうえで対処していくことや、教職員のさらなる連帯の仕組みを築き上げていくことが今後の課題である。

ICTを利用した教育については、自宅のPCも含め各個人のPCやタブレット、スマートフォンから利用できるソフトウェアライセンスを学生に提供しており、高額なソフトウェアを購入することなく、利用することができるほか、教室を中心に無線アクセスポイントを設置し、自習用のPCを自由に利用することができる。また、ソフトウェアやオンラインツールは、授業にも活用されている。例えば、科目担当の教員が授業後に、授業内容の相談をオンライン上で受け付け、随時、学習支援を行っている。その他、オンラインドリル（リハドリル、C-Learning）を使用し、自宅などでも学習ができる仕組みを整備している。また、新型コロナウイルス感染症で出席停止になった学生などに対し、授業を動画で収録し、自宅等でオンデマンド再生できるように対応している。このように、オンラインによるあらゆる学習形態の拡充や学習支援に前向きに取り組んできた。一方で個人のノートPC、タブレット、スマートフォンの学内利用が拡大していくことを見据え、それに対応したWiFi整備が今後の課題である。また、今後の教育や研究のニーズに応じた最新の情報端末デバイスの整備及びソフトウェアの導入、そしてこれらのアップデートに対しては注視し、必要に応じて検討や整備を進めるべきである。

学生や保護者の経済的負担を軽減するため、奨学金取得の支援の他、大学独自の奨学金制度を複数設けている。特に医療に特化した本大学の特性に考慮し、教職員は学生へその仕組みについて、わかりやすく説明する機会を設けている。また、学生からの申請があった場合には、担当のチューター教員による申請者との面談と書類作成を行い、奨学金の獲得に向けた支援を図っている。同時に全学生への金銭的な負担軽減のため、授業の際の資料配付の促進や図書関連のコンテンツの拡充、学生食堂利用の負担軽減にも努めている。

また、学生のみならず、保護者への積極的な情報公開や連絡網の拡充も図っている。例えば保護者から出席状況が確認できる仕組みや、スマートフォンアプリを使った保護者への連絡などを実施するとともに、保護者へのアンケートを実施し、保護者と共に学生の支援を行っている。

大学院では現在、在籍する大学院生の人数が少ないため、比較的丁寧に指導する環境が整っている状況である。臨床系の教員のみでなく、メンターには臨床外の教員による協力を得ており、幅広い領域の知識向上や研究の助言を得ることが可能となっている。また、大学院生による研究発表の機会を増やすことで、高度な職業人や研究者の育成に努めている。このように、個々の指導教員のみならず、教員全体で学業及び研究をサポートし、大学院生は自らの研究を向上させることが可能な体制が整っている。また、大学院生の仕事と学業・研究の両立の観点から、授業や研究指導を夜の時間帯に設けている。今後は特に社会人大学院生の増加を見込み、研究活動のための設備の拡充に加え、高度な知識と技術を持つ教員の補充や教員の育成を行うことが使命となろう。

現状における課題として、学部によっては、実習期間中に教員が実習先の施設で指導を行うため、チューターが長期にわたって研究室を不在にする場合が生じている。その場合、不在の教員とのオンライン、もしくは代替の教員により対応している。なお、心理学部内のキャリア関係の支援システムは学生個々への細やかな支援活動を行っているが、医療系の他学部との違いにより、十分な支援ができない場合があるため、違いに対応した実施内容の工夫が求められている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、教員と職員の協働による学生支援体制を整備し、中期事業計画において「学生満足度向上(学生支援・就職支援)」を取り組みとしてあげており、アンケート調査などに基づいた学生支援のための改善を行ってきた。また、チューター制度や学年主任制度を利用したきめ細かな対応により学生に寄り添っており、また複数の教員による連帯を心がけている。これにより、各学生の学業の向上に貢献してきた。学部毎に、さまざまな学修歴をもつ学生に対応した基礎教育を含めた効果的な教育方法の施策を行っており、その効果も認められている。しかしながら、その目標達成には程遠い科目や領域も多く、基礎教育の学力向上に関する課題は蓄積している。今後、学部毎の効果的な取り組みについては、学部を横断して取り組む必要がある。

一方で、学生における経済的な問題、学業や心身の健康といった個々の悩みに関する対策を検討し、学生がこれまで以上に学業へ取り組める環境づくりをハード面とソフト面の両立の向上を目指して取り組むべきである。特に長期欠席者、成績不振者、留年者に加え、休学者、進路変更による退学数が複数いることについては、チューターの教員による指導だけではなく、原因を究明したうえで、改善可能な問題点に対応していくことが必要となる。さらに、有用なオンラインの環境整備に努めていくべきであり、本学の学生や科目の特性に沿った向上を目指すと同時に、時代のニーズに合った対策も同時に求められる。

今後は保護者と教員・職員との連携をさらに深めながら、適宜、その対処法の見直しを行い、学生の就学支援を強化していくことが必要となる。

点検・評価報告書 様式

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究環境整備に関する方針	https://www.isu.ac.jp/information/university_policy.html
外部データベース	https://www.isu.ac.jp/library/search/database.html
相互利用サービス	https://www.isu.ac.jp/library/information/use_03.html
医療創生大学機関リポジトリ	https://isu.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=upd
学校法人医療創生大学 ガバナンス・コード	https://www.isu.ac.jp/information/governance.html
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
研究倫理教育に関する実施方針	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/kaken.html
研究倫理審査に関する内規	研究倫理審査に関する内規
倫理委員会細則	倫理委員会細則
研究活動に関わる不正行為等への取り扱いに関する規程	研究活動に関わる不正行為等への取り扱いに関する規程
公的研究費の取り扱いに関する規程	公的研究費の取り扱いに関する規程
公的研究費の不正防止に関する取り組み	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/kaken.html
医療創生大学公的研究費取扱要領	医療創生大学公的研究費取扱要領
医療創生大学公的研究費不正防止計画	医療創生大学公的研究費不正防止計画
公的研究費 内部監査マニュアル	医療創生大学公的研究費 内部監査マニュアル
備考：	

第8章 教育研究等環境(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

本学は、学生の学修及び教員の教育・研究が十分に行えるよう、環境を適切に維持管理するため、次のとおり教育研究環境整備に関する方針を定め、学部長会資料として各学部
の教授会並びに職員の業務連絡会を通じて全教職員に周知している（根拠資料 8-1）。

また、大学ウェブサイト上で外部に向け公開している。

教育研究環境整備に関する方針

本学は、学生の学修及び教員の教育・研究が十分に行えるよう、環境を適切に維持管理するため、次のとおり教育研究環境整備に関する方針を定める。

1. 学生の学修活動を支援するために必要な施設、設備及び環境を整備する。
2. 安心、安全な学生生活を送ることができるよう、施設、設備の計画的な整備、維持管理を行う。
3. 学生の学修及び教員の教育研究活動のため、図書館及び情報ネットワークなどの学術情報サービスを整備・運営する。
4. 教育・研究の支援のため、ICT等を活用した教育研究システム等を管理運用する。

以上のことから、「教育研究環境整備に関する方針」を定め、適切に学内へ周知し、学外へ公表している。

本学は、教育・研究及び事務処理に資するため、情報システムを管理運営し、その有効な利用を図っており、管理・整備・運用は教務学生課情報担当が担っている。

本学のコンピュータシステムは5～6年毎に更新しており、直近では、2020（令和2）年にシステムを更新した。更新に際しては、学生及び教職員の利用環境の変化にあわせてクラウドサービスの利用範囲を拡大した。

具体的には、Microsoft365についてはメールサービスやワードプロセッサ、表計算、プレゼンテーション及びデータベース等のソフトウェアを全学生がネットワークに接続する個人の複数のデバイスから利用できる環境を提供するとともに、テレビ会議システムの授業及び会議での利用、欠席届の申請などに利用範囲を広げている。実際に2019（平成31・令和元）年末からの大規模感染症対策として教員向けにマニュアルを作成・配付し、テレビ会議システムを利用し遠隔授業を実施した際の感染防止のため少人数に分かれての研修と授業を遠隔で実施するシミュレーションを行った。

また、クラウドサービスとしては、2021（令和3）年度に学習支援システムを株式会社朝

点検・評価報告書 様式

日ネットの manaba から株式会社ネットマンの C-Learning へ変更した。これは、授業中に学生の理解度を測るクイックアンケート機能や匿名でのアンケート収集、出欠管理や父母との連絡機能等教員の求める機能の実現のために導入したものである。

設備面では、学内無線 LAN に学生が個人のデバイスを接続することから、継続的に無線アクセスポイントの追加、ネットワーク機器及び配線の増強を行っており、2022（令和 4）年度及び 2023（令和 5）年度に分けて教室のネットワーク機器を更新した。

2024（令和 6）年度後期に、株式会社 SIGEL の「START」（本学での名称は「あおい」）を導入し、2025（令和 7）年度より運用予定である。同システムにより、ディプロマポリシーに沿った学修成果及び模試等の成績を可視化するとともに、学生が主体的に学習するための学修ポートフォリオを構築することが可能になる。

教室では、感染症対策として、ハイフレックス形式の授業を可能とするための設備を 2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度に導入した。

学生が情報倫理を身につける取り組みとしては、いわきキャンパスでは情報倫理について記載した小冊子を作成し、この内容に基づいたコンピュータシステム利用者講習会の受講を入学時に義務付けているほか、コンピュータのリテラシー科目において情報倫理の授業を行っている。柏キャンパスでは入学後早期に開講する「コンピューターリテラシー」、「情報演習」などのリテラシー科目に限らず、多様な状況での情報倫理について各学年において授業を行っている。教職員については入職時に本学の情報システムの利用説明の際に情報倫理について説明を行っている。

以上のことから、「教育研究環境整備に関する方針」に沿った運営をしているといえる。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

本学の図書館サービス及び学術情報サービスについては、大学ウェブサイト上に「教育研究環境整備に関する方針」として、「学生の学修及び教員の教育研究活動のため、図書館及び情報ネットワークなどの学術情報サービスを整備・運営する。」と明記されている。

まず、図書の整備について、いわきキャンパスでは各学部教育に必要な書籍の購入費用は学部教育運営費から支出され、毎年度図書館からの要請により、シラバス掲載の参考書その他、教員及び図書館運営委員が必要と判断した本を購入・整備している。また、薬学部・看護学部・健康医療科学部を新設する際には、教育研究に必要な専門書を購入した。

それらに加え、開学以来購入してきた書籍により学部の分野に関わる分類群、それ以外の一般教養に関する分類群とも多様な資料を有している為、これにより専門書・一般教養書ともに冊数と分類種別において幅広く充実した蔵書を実現している。

点検・評価報告書 様式

国際看護学部が設置されている柏キャンパスでは医療・看護を主軸にし、一般教養として語学、世界各国の医療事情を中心に選書している他、各看護領域の教員から学生に必要な資料の選書を行っている。

学術雑誌などの購読に関しては閲覧状況（貸出件数及び文献複写回数）を図書館運営委員会が定期的に点検・審議し、関連の学部で承認することにより、必要に応じて整備・見直しを行っている（根拠資料 8-2）。近年、予算規模の縮小により購読雑誌は減少しているが、タイトル毎に購読している雑誌とは別に、アグリゲータデータベースを導入し減少したタイトル分を賄っている。

このように、購読雑誌の選定や専門図書の購入など、図書館に関する重要事項は図書館運営委員会が審議し、その円滑な運営を図っている（根拠資料 8-3）ほか、本学の図書館規程には図書館事務室に司書を配置することを明記している（根拠資料 8-4）。

現在、図書館の事務処理はいわきキャンパスに司書の有資格者 2 名を含む専任職員 1 名、契約職員 2 名の計 3 名、柏に専任職員 1 名、パート職員 1 名（ともに司書の有資格者）で行っており、学生と教員の利用にあたり適切なアドバイスを行っている。また、いわきキャンパスでは 10 名以上の学生アルバイトを 1 年を通して雇用し、装備や蔵書点検などの図書整備及び企画展示を含む広報活動を中心とした図書館運営業務の支援を行っている。

設備面においては、いわきキャンパスでは面積 5,052 m²の設備面積に蔵書約 28 万冊と 1,432 種の学術雑誌を所蔵しており、それら資料の閲覧や自主学習を行う為の座席数 453 席を設置している（大学基礎データ 表 1）。座席数 453 席のうち、58 席にはコンピュータを完備している。また、柏キャンパスにおいても 611 m²の図書室に 5526 冊の蔵書を完備し、パソコン専用席 6 席、視聴覚閲覧席 2 席を含む閲覧席 125 席と図書室とは別に視聴覚閲覧室 2 室が設置されており（根拠資料 8-23）、それぞれ学生のレポート作成や文献調査などに供している。

各キャンパスに共通して図書館ではコンピュータを使った蔵書検索サービスを導入しており、図書・雑誌・AV 資料の所蔵状況や配架場所及び貸出状況を調べることができるほか、利用者の利便性を図っている。また、学内 LAN に接続したパソコンから外部データベースへアクセスすることができ、図書館のウェブサイトへリンク集を整備し、教育研究活動に必要な資料の収集に対して便宜を図っている。

また、図書館を経由した他大学・他機関との相互利用サービスの充実により、学内のポータルサイトを経由して必要な文献を容易に入手できる。文献入手に係る費用は学生・教員ともに図書館の ILL 予算で賄われており、実費負担なしに必要な文献を収集することで利用者の学習及び研究活動を支援している。

本学の学術研究及び教育活動を広く社会に貢献する目的で、本学において作成された教育研究活動の成果及び本学が所蔵する学術的資料を電子的に収集・蓄積・保存し、無償で発信・提供する体制を整えている（根拠資料 8-5）。これらの電子化された資料は、大学図書

館で登録とメタデータの整備がなされ、学術機関リポジトリとしてウェブサイト上で公開されている。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学の研究に対する基本的な考え方は、大学ウェブサイトの「学校法人医療創生大学 医療創生大学ガバナンス・コード」に記載している。ガバナンス・コードには、「私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されている」こと、「中長期計画を策定・公表し、学生を始めさまざまなステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、中長期的な価値の向上を目指す」ことが明記されている。

教員の研究活動を支援するため、教員が研究に使用できる研究費として教員研究費を支給している。支給にあたっては、教育成果等に基づいた傾斜配分も可能としている。外部資金の応募に関する情報は、クラウドグループウェア「Garoon」を利用して全教員に通知している。科学研究費の申請にあたっては、希望者に「申請書の書き方説明会」及び「個別相談会」を開催しており、採択件数の増加を図っている（根拠資料 8-6）。

本学では専任教員が一定の期間研究に専念することによって、その研究を推進して教育研究能力を高めるための特別研究期間の制度を設けている（根拠資料 8-7）。また、教育研究の人的支援体制として、ティーチング・アシスタント（以下、「TA」）、スチューデント・アシスタント（以下、「SA」）を配置している。各学部ではこの制度を積極的に活用し、実習科目、演習科目、実験科目に TA・SA を採用して効果的な教育を行っている（根拠資料 8-8）。2023（令和 5）年度は、11 科目に対し約 53 名の SA、1 科目に対し 2 名の TA を採用した。TA に関しては、大学院生の在籍学生数が減少しているため、物理的に十分な補填が難しいという課題が残されている。また、外部資金による研究に関わる研究体制の充実を図るため、大学院生及び研究生並びに学部学生をリサーチ・アシスタント（RA）として雇用できる制度が整えられている（根拠資料 8-9）。

大学の教職員は、業務遂行において法令及び法人の諸規程などを遵守して、良識ある行動をとる必要がある。そのため、本学では「医療創生大学コンプライアンス基本規程」を定めている（根拠資料 8-10）。この規程では、法令違反事案の通報窓口や、違反行為に対応するコンプライアンス委員会の設置について規定している。コンプライアンス委員会の構成員などについては、「医療創生大学公益通報等に関する規程」において明記されている。また、

点検・評価報告書 様式

調査実施を行う公益通報調査委員会の設置についても同規程で定めている（根拠資料 8-11）。

研究活動においては、研究者の行動規範を明確化するとともに、不正行為が生じた場合における措置などに関して必要な基本的事項を「研究活動に関わる不正行為等への取り扱いに関する規程」において定めている。この規程の中で、不正行為を定義し、研究者及び教職員の行動規範や研究者の倫理を明示している。また、通報窓口、通報者の保護や調査委員会の設置などについても規定している。さらに、適正な研究活動を推進することを目的に「研究データの保存・開示等に関するガイドライン」を定めており、保存または開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法などについての指針を示している（根拠資料 8-12【ウェブ】）。

研究倫理に関連し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）の策定に伴い、公的研究費の管理・監査の基本方針を定め、不正行為などへの取り組みを大学ウェブサイト上に公開している。この取り組みにおいて、まず、研究費の適正な管理・運営について、本学全体を統括する最高管理責任者（学長）、研究活動統括管理責任者（副学長）、労務・経理統括管理責任者（事務局長）、コンプライアンス推進責任者（各部局長）を置き、職名を公開している。最高管理責任者は、教職員等の研究費に対する意識向上を図るため、不正防止対策の基本方針を策定し、ルールの周知、説明会の開催及びコンプライアンス研修を実施している。

「医療創生大学公的研究費取扱要領」を作成し、ルールを明確にしている。公的研究費執行説明会を毎年開催し、本学の責任において管理すべき研究経費の運営・管理に関わる全ての教職員に受講を義務づけ、誓約書の提出を求めている。コンプライアンス教育として、本学では、公的研究費の執行・管理に関わる全ての教職員は、文部科学省作成「コンプライアンス教育用コンテンツ」を受講することとしている。

研究倫理教育として、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」の受講を義務づけている。研修を受講しないものは、公的研究費への申請及び運営・管理を行うことができない。受講者の受講状況や理解度を把握するとともに、受講者から定期的に受講証の提出を求めている。なお、研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」の受講は学生にも課しており、学生も含めて研究倫理を遵守するよう取り組んでいる。

本学で行われる人を対象とする研究が、個人の尊厳及び人権の尊重、個人情報保護、その他の倫理的及び科学的観点から適正に実施されることを審議・調査するために、倫理委員会を設置している。倫理委員会は、①本学の研究倫理に関する基本方針の策定 ②研究計画の審査 ③その他研究倫理について必要な事項の協議 を行うこととしている。この委員会では研究倫理審査に関する内規に従い、研究倫理審査を必要とする研究者から提出された研究計画書を審査している。

本学では、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う職員等の安全確保の観点から、本学における動物実験等を適正に行うために、「動物実験の適正な実施及び実験動物飼養保管に関する規程」を定めている（根拠資料 8-13）。管理者、実験

点検・評価報告書 様式

動物管理者、動物実験実施者（学生も含む）は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けることとしている。

1. 関連法令、基本指針等及び本学の定める規程
2. 動物実験等の方法に関する基本的事項
3. 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
4. 安全確保、安全管理に関する事項
5. その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

本学で行われる遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全の確保に関し必要な事項を調査及び審議するために、遺伝子組換え生物等委員会を設置している（根拠資料 8-14）。この委員会では、遺伝子組換え生物等の使用等実施規程に従い、審査を必要とする研究者から提出された実験計画を審査している（根拠資料 8-15）。

本学において、病原体等を用いる研究及び教育が適切に行われ、安全の確保が図られることを目的として、バイオセイフティ委員会を設置している（根拠資料 8-16）。この委員会では、本学での病原体等の取扱等に関する必要事項を定め、研究者からの病原体等の実験若しくは保管に関する申請を審査している。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

全学的な施設・設備の点検は、事務局総務課が担当し、教職員や各部局からの要望、さらには学生満足度調査や卒業生アンケートなどの分析結果を考慮して施設設備整備計画書を作成し、施設・設備の環境改善に取り組んでいる。

情報システムに関する点検・評価については、2023（令和 5）年に Dx 推進委員会から改定された情報システム・セキュリティ委員会が設置され、情報システムの整備計画、情報セキュリティ、Dx の計画・推進、ICT を利用した教育研究改善などに向けて取り組んでいる（根拠資料 8-17）。またネットワーク環境等の改善を図ることを目的に、「情報システム利用アンケート」を実施している（根拠資料 8-18）。

図書館運営の点検・評価は図書館運営委員会が行っている。図書館サービスやレファレンスサービスの利用状況などのデータに基づき、サービス内容を見直している（根拠資料 8-19）。

本学では、本学に籍を置く学生が大学生活で直面する諸課題を解決し、より快適なキャンパスライフを具現化するための基礎資料とするため、学生生活委員会が全在生を対象に「学生生活満足度調査」を、卒業生を対象に「卒業生アンケート調査」を実施している。これらのアンケート項目には、大学の施設・設備に関する質問事項もあり、施設・設備に関する

るアンケートを分析し、分析結果を施策立案の基礎資料としている（根拠資料 8-20【ウェブ】、8-21【ウェブ】）。

ユニバーサルデザインセンターでは、在籍している障害学生が学習環境へアクセスするために必要な環境調整・整備を行っており、ユニバーサルデザイン委員会が運営・管理を行っている（根拠資料 8-22）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・クラウドサービスや無線 LAN を中心としたネットワーク環境の整備を進め、2023 年度には全講義室の機器の更新を完了するなど、環境変化に柔軟に対応している。
- ・クラウドサービスにより、学内外で差のない学修環境を提供している。
- ・教育支援システムの変更により、クイックアンケートなど学生の理解度を測る仕組みを導入している。
- ・図書館の相互利用サービスは、特に卒業研究や文献レビューを始めた学生に有効であり、利用を推奨できる体制が整っている。
- ・研究倫理や不正防止に関する規程が適切に整備され、学生を含めた研究倫理遵守の取り組みが進められている。
- ・在学生や卒業生へのアンケート調査を通じ、施設設備の点検・評価が行われ、改善施策の基礎データが収集されている。
- ・ネットワーク環境の改修工事により、いわきキャンパスでのネットワークや情報機器の満足度が向上している。

【問題点】

- ・クラウドサービス利用増加に伴い、インターネット接続の強化が必要である。現状では将来的な需要増加に対応が難しい。
- ・Microsoft365 と学習支援システムの類似機能が原因で、教員による使い分けが統一されておらず、学生が混乱する場面が見られる。
- ・学修成果システムの導入が直近であり、運用期間が短いため、十分に活用できていない。
- ・学術機関リポジトリや電子資料の活用が進んでおらず、学生への認知が十分でない。
- ・教員が研究に専念できる環境整備が課題であり、特別研究期間やリサーチ・アシスタント制度が十分に活用されていない。
- ・学内無線 LAN の速度や安定性に不満を持つ学生が一定数存在し、改善が求められる。
- ・柏キャンパスにおける情報関連設備への満足度が低下しており、自習スペースの不足も課題として挙げられている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上から、本学では、教育研究環境整備に関する方針に基づき、クラウドサービスや無線 LAN を中心としたネットワーク環境の整備、教育支援システムの改善、図書館サービスの充実など、学修および研究を支える基盤の整備を着実に進めてきた。これにより、学内外を問わない利便性の高い学修環境や、研究倫理の遵守体制の確立など、多くの成果が得

点検・評価報告書 様式

られている。一方で、インターネット接続環境のさらなる強化や、教育支援システムの一貫性確保、学術機関リポジトリの活用促進など、いくつかの課題も明らかになっている。

今後の改善策として、まずインターネット接続環境の強化が急務である。特に、クラウドサービスや動画利用の増加に対応するためには、回線容量の増設や通信速度の向上が必要であり、早期の整備が求められる。また、教育支援システムについては、Microsoft365と学習支援システムの利用ガイドラインを策定し、教員への研修を実施することで、学生の混乱を軽減するとともに、システムの効果的な運用を図ることが重要である。

さらに、学術機関リポジトリや電子資料の利用促進を目的とした広報活動を強化し、学生や教員への周知を徹底することが必要である。これにより、大学が保有する教育研究成果の発信力を向上させるとともに、研究活動の支援を強化することが期待される。また、教員が研究に専念できる環境の整備を図るため、特別研究期間制度やリサーチ・アシスタント制度の活用を促進し、研究時間の確保を実現することが求められる。

学生満足度の観点からは、特に柏キャンパスにおける情報関連設備や自習スペースの整備を優先すべきである。これにより、キャンパス間の学修環境の格差を是正し、全学生が等しく快適な学習環境を享受できるようにする必要がある。また、定期的なアンケート調査や点検結果を基にした迅速な改善施策の実施が、学生の信頼を得る上で重要である。

これらの課題を一つ一つ解決し、教育研究環境のさらなる向上を目指すことが不可欠である。引き続き学生や教職員の声を反映させた柔軟な改善を進めることで、本学の教育研究活動の質的向上が期待される。

点検・評価報告書 様式

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
社会連携・社会貢献に関する方針	https://www.isu.ac.jp/information/university_policy.html
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献（本文）

評定：S <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> </table>	A	B	C
A	B	C	

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

本学は、学則第1章第1条に「学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」を教育の理念・目的と定めている。

また、これらの実現と実行のため、医療創生大学方針において「社会連携・社会貢献に関する方針」を次の通り定めており、これらの方針は、大学ウェブサイトにおいて学内外へ広く公表している（根拠資料 9-1【ウェブ】）。

【社会連携・社会貢献に関する方針】

本学は、社会に対し、本学が持つ人的・物的及び知的資源を還元するため、次のとおり社会連携・社会貢献に関する方針を定める。

1. 研究成果の社会への還元のため、公開講座などの生涯学習の場を広く提供する。
2. 研究成果及び知的財産を社会に広く還元するため、産官学間の組織的連携を強化する。
3. 東日本大震災以降の被災地支援活動等を中心とした社会への貢献を継続的に行う。

なお、教育理念・目的に掲げた人材輩出こそが本学の使命であり、最も肝要な社会貢献である。

本学いわきキャンパスにおいては、「社会連携・社会貢献に関する方針」の実現のため、2016(平成 28)年に「地域連携センター」を開設した。同センターは、地域産官民の連携促進を図るために組織された「産業連携研究センター」と、東日本大震災以降の復興拠点活動を行う「復興事業センター」及び地域連携の窓口として組織された「地域交流室」を融合し組織化されており、主な活動は以下の内容である（根拠資料 9-2）。

【地域連携センターの主な活動内容】

- (1)地域の企業、高等学校、行政等による人材育成ネットワークと「地域連携協議会」の運営
- (2)企業等との共同研究によるコーディネート
- (3)公開講座、出前講座、生涯学習に関する企画の運営
- (4)大学施設の貸出、大学見学の受け入れ
- (5)復興関連事業、その他の地域連携に関わる内容

点検・評価報告書 様式

なお、地域連携センターは、大学組織全体の業務効率化、及び見直し、並びに教養学部地域教養学科が2019（平成31）年4月より学生募集を停止したことを受け、2021（令和3）年3月に廃止した。また、主たる活動であった地域連携協議会は、教養学部地域教養学科の開設に伴い、「地域に貢献する人材を育成する」という本法人の目的を踏まえ、地域の負託に応え、地域の後期中等教育機関や企業・団体と連携を重視した学士教育を行うため、本学が中等教育機関、企業・団体と連携を図り、地域振興に関する情報交換と共有、地域連携による教育研究と産業の振興、その他協議会の目的達成に必要な事業を実施してきた。しかし、2023（令和5）年3月末をもって教養学部地域教養学科が廃止されたことに伴い、地域連携協議会の在り方について検討した結果、本学の学部構成が開学当初から医療系へと大きく変遷したため、本来の目的を果たせない状況であることを確認し、2023（令和5）年8月に廃止した。

廃止された地域連携センターの活動を踏襲している「健康科学リサーチセンター」は、持続可能な開発目標 SDGs の目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する（すべての人に健康と福祉を）」を基に、本学の教育研究、設備等を活用し、その成果を地域へ還元することを目的として、2020（令和2）年4月に設立され、主な活動は以下の内容である（根拠資料9-3）。

【健康科学リサーチセンターの主な活動内容】

- (1) 健康維持および増進のための支援活動
- (2) 健康課題解決のための研究活動
- (3) 企業、地方公共団体等と連携した事業の実施
- (4) 公開講座の企画・立案および実施・運営

なお、大学組織全体の業務効率化、及び見直しに伴い、同センターは2024（令和6）年3月に廃止され、健康医療科学部にて組織・運営されていた健康医療科学部 HEaLTH センターが事業を継承することとなった。また、社会貢献・社会貢献活動を支えるため、本学いわきキャンパスの大学事務局（教務学生課・総務課・企画課）が業務の補助を行っている。

健康医療科学部 HEaLTH センターの主な活動は以下の内容である（根拠資料9-4）。

【健康医療科学部 HEaLTH センターの主な活動内容・目的】

- (1) いわき市民を対象にした健康とフィットネスについての講義を実施。日常生活での運動とストレス管理を通じた健康的なライフスタイルを送る方法の情報提供
- (2) 高校生アスリートへの科学的評価実践と怪我を減らしパフォーマンスを向上させる
- (3) 市内の理学療法士/作業療法士へのリカレント教育としてのセミナー、講義、ワークショップの開催等

2021（令和3）年4月に千葉県柏市に開設された国際看護学部（柏キャンパス）では、本学学則第4条に基づき、高度化する医療現場や多元化する地域医療の現場において従事する看護専門職の技能や知識など臨床実践能力を、継続教育や対象別教育、研修などの機会を提供することによって育成すること。また、看護研究のサポートや地域社会における看護教

育の実践など、多様な看護学修の機会を医療現場のみならず地域社会へ提供することを目的とした「看護キャリア教育研究センター」を2021（令和3）年12月開設した（根拠資料9-5、9-6、9-7、9-8）。

看護キャリア教育研究センターの主な活動は以下の内容である。

【看護キャリア教育研究センターの主な活動内容】

- (1) 講演会やセミナー等の企画・運営
- (2) 外部団体（自治体、医療機関）が主催する研修・教育への支援
- (3) 病院や地域看護師への看護研究の支援およびEBNの推進
- (4) 国際交流を通じた看護職の再教育支援
- (5) 地域貢献及び潜在看護師の活用支援・キャリア相談（再教育、留学など）
- (6) 看護専門職のキャリア形成・資格制度や業務管理に関わる調査研究
- (7) その他、事業に関連した広報活動と情報公開

以上、本学いわきキャンパスの社会連携・社会貢献を実現させるための組織の変遷を踏まえつつ、柏キャンパスに開設された組織による「社会連携・社会貢献に関する方針」の「1. 研究成果の社会への還元のため、公開講座などの生涯学習の場を広く提供する。」に対する実施状況についてまとめる。

本学いわきキャンパスにおいて、地域住民を対象とした公開講座は、1988（昭和63）年度から本学主催で毎年春季と秋季に年2回開講してきた。また、2016（平成28）年度から、春季の公開講座を「地域公開講座」と改称して開催し、秋季の公開講座を連続講座方式に変更し、本学独自の4つのコースからなる連続講義「生涯学習アカデミー」として開講してきた。なお、現在は改めて「地域公開講座」に統合され、本学教員の専門を基軸としたテーマを設定し、年4回以上開催している（根拠資料9-9）。2024（令和6）年度においては、薬学部薬学科が担当し、「薬と食品の間にあるもの—機能性表示食品の功罪；紅麴サプリを例として—」と題して10月6日（日）に開催した（根拠資料9-10）。

また、本学主催の公開講座に加え、いわき市教育委員会が毎年主催している生涯学習事業「いわきヒューマンカレッジ（市民大学）」においても本学教員が講師を務めている。いわきヒューマンカレッジでは、市内3つの高等教育機関（本学・東日本国際大学・福島工業高等専門学校）、及びいわき市民によるいわき市生涯学習支援ボランティアの会が連携・協力し、4講座（学部）体制で実施されている。2023（令和5）年度は健康医療科学部（作業療法学科・理学療法学科）が担当し、「健康増進学部」と称して年間計7回開講し、4学部の中で最も多い受講者を集めた。計7回開講、73名が受講し、アンケート回答の結果、満足度（満足・やや満足）は76%であった（根拠資料9-11、9-12、9-13）。

上述した全学としての地域社会に対する取組以外にも、学部単位や各教員が個別に多岐にわたる領域で地域社会に貢献している。

薬学部では、薬剤師の日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度、及び日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師の資格取得支援の一環として、生涯学習研修会を開催し、薬剤師

点検・評価報告書 様式

が生涯にわたり学修する場を 2019（平成 31・令和元）年度まで提供してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、2020（令和 2）年度から 2023（令和 5）年度に至るまで開催を見送っている現状にある（根拠資料 9-14、9-15、9-16、9-17）。なお、2024（令和 6）年度においては、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行されたことに伴い、開催を予定している。また、本学いわきキャンパスが所在する福島県いわき市内で 2024（令和 6）年 8 月 6 日（火）～8 日（木）に開催されたイベント（七夕祭り）期間中、軟膏の混合調剤体験ができる練香水作りやインクと水を使用した科学実験体験の「薬学系実験体験イベント」を開催し、県内外から 561 名が参加した（根拠資料 9-18）。

看護学部では、福島県保健師助産師看護師実習指導者講習会を開催し、2017（平成 29）年度 19 名、2018（平成 30）年度 22 名、2019（平成 31・令和元）年度 12 名の看護師が参加した。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、2020（令和 2）年度から 2023（令和 5）年度まで開催を見送っている現状にあるが、2024（令和 6）年度においては開催に向けて準備を進めている（根拠資料 9-19）。看護学部では、地域貢献の一環として公開シンポジウムを 2024（令和 6）年 10 月 19 日実施し市内外から 80 名が参加した。「いわき市におけるアドバンス・ケア・プランニングの現状」をテーマにした 3 名の看護師からの研究報告と、この分野における第一人者からの特別基調講演が実施され、地域における重要性と課題への認識を高める機会を提供した（根拠資料 9-20）。

健康医療科学部理学療法学科では、2021（令和 3）年度より毎年、シニア世代の疾患予防・介護予防、学科学生の授業理解の促進、学外実習前後のトレーニングを目的にした運動教室を開催している。2024（令和 6）年度からは作業療法学科の教員も含め、健康医療科学部で準備を進めている（根拠資料 9-4、9-21、9-22、9-23）。また、2024（令和 6）年度から、スポーツ医科学サポートとして、近隣高校の部活動をサポートする取り組みや地域のプロサッカークラブ（いわき FC）所属選手を対象として筋力測定を開始している。部活動のサポートでは、高校生の障害予防、パフォーマンス向上を目的にした体力測定や、障害予防、トレーニング方法に関する講習会を行っている（根拠資料 9-24）。プロサッカークラブのサポートでは、メディカルチェックの一部としての筋機能データの提供、故障選手の復帰過程における筋機能回復状況の評価を目的とした、定期的な筋力測定を実施している。（根拠資料 9-25）その他、実務経験 4 年以上の理学療法士を対象にした臨床実習指導者講習会を 2022（令和 4）年度から毎年開催している（根拠資料 9-26、9-27）。

心理学部では、2022（令和 4）年度から福島県教育委員会やいわき市教育委員会の後援を受け、中高生と保護者を対象とした無料講演会を対面・遠隔方式で実施している（根拠資料 9-28、9-29、9-30、9-31、9-32、9-33）。株式会社いわきスポーツクラブ（いわき FC）と締結した連携協定のもと、2023（令和 5）年から、「メンタル強化プログラム」を実施している。2023（令和 5）年の 4 月には、コーチングスタッフに対する講義を行った（根拠資料 9-34【ウェブ】）。そして、2024（令和 6）年には、選手のメンタルトレーニングを開始した（根拠資料 9-35【ウェブ】）。

「社会連携・社会貢献に関する方針」の「2. 研究成果及び知的財産を社会に広く還元するため、産官学間の組織的連携を強化する。」に対する実施状況についてまとめる。

2023（令和 5）年度において、地域企業との技術的連携活動に継続して携わり、共同研究

点検・評価報告書 様式

1 件、6 件の受託研究実績となった（根拠資料 9-36）。表 9-1 に 2018（平成 30）年度から 2024（令和 5）年度までの共同・受託研究数をまとめる。

年度	件数					
	共同研究	受託研究	寄付	助成金	補助金	その他
2018（平成 30）年度	3 件	3 件	12 件	1 件	1 件	0 件
2019（平成 31・令和元）年度	1 件	2 件	15 件	0 件	1 件	0 件
2020（令和 2）年度	3 件	2 件	6 件	1 件	1 件	0 件
2021（令和 3）年度	2 件	3 件	2 件	0 件	0 件	1 件
2022（令和 4）年度	0 件	4 件	9 件	0 件	1 件	0 件
2023（令和 5）年度	1 件	6 件	8 件	1 件	0 件	0 件
2024（令和 6）年度（8 月現在）	1 件	2 件	4 件	0 件	0 件	0 件

国際看護学部（柏キャンパス）においては、看護キャリア教育研究センターによる外部機関の看護職者向け研修広報や当該センター活用の広報を実施し、「令和 5 年度千葉県新型コロナウイルスの影響に係る「看護職員卒後フォローアップ研修事業」において、参加者 20 名を対象に、「食への思いを支える摂食嚥下の看護ケア」をテーマとして計 5 日間の研修を実施した。（根拠資料 9-37）。なお、当該事業は柏たなか病院に研修場所を依頼して実施した。また、柏たなか病院で行っている看護師の「特定行為研修」（医療安全の演習）の連携・協力施設として、教員による授業に加え演習支援を担当した（根拠資料 9-38、9-39）。さらに 2024（令和 6）年 2 月 1 日に柏たなか病院に移設オープンした、子育て支援センター拠点「はぐはぐひろば柏たなか」と共同して、子育て支援事業の一部に取り組むことを目的として、「プレママ、プレパパ支援としての教育・相談事業」（たまご学級）を開催した（根拠資料 9-40）。

「社会連携・社会貢献に関する方針」の「3. 東日本大震災以降の被災地支援活動等を中心とした社会への貢献を継続的に行う。」に対する実施状況についてまとめる。

本学いわきキャンパスにおいては、2011（平成 23）年 10 月に、大学として復興支援活動を一元的に行うため「いわき地域復興センター」を開設し、文部科学省による「大学等における地域復興のためのセンター的機能の整備事業」の一環として、「放射線・放射線測定及び軽減に関する研究事業」、「震災記録の保存事業」、「被災地の情報発信による観光まちづくり事業、並びに「被災障がい者自立支援促進事業」を柱として、いわき市・いわき産学官ネットワーク協会・商工会議所と連携してきた（根拠資料 9-41、9-42）。その後、地域連携センターが目的と機能を継承し、「震災アーカイブ室」を設置して震災に関する記録を収集・公開してきた（根拠資料 9-43、9-44）。なお、収集して生きた記録等に関しては、いわき市からの受託事業である、震災の記憶や教訓を風化させず確実に後世へと伝え、危機意識や防災意識の醸成等を図ることを目的とした「震災メモリアル事業」において、2020（令和 2）

点検・評価報告書 様式

年 5 月に開館した「いわき震災伝承みらい館」へ収蔵・移管した（根拠資料 9-45、9-46【ウェブ】）。また、2013（平成 15）年から開講している一般教養科目「災害からの復興」では、東日本大震災を中心に提起、災害や復興の意味について多様な観点から解説している（根拠資料 9-47）。また、同科目を含めた講義形態の一般教養科目については、聴講生や科目等履修生からの受講申請があれば担当教員の確認の上で受講を認めており、かつ本学いわきキャンパスと高大連携協定を締結している高等学校の生徒が受講可能な高大連携科目（根拠資料 9-48）に設定され、災害伝承と復興に関する学びの機会の提供に繋がっている。

その他、「社会連携・社会貢献に関する方針」を実現するための活動として、学則第 4 条の規定に基づき 2005（平成 17）年度 4 月より、本学いわきキャンパスには、地域に開かれた施設を目指し、地域交流館内に「心理相談センター」を開設した。同センターの目的は、臨床心理相談、及びそれに関連する研究と教育を行い、学内に設置された心理相談センター運営委員会が運営を統括し、事務的な業務は心理相談センター事務室が担当しており、設立目的を達成するために以下の事業を行っている（根拠資料 9-49、9-50）。

【心理相談センターの主な活動内容】

- (1) 臨床心理に関する調査・研究
- (2) 心理相談
- (3) 大学院生（臨床心理学専攻）の教育・訓練および実習
- (4) 地域社会や関係機関を対象とした研修および公開講座
- (5) その他必要な事業

心理相談については、発達や育ちに関する相談、教育に関する相談、対人関係に関する相談、心身の異常に関する相談、スーパービジョンに関する相談を受け付けており、これらの情報を大学ウェブサイトにおいて公開している（根拠資料 9-51【ウェブ】）。

なお、毎月平均 50 件程度の相談を受けており、2023（令和 5）年度は 628 件の相談実績である（根拠資料 9-52）。

大学の施設・整備を広く地域社会に開放・提供することは、地域に開かれた大学としての役割を果たすために重要であり、本学いわきキャンパスは福島県いわき市内の小学校・中学校・高等学校をはじめ、その他団体等へも広く学内施設を貸出している。2023（令和 5）年度は 55 件の貸出実績である。表 9-2 に 2018（平成 30）年度から 2024（令和 3）年度までの施設貸出件数をまとめる。

年度	件数
2018（平成 30）年度	105 件
2019（平成 31・令和元）年度	76 件
2020（令和 2）年度	3 件

点検・評価報告書 様式

2021（令和 3）年度	14 件
2022（令和 4）年度	48 件
2023（令和 5）年度	55 件
2024（令和 6）年度（8 月現在）	24 件

また、本学いわきキャンパスの図書館は、福島県いわき市に日中・通勤・通学する 18 歳以上（高校生は除く）を対象とした地域市民への図書館解放と図書の貸出を 1999（平成 11）年秋から開始してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、2020（令和 2）年期中から現在に至るまで学外利用者の入構制限を行っているため、図書館解放、及び図書の貸出を制限している現状にある。なお、入構制限前の 2019（平成 31・令和元）年度の市民利用登録者数は 201 名、貸出冊数は 410 冊であった。2008（平成 20）年度より、重複所蔵している図書などを学園祭開催時に「図書リサイクルフェア」として、学内外からの来場者へ無料で提供してきた。しかし、2019（平成 31・令和元）年度の学園祭中止、及び新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う入構制限のため、現在に至るまで提供を取りやめている。なお、学園祭中止や入構制限前の提供実績は 448 冊であった（根拠資料 9-53、9-54）。

本学いわきキャンパスでは、伝統的にボランティア活動を行ってきた。2002（平成 14）年度に、当時の人文学部現代社会学科教員のサポートを受け、学生主体の「いわき明星大学ボランティア NP0 活動支援ビューロー」を開設した。社会環境の多様化や急速な変化の中、これまで培ってきた資産や資質を発展的に継承し、全学的なボランティア活動に取り組む組織として、2011（平成 23）年度に、「いわき明星大学ボランティアセンター」が設立された（根拠資料 9-55【ウェブ】）。2019（平成 31）年 4 月の学校法人合併、大学名称の解消に至るまでセンターは継続し、現在は学生生活委員会と教務学生課がボランティア情報提供と支援を担っている。2024（令和 6）年度のいわきキャンパスの部活動・愛好会またはサークルはそれぞれ 16 団体、14 団体あり教職員が顧問として支援にあたり、社会貢献の活動も行われている（根拠資料 9-56【ウェブ】）。

また、本学いわきキャンパスの所在する福島県いわき市で、いわき市主催で開催される「いわきサンシャインマラソン」の救護ボランティアメンバーとして、大会主催者側からの依頼により、看護学部学生を中心とした救護ボランティアの派遣を実施し、2023（令和 5）年度は 62 名の派遣実績である（根拠資料 9-57【ウェブ】）。

さらに、本学いわきキャンパスにおいて開催される学園祭では、多くの地域住民や大学関係者等に向け、各学部学科の取組や各教員の研究成果を踏まえた研究報告・公開を実施している。この取組は、医療・薬学・心理学等の多分野への興味・関心を高め、地域関係者との交流やつながりを形成する貴重な機会となっている（根拠資料 9-58）。

本学においては、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、教育研究活動の成果を地域社会に還元し、地域社会の課題解決等に貢献する事業活動を行っており、大学の存在価値を高めている。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は、2015(平成 27)年度に学校法人明星学苑から分離し、学校法人いわき明星大学の設置する大学へ移管した。その後、2019(平成 31)年 4 月には学校法人葵会学園と合併し、学校法人医療創生大学の設置する医療系総合大学となり、現在に至る。

「社会連携・社会貢献活動」については各年度の事業計画書・事業計画書に前年度報告を踏まえながら、記載されている。

また、各学部、または担当部署局は毎年、自己点検、自己評価を行い、「自己点検・評価報告書」を作成している。この報告書には、「自己点検評価項目」「評価の視点・基準」「現状」「改善点・課題」「改善計画」「進捗状況」「評価」(A:達成、B:概ね達成、C:未達)の実施状況を明記し公開している(根拠資料 9-59【ウェブ】)。

このことにより PDCA サイクルに則った点検・評価・分析を的確に実施しており、当該事項の成果や課題を明確にしたうえで課題の改善・解決に取り組む工程表を示し、報告書に毎年度公開をしている。

本学いわきキャンパスにおいては、従来から行われてきた大学主催の「公開講座」、いわき市教育委員会主催の生涯学習事業「いわきヒューマンカレッジ(市民大学)」等の事業実施数、参加者アンケートは、その内容や結果については「地域連携センター」や「健康科学リサーチセンター」で集約管理され、組織の廃止後は事務担当部署である企画課において、その役割を継承している。なお、各学部の教授会と本学ウェブサイトで公開をしている(根拠資料 9-12【ウェブ】、9-13、9-60、9-61、9-62【ウェブ】)。

新型コロナウイルス感染症感染拡大により影響を受けた 2020(令和 2)年度から 2022(令和 4)年度の低迷期を脱し、対面での事業活動が活性化した以降は、市民向け公開講座の参加者数は増加傾向にあり、そのニーズに呼応する形で本学も講座を増回し成果を得ている。今後は実施回数、参加者数、満足度の尺度だけではなく、運営委員会には過去のデータ分析を行い、よりきめ細やかなアセスメント結果を得て、大学の教育研究資源と地域社会のニーズとの適合状況により近づける努力が求められている。

柏キャンパス・国際看護学部においては 2021(令和 3)年度に「看護キャリア教育研究センター」を開設し、事業内容・点検・評価は一元的に行われ、ウェブサイトで公開されている(根拠資料 9-59【ウェブ】)。

柏キャンパスの「看護キャリア教育研究センター」では、これまで醸成してきた地域との連携や地域貢献の新たな試みを深化させた結果としての取り組み(「たまご学級」)において手ごたえを得ており、今後の活動に期待をするとともに、更なる PDCA サイクルでの分析と質向上システムが整備されていくことで点検評価に基づき更なる社会連携・社会貢献に期待

できるものとする(根拠資料 9-40【ウェブ】)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の長所の第一点目として、社会連携・社会貢献の方針のもと「地域連携センター」を、2016(平成 28)年に開設した。当センターの発足当時の組織機能とは、①地域産学官連携促進、研究センター、②東日本大震災以降の復興拠点として相双地区自治体及び住民支援と復興支援、記録アーカイブ事業、③地域との窓口機能の「地域交流室」を融合し、それぞれの機能と、その時代に求められていた社会ニーズに十分な機能を果たしていた(根拠資料 9-59【ウェブ】)。その後、法人の変更、医療系学部への転換等により、その時々で社会連携・社会貢献の学内体制も変更を重ね、変化する社会的ニーズへの対応可能な体制整備と事業を進めてきた対応力は評価できるものとする。

長所の第二点目として、東日本大震災発災後に「いわき地域復興支援センター」(根拠資料 9-63【ウェブ】)を立ち上げ、避難自治体・住民の支援、調査・研究活動、シンポジウム開催、災害記録アーカイブ作業などを多岐に実施し、市内各種団体・他大学との連携体制を構築後、一定期間を経たことで役割を終えた。収集されたアーカイブ資料は散逸することなく、ウェブサイト「はまどおりのきおく～未来へ伝える震災アーカイブ～」(根拠資料 9-42【ウェブ】)や、「いわき市・東日本大震災復興記憶集」(根拠資料 9-46【ウェブ】)に唯一の大学として資料提供をしている。2013(平成 15)年度より開講の「災害からの復興」を高大連携科目(根拠資料 9-48)に掲げている。災害伝承と復興に関する学びの機会の提供にもつながり、過去の活動遺産が多様な形で継承されていることは評価できる。

長所の第三点目として、医療系学部への変更に伴い「健康科学リサーチセンター」「HEALTHセンター」「看護キャリア研究センター」が開設され、大学内外との連携や支援を活性化させ、軌道に乗せる流れができてきていることは評価できる。

長所の第四点目として、「心理相談センター」は、多様化する課題を抱える地域住民の心理専門相談窓口として機能していることは評価できる(根拠資料 9-52)。

問題点については以下の二点に集約される。

社会連携・社会貢献においては、第一に過去からの知的財産を有効活用する姿勢の弱化による不利益の発生が課題と考える。

本学の学部体制は 2016(平成 28)年度以前に 5 度、以降に 2 度の学部廃止・改組・新設を行い、このことにより地域社会に提供できる研究や貢献活動も変化を遂げてきた。一方で過去から将来への継承を目的とした東日本大震災関連のアーカイブ事業では資料の散逸を防ぎ、その主力機関として本学が機能した。

医療系大学組織内での情報共有のもと本学独自の被災経験を活かした有効な利活用の機会が得られた可能性を生かしきれないことは問題点として挙げられる。

問題の二点目は、本学は学際的研究に基づく社会連携・社会貢献の可能性を生かし切れていない点が課題と考えられる。各学部の専門性の違い、さらにいわきキャンパスと柏キャンパスの地域的な差異、これらが協働の障壁として存在し、学部及びキャンパス横断的な取り組みに課題を与えている。この課題分析を重ねることは本学の強みとなる社会連携・社会貢献に向かう方策と考えられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は医療系学部と心理学部からなるいわきキャンパスと国際看護学部の柏キャンパスにおいて、その特色を活かした活動を本学の「社会連携・社会貢献に関する方針」に則り展開しており、その活動は社会ニーズに応じたものである。

このことから本学の社会連携・社会貢献に関する事業は大学基準に照らし良好な状態である。また理念・目的を実現する取組が適切であると判断できる。

今後更に自己点検・評価活動を通じ、本学の社会連携・地域貢献の体制と事業の充実と活性化を行うことが重要である。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	医療創生大学方針	https://www.isu.ac.jp/information/university_policy.html
学長選出・罷免に関する規程	医療創生大学教員等の選任等に関する規程 医療創生大学学長候補選考規程	医療創生大学教員等の選任等に関する規程 医療創生大学学長候補選考規程
役職者の職務権限に関する規程	学校法人医療創生大学組織管理規程	学校法人医療創生大学組織管理規程
教授会規程	教授会運営細則 大学院研究科委員会運営細則	教授会運営細則 大学院研究科委員会運営細則
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人医療創生大学役員一覧 学校法人医療創生大学評議員一覧	学校法人医療創生大学役員一覧 学校法人医療創生大学評議員一覧
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿		
職員採用規程	医療創生大学教職員任用規程	医療創生大学教職員任用規程
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	令和 5 年度 監査報告書 令和 4 年度 監査報告書 令和 3 年度 監査報告書 令和 2 年度 監査報告書 令和元年度 監査報告書	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/zaimu.html
事業報告書	令和 5 (2023) 年度事業報告書 令和 4 (2022) 年度事業報告書 令和 3 (2021) 年度事業報告書 令和 2 (2020) 年度事業報告書 令和元 (2019) 年度事業報告書	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/jigyou-houkoku.html
備考：		

第 10 章 大学運営・財務 (1) 大学運営(本文)

評定：S・(A)・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学は、「教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」を教育の理念・目的としており、これを達成するために、学校法人医療創生大学理事会で大学における中期事業計画において目標等を定め、福島県いわき市のいわきキャンパス、及び千葉県柏市の柏キャンパスの2つのキャンパスで教育研究活動を行っている。

理事会で決定した中期事業計画などの重要事項や、その他の決定事項等の情報は学内のグループウェア (Garoon) で大学の構成員がいつでも閲覧できるように公開し、内容の周知を図っている。

理事会の業務決定権限の学長への委任事項については、学校法人医療創生大学理事会業務委任規程、学校法人医療創生大学理事会業務委任規程細則に定められ、(1)教学運営関係業務、(2)総務関係業務、(3)企画関係業務、(4)人事関係業務、(5)財務関係業務、(6)管財関係業務、(7)教務学生関係業務の定められた範囲の中で業務を執行するとともに、入学者見込み数などの経営に必要な情報等については、必要に応じて理事会で報告している(根拠資料 10-1、10-2)。

学長をはじめとする大学運営に係る管理者は、学校法人医療創生大学組織管理規程に定めている。同規程には、大学に学長、学長代行、副学長、学部長、学科長、大学院研究科長、大学院専攻長、附属教育研究機関長、事務局長、部長、課長を置くこと、及び各管理者の職務内容について記載しており、各管理者は、理事会で決定した中期事業計画や重要事項、各部署で計画している事業を担当する責任者として位置づけられている(根拠資料 10-3)。

教員の管理者の選任については、医療創生大学教員等の選任等に関する規程に定められ、各役職者の選考については、関連諸規程に基づき実施されている(根拠資料 10-4、10-5、10-6、10-7、10-8)。

学長の意思決定は、大学評議会、教授会、および学長の諮問委員会などにおける各学部・事務局での協議結果や意見などの報告を経て行われている。

大学評議会は、(1)教育、研究に関する全学的重要事項、(2)学則その他重要な規則に関す

点検・評価報告書 様式

る全学的共通事項、(3)学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項、(4)全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項について審議しており、年に2回程度実施されている。

教授会は、原則、月例で行われており、当該学部には所属する専任の教授、准教授、講師、助教により構成され、当該学部に関わる(1)学生の入学及び卒業に関する事項、(2)学位の授与に関する事項、(3)教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。「(3)教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項」については、教授会運営細則において、(1)教育課程に関する事項、(2)休学、退学に関する事項、(3)学生補導、賞罰に関する事項、(4)学則に関する事項、(5)教員の人事に関する事項、(6)学則第9条各号その他の学長からの諮問に関する事項と明示している。また、(1)授業運営に関する事項、(2)試験その他の評価に関する事項、(3)学生の履修及び単位認定に関する事項、(4)進級、卒業基準に関する事項、(5)教員の人事に係る審査基準に関する事項、(6)学部長選考に係る選挙管理委員会に関する事項、(7)学部運営に係る委員会に関する事項、(8)その他教授会が必要と認める事項については教授会で審議する事項として定めており、当該事項については、審議後、学長に意見を述べるものとしている(根拠資料 10-9)。

学長の諮問委員会は、学長の諮問委員会に関する細則に定められ、(1)学長指名委員会、(2)特定事項について期限を定めて設置する委員会に区分している。学長指名委員会は、(1)自己評価委員会、(2)入試委員会、(3)広報委員会、(4)教務委員会、(5)学生生活委員会、(6)FD・SD委員会、(7)全学教育委員会が設置されている。それぞれの委員会は、各学部を代表する教員、事務局を代表する職員、学長が必要と認めた者により構成され、学内の現状、学内構成員からの意見などを踏まえて検討・協議がされたのち、学長に報告することとしている(根拠資料 10-10)。

また、本法人が行う業務に関して、法令、寄附行為並びに法人及び大学の諸規程に違反する行為が現に生じ、又は、まさに生じようとしているとき、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、法人の健全な発展に資することを目的として、学校法人医療創生大学公益通報等に関する規程を定めており、危機管理に努めている(根拠資料 10-11)。

評価項目②**予算編成及び予算執行を適切に行っていること。**

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成及び予算執行について

本学の予算編成は、学部及び大学院運営に係る教育研究予算は各学部長・各研究科長、事務局や附属教育機関の予算は事務局長及び事務局の各部署長が中心となって理事会における中・長期的な事業方針、予算編成方針のもと当該年度の事業計画に編成している。収入予算は、入試担当部署である企画課が実質的な入学者を予想し学生生徒等納付金などの積算を行っている。また、在籍学生の学生生徒等納付金などは学籍管理を行っている教務学生課が休学・離籍・退学者を見越した在籍学生数により積算を行っている。支出予算は、各学部及び大学院入学予定者数及び在籍学生数により積算を行っている。各学部及

点検・評価報告書 様式

び各部局から提出された予算案を総務課がとりまとめ、月例で開催される学部長連絡会（この連絡会は学部長会が年2回の開催のための連絡調整打ち合わせである）において、各学部及び各部局別の収入支出予算案を提示し意見等を聴取している。聴取内容を検討し支出のバランスに問題が生じた場合は再度支出の見直しを依頼し、再度学部長連絡会で予算編成案を確認している。支出のバランスが取れた予算編成案は学部長会において審議され大学全体の予算編成とし3月開催の理事会で決定される。なお、5月1日付の学生数が確定した時点で収入見込みが増減するため、各学部・各大学院・各部局の学生数により積算している支出予算について再積算をして学長裁量費で調整を図り学部長連絡会において修正額を提示している。

予算の管理については、予算管理規程に基づき実施されている。予算管理規程には、予算責任者を定め主管部門の予算編成及び執行に責任を負い、予算の実施状況を常に把握し、その適正な執行に努めなければならないとしており、予算執行の管理については、予算担当者が配分された予算額の範囲で経済的かつ効果的な執行に努めなければならないことと明記し規程に則り運営している（根拠資料10-12）。予算担当者は会計システムにアクセスすることにより予算執行状況及び予算残高をタイムリーに把握できる。また、各学部長・研究科長も同様に予算執行状況及び予算残高をタイムリーに把握できる。毎月末、予算執行状況を資金収支内訳表（学校別）で理事長及び関係者へ報告している。

予算の執行については、学校法人医療創生大学理事会業務委任規程をはじめ、学校法人医療創生大学業務委任規程細則、学校法人医療創生大学経理規程、学校法人医療創生大学調達規程、学校法人医療創生大学出張旅費規程により定められた決裁権限、事務手続きにより行われている（根拠資料10-1、10-2、10-13、10-14、10-15）。なお、公的研究費の取り扱いに関する規程などを定め、公的研究費の執行について適正に運営、管理できるよう努めている（根拠資料10-19）。

財務監査については、公認会計士事務所による監査を受けており、当該監査報告書は決算書に添付されている。また、法人財政及び会計の適正を期するとともに、業務の適法かつ合理的な運営を図ることを目的として、学校法人医療創生大学監事監査規程を定め、決算の際にも監事監査を実施し、本学ホームページに当該監査報告書を情報公開することで予算執行の透明性を確保している（根拠資料10-16、10-17）。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

大学運営に必要な組織の整備について

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員の配置に関しては、学校法人医療創生大学組織管理規程（根拠資料 10-3）に基づき、大きく2つのカテゴリーで組織を構成し人員を配置している。1つめは教育研究組織として、教育研究機関（大学院、学部、専門学校）、附属教育研究機関（図書館、心理相談センター、看護キャリア教育研究センター）を設置している。2つめは事務組織として、法人事務局、大学事務局、専門学校事務を設置している。それぞれの組織に規程に基づく職位を配置しており、大学運営上必要な人員は各学部の人事選考委員会において策定し、都度稟議の上適宜補充・異動により対応している。

教員と職員の協働・連携について

教員と職員の協働・連携については、学長の諮問委員会として設定された委員会において体制を整備し実行している。委員会は「学長の諮問委員会に関する細則」（根拠資料 10-10）に定められたとおり、(1) 学長指名委員会、(2) 特定事項について期限を定めて設置する委員会（臨時委員会）に区分している。

学長指名委員会は、1. 自己評価委員会、2. 入試委員会、3. 広報委員会、4. 教務委員会、5. 学生生活委員会、6. FD・SD 委員会、7. 全学教育委員会が設置されている。また、附属教育研究機関等の運営委員会や本学及び法人規程に伴う委員会が設置されている。

それぞれの委員会は、各学部を代表する教員、事務局を代表する職員、学長が必要と認めた者により構成され、学内の現状、学内構成員からの意見などを踏まえて検討・協議後、学長に報告している。

専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置について

専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置については、各部署において必要とされる専門的な知識及び技能を OJT で育成し、各分野のエキスパートとして業務にあたっている。また、防火・防災、衛生管理、図書館司書等専門の資格を有することが求められる部署においては、所属職員の資格取得補助を行っており、特殊な資格の場合有資格者の採用及び法人内での異動を行うことにより対応している。

職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善について

職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善については、職員人事

点検・評価報告書 様式

制度に基づいて行っている。具体的には、管理職、一般職の二つの評価体系により、業績評価が処遇に反映されるような制度としており、やりがい・挑戦・意欲に働きかける仕組みとなっている。

2023（令和 5）年度より、業績評価に加え、勤務実態を評価に反映する制度を導入し、対象職員へ周知することにより、評価項目と処遇結び付きを明示することで公平性を担保しつつ、本学が求める職員像の人材として活躍できるような体制としている。

スタッフ・ディベロップメント（SD）活動の組織的な実施について

スタッフ・ディベロップメント（SD）活動の組織的な実施については、学則に基づき FD・SD 委員会を設置し、年数回の FD 研修会、SD 研修会を実施している。研修内容については事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策について、教職員へのアンケートを参考に決定している。

本学における FD・SD は、2009（平成 21）年度に全学の FD・SD 委員会が学長諮問委員会として組織化されて以降、全学をあげて取り組んでいる。

本学の FD・SD 活動の一環として、全教職員参加型のワークショップを含む実質的な研修会がある。基本的に年 2 回実施される研修会には職員も加わり、教職協働体制を構築してきた。研修会の成果は FD・SD 報告書としてまとめ公開している。2020（令和 2）年度以前は、教員・職員合同で研修会を開催していたが、コロナ禍を経て、2021（令和 3）年度以降は FD 研修会と SD 研修会を明確に区分し、両研修会が相互に作用して効率的、効果的に研修が実施できるよう体制を整えた。

2021（令和 3）年度以降は、本学における人材育成の目標・方針に沿って、大学の管理運営に関する理解を深めるために、経営状況について把握する場として決算説明会を SD 研修会として開催し、大学の経営について現況を共有し、限られたリソースの中で最大限の効果をを得るための分析を行っている。

2022（令和 4）年度には、決算説明会に加え、事務局独自の SD 活動を行った。具体的には、学部ごとに担当ワーキンググループを編成し、学部の問題点、他大学の調査等を行い、今後本学でも実施可能な項目を洗い出し、学部に提案している。

2023（令和 5）年度には、決算説明会に加え、本学における情報及び情報システムのポリシーについて基本的な事項を理解し、本学の保有する情報の保護と活用および情報セキュリティ水準の維持向上を目指し、情報セキュリティポリシーの基本的理解についての SD 研修会を行っている。

2024（令和 6）年度には、近年初等・中等教育に始まった「性的マイノリティ」への対応について高等教育にも広げられている状況であるため、性別違和を抱える学生への対応についての SD 研修会を行い、幅広い学生の受け入れ体制を整えている。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

大学運営に関わる状況は、年度初めの理事会、評議員会において事業報告書、収支決算書として報告され点検・評価がなされている。本学の事業報告は、経営の安定を図ることを目的として設定された「Ⅰ. 教育の質保証」、「Ⅱ. 満足度の向上」、「Ⅲ. 社会的評価の向上」の3つの重点課題に基づき、いわきキャンパス、柏キャンパスごとに(1)教育の質保証(教育課程と学習成果)、(2)人事計画(教員組織・教員人事計画)、(3)学生満足度向上(学生支援・就職支援)、(4)入学定員の確保(学生の受け入れ)、(5)教育研究環境・施設等整備計画、(6)社会貢献・研究活動を柱とした中期事業計画に基づいて行われている。大学における中期事業計画の運営は、学長が委員長を担う全学教育委員会が責任主体となり、自己評価委員会と連携して進捗及び達成状況を確認することとしている。理事会では、報告内容を基に、次年度の事業計画・予算編成方針の策定、役職者の選任や、必要に応じて教育研究実施組織の改編等を行い、大学運営の改善・向上を図っている。

また、本法人の教育理念、教育目標を達成する観点から、法人財政及び会計の適正を期するとともに、業務の適法かつ合理的な運営を図ることを目的として、学校法人医療創生大学監事監査規程を定めており、監事による監査は、業務運営(財務に関する事項も含む)が法令等に準拠し、かつ中長期経営目標の達成のために合理的に行われていることを監査する業務監査と、取引が正当な証拠に裏付けられて適正に処理され、かつ漏れなく会計帳簿に記録されていること及び財産保全が適切に行われていること等を監査する会計監査に区分され実施されている(根拠資料 10-16)。

なお、監事は監事監査計画に基づき監査を実施し、業務及び財産の状況については、「財務情報」として本学のウェブサイトで監査報告書を公表されている。また、公認会計士は監査日程表に基づき監査を実施し、会計年度の監査の結果については「独立監査人の監査報告書」として6月に理事長へ報告されている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・キャンパスがいわき市と柏市とで分かれているため情報の共有が課題となるが、各委員会に両キャンパスの委員を配置することでキャンパス間の情報共有を行っている。
- ・小規模大学の特性を生かして、教員組織・事務組織が相互に協力して教育・研究活動を実施している。
- ・中期事業計画の「各年度までの進捗状況(自己評価を含む)」と「今後の計画」が事業報告においてなされており、取組と課題が分かりやすい内容となっている。

【問題点】

- ・オンラインの技術を活用すれば2つのキャンパスの教育資源を有効活用することができるが、そこまでには至っていない。
- ・構成人数が少ない分、委員会等を複数担当することになり、1人当たりの負担が増える。
- ・事業報告書の中期計画実施工程表において、前年度の内容が掲載されていないため進捗状況が分かりにくい。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上より、本学では、小規模大学ならではの教職協働体制を活かしつつ、学長を中心とした明確な権限分掌と透明性のある大学運営を実施している。また、2キャンパス間の連携を図るため、全学的な委員会構成や情報共有体制を整備し、大学全体の一体感を高めている。これらの取り組みにより、教育・研究活動の支援が効果的に行われており、事業報告書や中期事業計画に基づいた進捗管理も適切に実施されている点が評価できる。

一方で、2キャンパス間の教育資源の有効活用や業務負担の軽減に向けた課題が明らかになっている。特に、オンライン技術を活用した教育資源の共有は、教育の質向上や効率的な運営に寄与する可能性があるにもかかわらず、具体的な活用には至っていない。また、委員会業務の兼務による個々の負担増は、業務効率や意思決定の迅速性に影響を与える恐れがある。さらに、事業報告書において中期計画実施工程表の前年度内容が掲載されていないため、進捗状況が把握しづらい点も改善が必要である。

これらの課題に対する改善策として、まずオンライン技術の活用を強化することが挙げられる。具体的には、遠隔授業やオンライン会議システムの活用範囲を広げ、2キャンパス間での教育資源共有や委員会運営の効率化を図るべきである。これにより、物理的な制約を克服し、学内のリソースを最大限に活用することが期待される。また、委員会業務の負担軽減のため、役割分担の見直しや一部業務の外部委託を検討することで、教職員が専門業務に専念できる体制を整えることが重要である。

さらに、中期事業計画の進捗状況を可視化するため、事業報告書に前年度の取り組み結果を記載することが必要である。これにより、各年度の成果や課題が一目で分かる形となり、計画の達成状況を適切に評価する基礎資料として活用できる。また、職員の資質向上を図るためのスタッフ・ディベロップメント（SD）活動を継続的に実施し、教育研究活動の支援体制をさらに強化することが求められる。

これらの改善策を着実に実施し、教育・研究および運営の質をさらに高めることが重要であり、引き続き柔軟かつ機動的な大学運営を進める必要がある。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<公立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/zaimu.html
財産目録	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/zaimu.html
事業報告書	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/jigyou-houkoku.html
監事による監査報告書（6カ年分）	https://www.isu.ac.jp/information/disclosure/zaimu.html
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	監査報告書（6年分）
備考：	

第 10 章 大学運営・財務（2）財務(本文)

評定：S (A)・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

前回受審から現在へ至る大学の経緯

2018（平成30）年度に受審した大学基準協会認証評価結果に関し付された提言に対する改善報告書を2022（令和4）年7月に提出した。提言（全文）は、『「薬他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、人件費比率が高く、事業活動収支差額比率は低い。また、新しい学校法人を設立して、設置者変更を行ったことに伴い、2016（平成28）年度以降の「要積立額に対する金融資産の充足率」が低い水準となっていることから、教育研究環境の水準及び教育の質の保証にも留意しながら、「学校法人いわき明星大学経営改善計画平成29年度～平成33年度（5カ年）」（根拠資料10-20）に沿って財務基盤の確立に向けて取り組むことが求められる。』とのことである。受審から2023（令和5）年に至る6年間は、「学校法人医療創生大学経営改善計画平成29年度～令和3年度（5カ年）」（根拠資料10-21）及び「学校法人医療創生大学 第2次中期事業計画2022（令和4）年度～2026（令和8）年度（5カ年）」（根拠資料10-26）に基づき、人件費抑制策が実施され一定の改善が見られた。また、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による退学者の増加と入学者の減少を改善するため、2017（平成29）年4月に看護学部の開設、2019（平成31・令和元）年4月には、学校法人葵会学園との合併、健康医療科学部の開設、2020（令和2）年4月の心理学部開設、2021（令和3）年4月に国際看護学部開設を行い、ある一定の学生募集に改善が見られた。

財務状況と経営改善に向けた中期経営改善計画の策定と大学運営

学校法人医療創生大学の財務状況（大学基礎データ表8・9・10・11）及び5カ年連続財務計算書類（様式6-1）に示すとおりである。

学校法人いわき明星大学が2017（平成29）年度に策定した「学校法人いわき明星大学経営改善計画平成29年度～平成33年度（5カ年）」（根拠資料10-20）を基に、学校法人医療創生大学（2019（平成31・令和元）年度に名称変更）は「学校法人医療創生大学経営改善計画平成29年度～令和3年度（5カ年）」（根拠資料10-21）を策定し、毎年度 各政策のPDCAを行い、【現状】、【問題点と原因・評価】、【対応策】について、経営改善計画（根拠資料10-25）に報告している。その後、2022（令和4）年度に「学校法人医療創生大学 第2次中期事業計画2022（令和4）年度～2026（令和8）年度（5カ年）」（根拠資料10-26）を策定しPDCAを行っている。上記の経営改善計画及び中期事業計画に応じた財政計画（5カ年）は具体的かつ実現可能な数値目標を設定して大学運営にあたっている。

財務関係比率に関する指標の設定と健全な運営

2017（平成29）年度～2021（令和3）年度の5カ年においては、財務関係比率に関する実現可能な数値目標を教員人件費比率、職員人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、

点検・評価報告書 様式

補助金の獲得比率で設定し、また、2022（令和4）年度～2026（令和8）年度の5カ年においては、経常収支差額比率、人件費比率、教育活動収支差額比率の実現可能な数値目標を設定し、健全な運営となるよう前年度の支出入を分析しながら当年度の支出の抑制を図るように努めている。

【2017（平成29）年度～2021（令和3）年度の5カ年について】

（注）以下の財務関係比率は医療創生大学の数値目標を設定している（根拠資料10-22、根拠資料10-23、根拠資料10-24、根拠資料10-25）。国際看護学部（柏キャンパス）が2021（令和3）年度より開設したため、事業活動収支計算書関係比率（大学部門）と一部異なっている（大学基礎データ表10）。

2017（平成29）年度の教員人件費比率は数値目標62%に対し、69%である。

2018（平成30）年度の教員人件費比率は数値目標55%に対し、54%である。

2019（平成31・令和元）年度の教員人件費比率は数値目標45%に対し、49%である。

2020（令和2）年度の教員人件費比率は数値目標39%に対し、47%である。

2021（令和3）年度の教員人件費比率は数値目標39%に対し、44%である。

2017（平成29）年度の職員人件費比率は数値目標23%に対し、22%である。

2018（平成30）年度の職員人件費比率は数値目標20%に対し、12%である。

2019（平成31・令和元）年度の職員人件費比率は数値目標18%に対し、8.7%である。

2020（令和2）年度の職員人件費比率は数値目標16%に対し、7.8%である。

2021（令和3）年度の職員人件費比率は数値目標16%に対し、6.9%である。

2017（平成29）年度の教育研究経費比率は検討である。

2018（平成30）年度の教育研究経費比率は数値目標35%に対し、49.8%である。

2019（平成31・令和元）年度の教育研究経費比率は数値目標45%に対し、51.0%である。

2020（令和2）年度の教育研究経費比率は数値目標50%に対し、49.0%である。

2021（令和3）年度の教育研究経費比率は数値目標45%に対し、44.0%である。

2017（平成29）年度の管理経費比率は検討である。

2018（平成30）年度の管理経費比率は数値目標14.0%に対し、6.4%である。

2019（平成31・令和元）年度の管理経費比率は数値目標8.4%に対し、9.8%である。

2020（令和2）年度の管理経費比率は数値目標14.8%に対し、8.5%である。

2021（令和3）年度の管理経費比率は数値目標10.5%に対し、6.9%である。

2017（平成29）年度の補助金額比率は数値目標2016（平成28）年度110%に対し、110%である。

2018（平成30）年度の補助金額比率は数値目標2016（平成28）年度110%に対し、▲32%である。

2019（平成31・令和元）年度の補助金額比率は数値目標2016（平成28）年度110%に対

点検・評価報告書 様式

し、▲50%である。

2020（令和2）年度の補助金額比率は数値目標2016（平成28）年度110%に対し、▲52%である。

2021（令和3）年度の補助金額比率は数値目標2016（平成28）年度110%に対し、▲37%である。

【2022（令和4）年度～2023（令和5）年度の2カ年について】

（注）以下の財務関係比率は学校法人医療創生大学 第2次中期事業計画 2022（令和4）年度～2026（令和8）年度（5カ年）（根拠資料10-26）により設定し、その結果は事業報告書 令和4（2022）年度（根拠資料10-27）及び事業報告書 令和5（2023）年度（根拠資料10-28）のとおりである。

2022（令和4）年度の経常収支差額比率は数値目標▲14%に対し、▲12.4%である。

2023（令和5）年度の経常収支差額比率は数値目標▲9%に対し、▲12.2%である。

（注）上記の財務関係比率は法人全体の数値目標を設定している。

2022（令和4）年度の人件費比率は数値目標53%に対し、54.8%である。

2023（令和5）年度の人件費比率は数値目標52%に対し、55.6%である。

（注）上記の財務関係比率は法人全体の数値目標を設定している。

2022（令和4）年度の教育活動収支差額比率は数値目標▲15%に対し、▲11.2%である。

2023（令和5）年度の教育活動収支差額比率は数値目標▲10%に対し、▲11.5%である。

（注）上記の財務関係比率は医療創生大学（いわきキャンパス）の数値目標を設定している。

人件費比率（法人全体）については、人件費抑制策を2018（平成30）年1月より実施している。具体的には、役員報酬の削減、教職員人件費の見直し（給与所得に応じて20%を限度に削減）、有期雇用契約者の雇い止めを行うなど事務効率化を図ることで給与支出額の抑制を現在に至るまで継続実施している。これにより教員人件費及び職員人件費は法人全体の数値目標を若干下回っているものの、2016（平成28）年度の人件費比率86.2%に比べ2018（平成30）年度77.2%、2019（平成31・令和元）年度47.4%、2020（令和2）年度53.9%、2021（令和3）年度53.5%、2022（令和4）年度54.8%、2023（令和5）年度55.6%であり効果は表れている。しかし、その内訳を見ると教員の人件費比率が数値目標より高く職員の人件費比率が極めて低い状況となっている。

教育活動収支差額比率については、2019（平成31・令和元）年度～2023（令和5）年度で▲22.7%～▲11.5%で推移しており、不採算部門の募集停止等を含めた抜本的な対応と大幅な支出削減が必要である。

点検・評価報告書 様式

事業活動収支差額比率（法人全体）については、2018（平成30）年度は▲48.4%であり、その後、2019（平成31・令和元）年4月には、学校法人葬会学園との合併、健康医療科学部の開設、2020（令和2）年4月の心理学部開設、2021（令和3）年4月の国際看護学部開設により、事業活動収支差額比率が2021（令和3）年度▲18.3%、2022（令和4）年度▲12.0%、2023（令和5）年度▲8.8%まで回復している。（根拠資料10-28）

要積立額に対する金融資産の充足率については、高ければ高いほど良いとされているが本学は 14%台～19%台で推移しており低い水準となっていることから、教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤が確立しているとはいえない。

事業活動収支計算書関係比率（法人全体）（大学基礎データ表9）より、経常収支差額比率については、2019（平成31・令和元）年度～2023（令和5）年度で▲3.6%～▲12.2%で推移しており、経常支出が経常収入を上回っている状況が続いていることから健全な大学運営とはいえない。経常収支差額の計算には現金の支出を伴わない減価償却額が含まれているので、この額を除いて計算した補正後経常収支差額比率は、プラスであるため法人から現金は流出していない。健全な大学運営を行うために2019（平成31・令和元）年度に健康医療科学部、2020（令和2）年度に心理学部、2021（令和3）年度に国際看護学部を開設するなど改善の途中であり、2024（令和6）年度には国際看護学部が完成年度を迎えるため改善の結果が出ることになるが、今後は教育の質の保障にも留意しながら経営改善計画に沿って財政基盤の確立に向けて取り組むことが求められる。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤の確保

教員の教育研究活動を推進することを目的として、学長の諮問委員会であるFD・SD委員会の授業評価アンケート結果に基づき、評価の高い教員に対し教員顕彰として研究費の配分を行っている。安定した教員組織構築のため優秀な教員集めに尽力した学部に対し、教育整備費として教育運営費を増額している。定員充足率、国家試験合格率、離籍率等に指標を定め、指標の向上のための優れた取り組み、または指標未達成ではあるが一定以上の成果が得られた学部に対し顕彰するとともに、教員の素晴らしい活動に対する懸賞として翌年度に教員研究費を増額することとしている。効果的な傾斜配分を行うことで、学部の教育研究費の充実のみならず教育活動の成果を教員の研究に活かせる仕組みを構築し、意識の向上に努めている。また、全学部において、入学定員を充足させた学部教員に対し、研究費の増額配分を行っている。

学部等運営の予算については、講義、実習や演習に必要とする予算は勿論、学外施設による実習費や宿泊費、図書購入費、電子ジャーナル、データベース利用料、学力向上対策費として模擬試験や各種講習会の受講料も予算配分している。また、国家試験対策のため補習や

点検・評価報告書 様式

模擬試験料も予算配分している。最高学年には卒業研究のための予算も配分している。その他、教員のスキル向上のための研修予算を配分している。事業活動収支計算書関係比率（大学部門）（大学基礎データ表10）より2019（平成31・令和元）年度～2023（令和5）年度においては44.7%～51%で推移しており、今日の私学財政の令和4年度財務比率表（系統別）-大学部門- 薬 他複数数学部の教育研究比率40.5%と比較しても本学は高い比率であり、教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保している。

授業料収入への過度の依存を避けるため、学外からの資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

授業料収入への過度の依存を避けるため、教員研究費については、一人当たり10万円程度の一定額の教員研究費のみ配分しており、個人研究やプロジェクト研究等で研究費を多く必要とする場合においては科学研究費助成事業、受託研究費、寄付金及び補助金による研究費等の外部資金の受け入れを積極的に行うようにしている。

主な外部資金としては、2018（平成30）年度～2020（令和2）年度の3年間において、本学が研究開発拠点として地域復興実用化開発等促進事業費補助金（事業計画名：新ゲノム改変技術による疾患モデル細胞・動物の実用化開発）の採択を受け、2018（平成30）年度に18,132千円、2019（平成31・令和元）年度に22,036千円、2020（令和2）年度に18,183千円の補助金を獲得している。2022（令和4）年度にも本学が研究開発拠点として地域復興実用化開発等促進事業費補助金（事業計画名：泌尿器系疾患の予防と迅速診断を可能とする非侵襲型測定キットの実用化開発研究）の採択を受け、2022（令和4）年度に6,000千円の補助金を獲得している。福島県財団法人学術教育振興財団からは2019（平成31・令和元）年度に1,586千円、2020（令和2）年度に1,519千円、2021（令和3）年度に3,100千円、2022（令和4）年度に1,153千円、2023（令和5）年度に1,672千円の研究助成金を獲得している。いわき市からは産業イノベーション創出支援事業として、2021（令和3）年度に2,750千円、2022（令和4）年度に2,750千円、2023（令和5）年度に2,750千円、2024（令和6）年度に2,750千円の研究委託料を獲得している。ニッポンハム食の未来財団より2018（平成30）年度に2,000千円、2022（令和4）年度に1,980千円の研究助成金を獲得している。特定非営利活動法人日本メディカルハーブ協会より2023（令和5）年度に1,000千円の研究助成金を獲得している。株式会社リバネスより2020（令和2）年度に大学発ベンチャー創出モデル事業・事業化加速支援事業企業連携による研究開発等支援プログラム（事業名称：省エネルギー添加剤によるバンカー油の改質・省エネルギー化事業）の採択を受け2,000千円の研究助成金を獲得している。2023（令和5）年度に一般社団法人日本私立看護系大学協会より200千円の研究助成金を獲得している。2024（令和6）年度に一般社団法人日本公衆衛生看護学会より135千円の研究助成金を獲得している。

科学研究費助成事業については、毎年度7月頃に学内講師による科学研究費申請書の書き方説明会及び個別相談会を開催し、科学研究費の採択率を向上させる政策を行っている。さらには科学研究費申請増加策として、2024（令和6）年7月に学長代行名で学部長宛に研究に関する取組を活性化させる目的で（2025（令和7）年度：対象教員の1/3以上が申請、2026（令和8）年度：対象教員の2/3以上が申請、2027（令和9）年度：全教員が申請）との通達が行われた。

なお、外部資金の獲得件数および獲得額は（大学基礎データ表 8）のとおりである。その他、受託研究費、共同研究費、補助金、寄付金、助成金等があり外部研究費一覧のとおりである。（根拠資料 10-29）

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・「学校法人医療創生大学経営改善計画 平成 29 年度～令和 3 年度（5 カ年）」及び「学校法人医療創生大学 第 2 次中期事業計画 2022（令和 4）年度～2026（令和 8）年度（5 カ年）」の中長期事業計画において財務関係比率を設定し、毎年度【現状】を把握し、【問題点と原因・評価】について分析し、【対応策】を練り、大学運営にあたっている。
- ・人件費比率は人件費抑制策を 2018（平成 30）年 1 月より実施し現在も継続しており一定の効果が出ている。電気料金の抑制策として毎年度 LED 化工事を実施しており、2024（令和 5）年 3 月末現在でいわきキャンパスの LED 化は約 82%を達成し高騰している電気料金の経費支出を抑制している。
- ・予算書は中長期の予算書を毎年度見直しし在籍学生数に見合った予算編成を行っており、5 月 1 日現在の学生数により再積算をして予算配分を行っている。
- ・評価の高い教員に対し、教員顕彰として研究費の配分を行うことで教員の教育の質を高め研究に対する意識向上とやる気を後押ししている。また、大学運営に貢献した学部に対して教育運営費を教員に対して研究費を増額し、学部運営の質や教員の質を高めている。本学の教育運営費比率は 45%前後で推移しており、全国私大平均の教育研究比率 40.5%と比較しても本学は高い比率である。
- ・研究は科学研究費補助金のほか、別紙のとおり多様な外部資金を獲得して授業料収入に頼ることなく遂行している。

【問題点】

- ・中長期の財政計画を策定し、財務関係比率に関する指標を設定して健全な大学運営を確保しようとしているが、人件費を含めた支出経費の抑制がなされている一方で、学生の募集が低迷しており収入確保が厳しい状況となっている。そのため収入減少が原因で財務関係比率にも悪影響をもたらしている。
- ・長所とは逆に、評価の低い教員に対しての支援策は無く、士気の低い教員は研究費もある一定の配分額のみ支給であるため研究費を多く必要とする教員は外部資金を獲得するしかない。
- ・外部資金を獲得するためには、教員の研究実績や作文能力が問われるため誰でも容易に申請できるものではない。
- ・科学研究費補助金に申請するために学内の講師による書き方講習会を実施し、さらに個別相談を行っているが今一歩採択に結びつかない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、「学校法人医療創生大学経営改善計画」および「第 2 次中期事業計画」に基づき、中長期財政計画を策定し、PDCA サイクルを通じた実効的な運営を進めており、これが

点検・評価報告書 様式

財政基盤の安定化に寄与している。人件費抑制策や LED 化工事による経費削減も成果を上げており、教育研究水準の向上に向けた教員顕彰制度や教育運営費の傾斜配分も評価に値する。さらに、科学研究費助成事業をはじめとする外部資金の活用により、授業料収入への依存度を下げる取り組みも進められている。

一方で、学生募集の低迷による収入基盤の不安定さや、評価の低い教員への支援策不足が課題として残されている。また、科学研究費助成事業への採択率向上に向けた取り組みは一定の進展を見せているものの、実績の向上にはさらなる工夫が求められる。これらの課題解決には、学生募集活動の強化や新たな教育プログラムの開発、教員スキル向上の支援体制の整備、研究支援の拡充が必要である。

全体を通じて、財務基盤のさらなる強化と教育研究活動の質的向上を目指すためには、学生募集活動の活性化、外部資金獲得の支援体制強化、教育・研究に必要な経費の適正配分の維持が求められる。これらを着実に実行し、持続可能な大学運営を実現したい。

終章

本報告書に記したとおり、全編を通して本学の自己点検の結果は基準に照らし合わせると、概ね適切であると評価した。しかし、各章毎の問題点や全体のまとめで指摘したとおり、改善すべき問題点が残っており、実質的な内部質保証体制を運用する取り組みを不断に進めていかなければならない。

本学は2018(平成30)年に受審した機関別認証評価の結果において、内部質保証体制の構築が不十分であるとの指摘を受け、その体制づくりに取り組んできた。教学マネジメントの確立においては、各学部・研究科が3ポリシーの検証を定期的に行い、内部質保証については各学部・研究科並びに各部局が法人の中期計画及び大学のアセスメントプランに則った点検・評価を行い、全学教育委員会と自己評価委員会を中心にPDCAサイクルを機能させている。しかし、現行の体制が、単に数値目標をクリアすることが目的化しつつある点は改善すべき課題である。更に内部の体制を整えたとしても、「学生のための」実質的な内部質保証となっているのかについての点検・評価についても改善すべき課題であると認識している。特にPDCAサイクルの「C」の部分については、点検・評価プロセスそのものに対する仕組みの構築、並びに、大学内部の点検・評価のみならず、学外者や学生の実質的な意見を聴取するしくみの構築をしていくことが求められる。

もう一つ課題としてあげられるのが、教育の可視化である。本学に入学して、学力やその他の能力がどのように向上したのかの成長度合いを学生自身が確認・実感できる仕組みづくりを行っていかなければならない。2025(令和7)年度に学習成果可視化ツールを導入する予定ではあるが、導入のみでは教育の質向上や個別指導の最適化、カリキュラム改善などの達成には至らない。学生と共に成長してゆく内部質保証体制を構築するため、得られた結果をどのように解析し、教育に活用していくか、内部質保証体制の中にこのツールをどのように位置付けて、教育改善を行っていくかを早期に示す必要がある。

学生の受け入れ(定員管理)についても引き続き改善していかなければならない課題である。学生募集活動の強化はオープンキャンパスや出前講座、高校訪問、大学ホームページでの広報など様々な形で行っているものの改善には繋がっていないのが現状である。18歳人口の減少が顕著である現状を見据え、定員充足率の向上を図るため2025(令和7)年度入学生から、入学定員の変更(薬学部薬学科60人→40人、看護学部看護学科80人→55人、健康医療科学部作業療法学科40人→20人、健康医療科学部理学療法学科60人→55人、心理学部臨床心理学科60人→40人)を行い、定員規模の適正化を図った。更にいわきキャンパスでは看護学部、健康医療科学部、心理学部の3学部を統合し、2026(令和8)年の「総合医療学部(仮称・設置構想中)」設置に向けて準備を進めている。これは定員規模の適正化ということもあるが、学部統合により、これからの医療で求められる学部横断的なチーム医療としての学びを実現し、地域社会で必要とされる医療に携わる人材を育成するためのものであり、本学にとって重要な一歩になると確信している。

点検・評価報告書 様式

本学の教育理念・目的である「科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生」を実現するため、学生自身が成長を実感できる大学として努力を積み重ねていきたい。